

平成17年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成17年3月10日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康 福祉部長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事務局長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 長 次	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	上田	晴基
市民健康福祉部次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部 総括マネージャー心得	堤	文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	荒川	貴之

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議第 1 号から議第 4 号まで  
(野州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例他 3 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 3 議第 5 号から議第 13 号まで  
(野州市税条例の一部を改正する条例他 8 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 4 議第 14 号から議第 25 号まで  
(平成 17 年度野州市一般会計予算他 11 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 5 議第 26 号から議第 30 号まで  
(平成 16 年度野州市一般会計補正予算(第 2 号)他 4 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 6 議第 31 号から議第 52 号まで  
(平成 16 年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について他 21 件)  
質疑、常任委員会付託
- 第 7 議第 53 号  
(市道路線の認定及び廃止について)

質疑、常任委員会付託

第 8 議第 5 4 号から議第 5 8 号まで

( 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について他 4 件 )

質疑、討論、採決

第 9 請願第 1 号から請願第 3 号

( 「 人権侵害の救済に関する法律 」 の早期制定を求める意見書の提出  
に関する請願他 2 件 )

常任委員会付託

第 1 0 代表質問

第 1 1 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

( 再開 )

議長( 秦 眞治君 ) ( 午前 9 時 0 0 分 ) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 3 2 名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

( 日程第 1 )

議長( 秦 眞治君 ) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 1 7 番 辻 藤雄君、第 1 8 番 森田貞雄君を指名いたします。

( 日程第 2 )

議長( 秦 眞治君 ) 日程第 2、議第 1 号から議第 4 号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますのでこれを許します。

第 2 9 番 野並享子君。

29番（野並享子君） 議第3号野洲市工業振興条例について質問を行います。

今回上程されています工業振興条例は、企業誘致や既存企業の増設、移転に助成するものです。5億円未満の投下資本にも対応できる条例になっています。さらに公害設備や環境負荷軽減設備などへの助成もあり、大いに期待できるものでもございます。しかし、何点か確認のために質問をいたしたいと思います。

まず第1点、この条例で新設の場合、土地代5億円、建築設備5億円、あと環境関連事業など6,000万円、合計10億6,000万円ぐらいの投資をすれば2億数千万円の助成金が出る条例です。これだけ助成をし、その企業からの法人税、固定資産税、償却資産税など、どのぐらいの税収予想をされているのか。また、この助成のお金を回収できるのは何年ぐらいを想定されているのかお尋ねいたします。

2点目、本条例では5年後に廃業しても助成金は返還しなくてもよいということになっています。第1点目に関連いたしまして、5年で2億数千万円以上の波及効果を積算されて5年という期間を区切られたのでしょうか。

第3点目、条例第10条で助成措置の取り消しがあります。助成の全部もしくは一部返還を求めることができるとありますが、この基準は何を基準にされているのでしょうか。

第4点目、また5年以内に事業を廃止もしくは6カ月以上休止したときなどがありますが、この場合廃止ではなく倒産したときには、野洲市は債権者になれるのでしょうか。

5点目、規則第3条で助成金の交付基準が定められています。投下資本額が5億円以上の事業者の増設、移設にも助成することになっています。例えば、オリベストなどは8号線バイパスのときには移設しなければなりません、当然この条例を適用することができると考えますが、見解を求めます。

6点目、新規雇用従業員を新設で10名以上、増設、移設で5名以上となっていますが、何千人も従業員がいる大企業ならばいいのですが、100人程度の中小企業で10人といえれば1割になります。50人ぐらいのところだったら2割ぐらいの状況となってしまいます。これだけの新規雇用は生産現場からの声として、生産活動に支障を来すと言われていますが、見解を求めます。

7点目、村田製作所など優良企業が増設したときにもこの条例が適用されるのでしょうか。海外でもうけて払った税金を外国税額控除を活用して地方法人税の減税をしています。このような優良企業に助成をしなくても、当然企業の設備投資で行うべきだと考えますが、見解を求めます。

第8点目、乙窪工業団地もイオンの誘致ではなく、この工業振興条例を使い工場誘致を行うべきではないでしょうか。見解を求めます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の議案質疑、野洲市工業振興条例の質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

1点目のご質問、税収の予想につきましては、固定資産税、法人市民税、間接的に従業員の住民税の税収が見込めるわけでございます。しかし、試算につきましては大変難しいところがございますが、議員のご質問の中の事例、投資額が10億数千万円の場合で想定いたしますと、固定資産税1,500万円、法人市民税300万円、住民税100万円、税収合計といたしまして、約2,000万円の想定ができるわけでございます。中でも、法人市民税につきましては増収を期待しているところでございます。また、現在の工場跡地等をサンプルに、例えば土地4万平方メートル、建物2万平方メートル、償却資産を建物と同額程度にとらえた場合ですと、投資総額約30億円に対しまして、税収は約5,000万円が見込めます。最初に申し上げましたとおり、税収の予想は難しく、投資総額によって大きく変動いたします。

次に、助成金の回収見込みにつきましては、ただいまもご説明申し上げました税収想定と関連いたしますが、投資総額が約30億円以上の場合は約3年から4年、投資総額が10億円以上30億円未満の場合は約5年から10年と想定しております。

2点目のご質問の5年という期間の区切りにつきましては、議員のおっしゃるとおり税収による助成金の回収見込み、また市内産業への波及効果等を勘案して期間を定めたものでございます。

3点目の返還の基準についてであります。助成金の交付対象となった土地、建築設備において、助成措置決定事業者が一部転売等をした場合は返還となります。

4点目の倒産した場合に債権者になれるかについてであります。助成金の申請時に一定の手続を踏めば債権者になることは可能でありまして、その方向で事務を進める予定でございます。

5点目の市内既存の事業者についてでございますけれども、移設、増設された場合はそれぞれ交付要件を満たしていれば条例適用対象となります。ご質問の公共工事による移転

の場合については、費用総額から移転補償費を減じた額として取り扱います。

6点目のご質問の新規雇用従業員の交付要件でございますけれども、新規雇用従業員につきましては、できるだけ多くの市民の雇用増を図るため、最低雇用人数を設けております。近年の事業者の雇用形態を考慮して、対象従業員は通常の正規従業員と、週当たりの所定労働時間が当該事業所の通常の従業員と同等である方、例えば嘱託雇用、臨時雇用の方でございますけれども、そうした方も対象に考えております。さらに、投下資本額5億円未満の事業者の場合は、新設の場合5名以上、増設、移設の場合2名以上となっております。

7点目のご質問の優良企業への見解でございますけれども、外国税額控除につきましては、国が法律で定めた制度でございます。その目的は租税条約を締結している国家間で国際的二重課税を回避するためであります。したがって、この制度の適用を受けて外国税額控除を受けたことを理由として市町村が条例で定める振興策の助成措置を受けられないようにすることにつきましては、法で認められた制度が適用された者に対する不公平な扱いとなります。したがって、議員のご質問のような形ではなく、あくまでこの振興条例の規定に合致した設備投資には助成をしていく考えをしております。

8点目の工場誘致を行うべきではについてでございますけれども、乙窪工業団地につきましては、これまでの旧中主町からの工場誘致の取り組み経過を踏まえ、検討を重ねた結果でございますので、よろしくお願いたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 今の答弁で、30億の資本投下があれば5年ぐらいでの回収になるということですね。30億の資本投下というと相当大的な工場の進出だと思いますが、この条例をつくることによって、多くの企業が進出をしていくことになるならばいい条例になっていくのではないかと思うのですが、しかし2点目、また5点目のそれ以内に廃業をしてしまうという場合、このご時世ですからどういう形で倒産してしまうのか、また外国の企業との合併、アイ・ビー・エムでもありますし、そういった内容がありますから、大企業ほどつぶして外国に行くということも想定できますね。野洲で営業されている中小企業、シライ電子とかその他あると思うのです。野洲を基点とされているそういう工場、こういうところは外国に移っていったというのではなくて、やはり本拠地点を大事にされると思いますので、大企業よりかは私はそういう中堅の企業の存続を図っていける

ような、そうすると30億の資本投下というのがちょっと大変な資本投下になりますから、もう少し下がってくると思うのです。そういった中で5年というのではなくて、せめて10年ぐらいに期間を延ばしていく。廃業のそういうふうな部分に、5年で廃業しても返還しなくてもいいというようなことになっていますが、これをせめて10年ぐらいに延ばして行って頑張ってもらおうという内容にすればと思うのですが、この点の答弁を求めたいと思います。

それと、6点目の新規雇用従業員、今、臨時嘱託も含むという形を言われましたね。資本投下のところで、私も5億円以上というかなり大きな大企業を想定していたのですが、野洲の企業で大企業ではないというのか、具体的に言うならば、オリベストやライトケミカル、あのぐらいの企業の敷地面積とあのぐらいの規模でこの面積、3,000平米以上というふうな、建物の床面積も1,000平米以上ですか、そういうふうな企業が該当していくということですね。そうすると、やはり雇用の部分で先ほど言いましたように、これは新設の場合10名以上、増設の場合5名以上ということになっています。これは本当に生産ラインの方の話を聞くと、従業員が2,000人、3,000人もいるような大企業ならばこのぐらいの雇用でもいけるだろうけれども、しかし1割、2割という形で雇うと、生産現場ではその未経験の方に教えていって生産を図らなければならないというようなことで、この条項を「以上」という形に書いているのは、これは本当に大企業でしか使えないというようなことが言われていまして、そこらあたりがちょっと、本当に中堅の企業が頑張って営業をしていただけるような内容にもう少し変えていかなければ、全部クリアをしなければこの申請を出せないような状況になると、これもまた大変な状況になりますね。1年以上雇わなければならないというふうなことも規定として書いていますから。そうすると、これは足かせにもなるなという思いもするのですが、この点のご答弁をお願いいたします。

それと第8点目ですが、今言われた乙窪の工業団地の誘致に関しては、中主の誘致をしたが進出がなかったという結果でイオンという形になっているようなことをおっしゃいましたが、中主のときにはこういった条例がなかったわけですから、今回この条例が制定されたならば、これをもって企業誘致を行っていく、それが必要なのではないのでしょうか。それを、もう既に中主ではだめだったからという形での結果をもってイオンというふうな形は、現時点でこの条例が出されているのですから、やはり最大限工業団地として造成された敷地ですので、あくまでやはりそういう道を追求していくべきではないかと考えます

が、現時点の状況ですので、市長に答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員さんの再質問でございますけれども、1点目のご質問でございますけれども、5年を10年ぐらいに、助成金の回収の関係で、撤退の関係で関連して言っていたと思いますけれども、本市といたしまして、先ほど野並議員さんのご質問の中でもございましたように、大体投資総額10億円程度の企業を基本的に考えておるわけございまして、大体その回収を見込みできるのが5年というようなことで考えておりますので、5年という期間を設けさせていただいているというようなことでございます。

それと、2点目の従業員の関係でのご質問でございますけれども、新規雇用従業員数が10名以上というようなことだと、なかなか現場の方の何が難しいというようなことだったと思いますけれども、投下資本額、10名以上といたしますのは5億円以上の投下資本額の場合の新規雇用従業員数をいってございまして、投下資本額が5億円以上と5億円未満というようなことで分けさせていただいておりますので、投下資本額5億円未満の場合ですと、新規従業員数が5名以上というようなことで下げさせてもらっておりますので、投下資本額に応じた新規雇用従業員数というようなことで規定をさせてもらっておりますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、8点目の乙窪工業団地の部分でございますけれども、振興条例を適用して誘致をしたかどうかというような話だったと思いますけれども、本市といたしましては、去る2月10日の議会議員さんへの工場団地の内容につきましての説明をさせていただいたときにも、概要の説明の中で市の考え方をご説明させていただいたと思ひますが、イオンの進出につきましては、市といたしましては現段階で受け入れる方針で考えておりますので、そうしたことからこの条例の対象には入れさせてもらっていないというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ご質問の8点目の問題だと思うのですが、これは12月の定例議会にも、先ほど部長が申しあげました2月10日の協議会でもはっきり私の思いは申しあげておりますので、ここで申しあげる必要はないと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。



29番(野並享子君) 2回目の質問に対しての答弁が全然かみ合っていなかったと私は思うのです。1回目の答弁で投資資本総額が10億から30億の場合は5年から10年かかるとおっしゃったのですよね。ですから、私は小さなというのか、中堅で頑張っているところが10年というスパンを持って企業活動を行う、そういう意味において5年という区切りを10年という形にすればどうでしょうという思いで言ったのですが、助成金を出す関係も、回収をしていくという、税金を使うのですからやはりきちっと頑張って営業していただいて、それに見合うだけの税収がなければ、振興条例そのものが本当に振興条例にならない。そういう状況になりますから、だからやはり使った税金をきっちり回収できる、回収できてとんとんですよね。野洲にとってそれで税収がふえるわけではありません。回収してとんとん、それからが野洲の税収として上積みされてくる。助成した効果が表れてくるという内容だと思うのです。そうすると、やはり5年経てばもう助成金は返還しなくてもいいというような、これはやはり税金を使って振興策にならない状況になりますので、1回目の答弁から2回目の私の質問に対しての、言っている意味を理解していただいていないのか、出した条例そのものを絶対変えないということでおっしゃっているのかちょっとわからないのですけれども。そのあたりの検討がされる余地はないのかどうか、それ1点。

それと、先ほど言いました雇用の問題ですが、資本投下だけでは生産現場の関係では話にならないのですね。従業員の関係は、やはり現在従業員がどれだけいるかというところではかっただけだと、一律に人数を決められるというのはいかがなものかということとを私は問題提起をさせていただいたのですが、それもとにかく資本投下だということですので、50名ぐらいの企業でも資本投下しなくてはならない。設備投資として移設をしていくとか思えば莫大なお金がかかります。5億円ぐらいで済むかどうかなんていうのは、ちょっとライン1本入れて、二、三本入れてとか、その他公害設備も行いということになれば、5億円ではおさまらないような金額になると私は思うのです。そういうようなときでも従業員に関係なく資本投下でこういう規定があるというのは、ちょっといかがなものかという思いで言わせていただいたのですけれども、それも全く検討していく余地のないようなお話だったと思うのですが、もうちょっと含みを持った条例、これは規則の中で書いていますので、もっと含みを持った内容にしなければ使いにくいのではないかと思うのです。そういう意味での答弁ではなかったように思いますが、せっかくなのでならば、本当に使いやすいものにしていかなくてはならないと思いますので。

あと8点目の、2月の全協でも思いを話したと、語ったと市長はおっしゃいましたが、あのときにおっしゃったのは、いろんなところに誘致を言っても、振興策みたいなのも持っていないのでなかなか難しかった、土地も高かったということをおっしゃっていたと思うのです。そして、そういう中でこういう条例を今つくっておられるのですから、この条例をここで生かさなければならぬというふうに私は思うのですけれども、イオンありきで話をするのではなくて、せっかくつくる条例なのですから、誰もがあそこに工場が来てくれることを願って工場団地を造成されたと思うのです。工場団地で工場が来るならば商工会との軋轢もなくなりますし、近隣住民とのいろんな不安もなくなりますし、一番最適なのは、この条例を使って、どうぞ来て下さいということで誘致をしていくというのが、まず新しい市のスタートではないかと考えるのですが、これを使わずしてこれ以後の工場誘致に使っていくというのは、今の市民の感情からしてちょっと相入れない部分になっていると思いますが、どうお考えなのでしょうか。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 野並議員の再々質問でございますけれども、今の5年の件でございますけれども、10年に延ばしたらどうかという話でございましたが、条例の第10条で5年以内で事業廃止した場合は返還になるというようなことで、そうした話をおっしゃっていただいておりますが、この5年ということにつきまして、投下していただいた資本が10億で大体5年ぐらいで回収できるといったことから、5年以内の撤退の場合のそうした制約を設けておるわけでございます。そうしたことでご理解いただきたいと思っております。

それから、従業員数の話でございますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように、投下資本額5億円以上と5億円未満という中で、5億円以上の場合ですと、新規従業員数が10人以上ということになっておりますけれども、5億円未満の場合ですと5人ということになっておりますので、それほど縛りについては、普通一般的な、そしてやはり市内のそうした方々の雇用の促進といえますが、そうしたこともあわせまして、そうした従業員数を考えて数字をさせてもらっておりますので、そこら辺のところをよろしくご理解いただきたいと思っております。

あと、3点目の乙窪の工業団地の件でございますけれども、先ほどから市長もご答弁されましたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第1号から議第4号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第3）

議長（秦 眞治君） 日程第3、議第5号から議第13号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） 議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問いたします。

今回の税条例の改正は、旧中主町と旧野洲町の税率を統一するために行われます。また、資産割を廃止していく方向のため、資産割を下げ、所得割が引き上げられました。合併する前は負担は低い方に、サービスは高い方にするとされていていながら、国保会計は市全体の医療費から算出されています。そのため、野洲市で1人当たり6,139円、旧中主町で3,378円の引き上げとなっています。市民にとって今年は公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止や定率減税の削減により、年金額が下がった人は全国で500万人、これまで非課税だった人で所得税が徴収されるようになった方が全国で93万人、また来年6月からは住民税の老年者控除の廃止や公的年金控除の縮小により住民税も課税されます。このような方々は、国保税の所得割の課税による保険税の引き上げや介護保険料も第3段階から第4段階になり、1.25倍になります。今回介護保険料も引き上げられます。これまで旧野洲町の第3段階で年間3万8,000円でしたが、今回の値上げ案では9,400円アップの4万7,400円になります。さらに、非課税が外れ第4段階になりますから、5万9,250円になります。一気に2万1,250円の引き上げになります。ここに所得200万円の方は国保税が医療分と介護分合わせ約1万1,000円の引き上げとなり、合計で3万2,250円の負担増になります。年金で暮らしておられる方々にとっては、大変な負担増になります。このような点を踏まえまして、以下のことを質問いたします。

第1点目、今回の値上げにより幾らの増収を見込まれているのかお尋ねします。

第2点目、合併による激変緩和措置として交付税があります。国保会計に入れるべきで

すが、見解を求めます。

第3点目、基金残高を取り崩し、国保税の引き上げをやめるべきだが、見解を求めます。

第4点目、医療費の伸びが5%と言われましたが、伸びの主な原因、要因は何なのか、またその対策はどのようにされるのかをお尋ねいたします。

第5点目、国保税の引き上げは滞納額をふやす繰り返しであったと考えますが、見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 皆さん、おはようございます。

私の方から、ただいまの野並享子議員の野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の改定による増収額ですけれども、医療費総額が増加する推計であることから、必然的に1人当たり医療費分で約3,400円程度、仮に同じ人数で換算すると総額で約4,900万円の増となります。

2点目の交付税の件ですが、合併に伴う臨時的経費や格差是正分として措置されることになっておりますが、その中にご質問の国保に関連する部分の措置分はございません。したがって、国保会計にあえて格差是正分を繰り入れようとしますと、それは単に基準外繰り入れとなってしまう、適正な措置ではなくなるということにつながりますので、ご質問の措置はすべきでないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の基金取り崩しによる国保税の引き上げの抑制の件ですが、国保税の税率の算定にあたっては、新たな基金の必要保有額の設定として過去の医療費の年度間の変動実績に基づく被保険者の負担変動額と、国の指針による保健給付費と老人保健拠出金の年額の5%の額とがほぼ一致したため、その額が1億円であることから、そのうちの8,000万円を取り崩し、加えて決算剰余見込み額の一部2,000万円を財源とした上で税率の設定をしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

4点目の医療費の伸びは、高年齢者層の増加、医療の高度化、生活習慣病の増加などが主な要因と分析しております。また、その対策としましては、人間ドック・脳ドック検診補助制度の活用による疾病の早期発見や健康推進課による各種健康づくりの事業の展開により、結果として医療費の抑制につながればと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

最後の5点目の、国保税の引き上げは滞納額をふやす繰り返しであったのではとのご質

問につきましては、滞納者の中には残念ながら国民皆保険制度への無理解や納税義務意識の希薄な方が少なからず見受けられる実態があります。しかし、真に税負担が困難な低所得者世帯には国保の基本料金部分に当たる応益割の7割、5割、2割軽減の措置もありますので、議員ご指摘の税率改正がそのまま滞納につながるものとは考えておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番(野並享子君) 今回の増税で4,900万円ということをおっしゃいましたが、医療費1人3,400円増と。医療費から算出をされたのですか。医療費から算出をするのではなくて、税金から算出をしていくべきだと思うのですが、国保の運協の資料では、課税総額、課税必要額というのが旧野洲の場合は8億7,375万円、現行税率でいった場合は。今回の改定税率、引き上げをした場合の課税総額、課税必要額というのが9億950万という計算になっているのです。そうすると、現行税率から改定税率になったことによって、2,485万円という金額が出てくると思うのですが、純増的な値上げによる税というのは、旧野洲の方にとってはそういう状況になると思うのですが、そういうふうな計算の仕方はされないのですか。3,400円という1人当たりの計算の根拠はどこから算出方法を出されたのでしょうか。その算出根拠を明らかにしていただきたいと思いません。

2点目の国保の地方交付税で、合併によっては普通交付税から6,800万円、特別なので1億6,800万円、県の特例交付金で1億2,000万円、これまで合併の説明のときには激変緩和措置としてのお金があるということをおっしゃっていたのですが、そういう形で3年くらい使えるようなことを聞いていたのです。当然、大幅な引き上げになりますから、ここに繰り入れていくべきだと思うのですが、今言われた基準外繰り入れになるという、これはこういう会計には入れてはいけないという形になっているのですか。大幅な引き上げ、小さな問題ではないのですね。これだけの激変になるという部分ですから、当然入れていくべきだと思うのですが、これが基準外繰り入れということは、国も県もこの問題に対しては全く入れてはいけないという形になっているのですか。それだったら、合併の説明のときに激変緩和でということはいったいどこに使われることになったのか分からないのですが。もう少し説明を求めたいと思います。

基金が5%ということで1億円ということになるので8,000万円は取り崩しということが言われています。5%ということまで持ってこられたというのは、今までからの旧

野洲町での答弁からすると、3カ月、3カ月ということをおっしゃられたのですから、清水の舞台から飛び降りるつもりの5%になったなど。これまで5%にすべきだと繰り返していた私とすれば、そういうことで一歩も二歩も前進ではあるかと思いますが、しかし県内の基金の状況を見ますと、どこも国保の会計は大変な状況になっていて、栗東市なんていうのは例外なのかも知れませんが、基金はゼロ円という状況でずっと推移していますから。しかし、どこも本当に5%さえも割っていったような状況で、何とか国保税を引き上げることなく基金を使ってでも税負担を下げようという思いが、また努力がされておりますが、ここらあたりの、これまで言われていた内容から基金は8,000万円取り崩して繰越金の中から2,000万円ということですから、それなりの努力をされての引き上げの額になっていると思うのですが、しかし1点目の言われた点とあわせて、私の計算でいうと二千数百万円繰り入れることによって、今回の引き上げはしなくて済むという思いをいたしておりますので、何とか本当に負担を抑えていくということをしていただきたい。基金というのは、やはり生きたお金ではないので、死に金ですので、生きたお金に使ってほしいのです。この点の見解を求めたいと思います。

それと、最後の国保税の問題ですが、滞納額の部分です。これまで平成12年、13年、14年、16年、17年と、介護保険は毎年上がっているのです。介護保険が上がっている中で、国保税の引き上げもされてきました。しかし、平成14年度は介護保険が引き上げられたときに、余りにも大幅な引き上げになるので、野洲の場合は世帯割を下げたのです。国保税の世帯割を、医療分の世帯割を下げて、本人の負担が引き上げにならないように平成14年度に行われました。

ですから、介護保険がどんどん毎年上がっていく中ですので、国保の関係も基金があるんだったらそこに使って行って、負担がふえないようにしていくのが市民の立場に立った税金の使い方ではないかと思います。収入未済額の問題も、平成12年では1億3,246万円でした。13年でそれよりも441万円ふえました。その次の年も144万円ふえて行って、その次15年度も736万円ふえて、15年度で1億4,567万円というのが野洲市の未済額の合計額です。16年度は途中で合併になっていますので、どういうふうな推移で今動いているのかわからないのですけれども、しかし確実にふえていっているということだけは現実としてあるかと思えます。これはやはり、納税意識のどうのこうのということをおっしゃいましたが、毎年毎年負担がふえていっているということと、滞納

額がふえていっているということがずっと連動しているのです。この問題は、やはり意識だけの問題ではなくて払えないという現状、高過ぎるという現状があると思います。所得税よりも高い国民健康保険税、こういう状況で所得税がかからない人でも国保税が本当に高いというのが、今皆さんの中に実感としてありますから、税を引き上げることによってさらにまた滞納がふえるという繰り返しになっているのではないかと思うのですが、そういう数字をにらまれたことはあるのでしょうか。

ご答弁をお願いします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） まず第1点目の3,400円、医療費の方から算出したのかというご質問ですけれども、そのとおりでございまして、医療費の方から算出された額でございます。ちなみに、今野並議員のおっしゃられました9億の話ですけれども、それは税の方から税率算定にあたっての見込み額でございまして、9億950万、それに収納率を掛けました8億5,400万が税收確保必要額と認識しております。1点目につきましては、医療費の方から算出したということでございます。

2点目の交付税による措置がとれないのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、合併直後の臨時的経費に対する財政措置ということがあるようでございまして、内容を調べてみますと、行政の一体化、例えば基本構想の策定でありますとか、コンピューターシステムの統一、ネットワークの整備、そして行政水準、住民負担水準の格差是正というものに充てるといふふうになっておって、担当の保険年金課の方でも国保税の格差是正に使えないのかということを確認いたしましたけれども、これには該当しないということでした。

それから、3点目の基金を取り崩してというお話でございますけれども、現在基金は合併直後でございますけれども、1億8,000万でございます。野並議員よくご承知のように、そのうちの8,000万というものを格差是正に充てようと、剰余金から2,000万と、計1億円をこの格差是正に充てていこうということでございます。これも国保の運協等でも多分議論があったことと思いますけれども、今すべてこの財政基金を取り崩すということは、現在の被保険者にかかる負担を後年度の被保険者の負担へと先送りすることになるかと考えますので、一番医療費の格差があった1億7,000万のうちの半分、約1億円、そしてまた先ほどの回答でも申し上げましたように、保険給付費と老人拠出金の5%が9,600万となって、ほぼ1億円と一致いたしましたので、この額を残して来

年度からに備えるというふうに考えております。

それから、また税率改定につきましては、中長期的な財政運用を念頭に、毎年税率改正を検討していきたいというふうに考えております。

それから、国保税が高過ぎて滞納がふえるのではないかとのご質問でございますけれども、本市におきましても、先ほど申し上げましたように、7割、5割、2割の軽減措置を受けておられる方が約3割おられます。そういった中で措置はできていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 第1点目の値上げの増収の部分ですが、委員会までに医療費からの算出ではなく税を上げることによって幾らの増収を見込まれているのか、上げることによっての金額を正確に出していただきたいと思います。私が出した方法でいいのかどうか、私は旧野洲町の部分だけを取りましたので、中主町の分ではありませんので、そういうあたり幾らの増収を見込まれているのかという質問をしていますので、医療費からの算出という形の質問をしておりませんので、委員会までに出していただきたいと思います。

今までこの国保の問題をずっと、とにかく負担を下げよ、下げよということを言ってきて毎年上がっていったという現状になっています。基本的には医療費が高騰しているとか、また薬剤費がどんどん、新薬が使われると薬剤にお金がかかっているとか、1人当たりの医療費が高く付いていっているというのが現実にあるかと思います。そういう意味において、4点目に言ったように伸びている原因が何なのか、それをどうすれば削減していくことができるのかということも行政としてきちっと分析をしながらいかないと、医療費がこれだけかかるから国保税を上げなければならないということの繰り返しになっていますので、今までからも人間ドックや早期発見、早期治療はされていたと思うのです。しかし、医療費の伸びの方が大きいというところにおいては、やはりもっともっと調査、研究をして、市民全部含めて健康な状況になっていけるような対策を立てていかなければならないと思います。国保税が全国でも低いというような自治体を見ても、やはりもっともっと一人ひとりの健康に対するもの、きめ細かないろんなもの、対策、それこそ市民ぐるみのさまざまなことが行われていますので、そういった面も含めて保健行政はやっていくべきだと、国保だけじゃなくて保健も含めてやっていくべきだと思いますので。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。



市民健康福祉部次長（高田一巳君） 1点目の件でございますけれども、この件につきましては5%増の医療費に基づいて算出した税率でございます、この税率で総額5,300万円の増収になります。これを推定被保険者数で除した額が3,400円ということでございます、伸び率を換算しない場合は4,900万円ということでございます。次期の委員会にはまた詳しい資料を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番目につきましては、健康日本21を主眼に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 次に、第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは、質問をさせていただきます。質問をするにあたりまして、今の議案質疑を聞いておりまして、国の激変緩和に対する措置につきまして、先ほど話がありましたように、合併の説明会では負担を低くする根拠の一つとして、こういう国の激変緩和の補助制度があると。その根拠を示して説明されたわけで、それが今の時点で基準外繰り入れはできないということでそれをされないということは、当時の約束違反にもなると思っておりますので、大いに反省されることをはじめに求めておきます。それでは質問いたします。

議第11号の野洲市介護保険条例の一部を改正する条例であります。提案されました条例改正案は、17年度の1号被保険者の介護保険料の改正、すなわち値上げであります。その理由は、これまで聞いておりまして旧2町の保険料の統一、また保険給付費の大幅な伸び、それに対しての保険料の改定ということがされています。

しかし、今回の値上げを見ますと、例えば第3段階の基準額でいいますと、旧中主町では4万1,000円が4万7,400円ですね。旧野洲町では3万8,000円が4万7,400円、野洲町では実に1万円近くも大幅に値上げされています。つまり、保険給付費が多くなりますと、自動的に介護保険料が高くなるといういわゆる制度上の矛盾はありますが、とはいえ、年金暮らしのお年寄りにこのような大幅な値上げを行うことは、やはり暮らしを守る市政とは言えないと思います。その立場から2点について質問を行います。

まず1点目ですが、今言いましたように、この介護保険制度はこれまで国の制度の、当初は福祉制度、措置制度としてあったわけですが、それを抜本的に保険制度に移したわけですが、大きな変更が今問題となっております保険料の徴収、また国に対しては国庫負担分の大幅な減額でありました。これが今日の介護保険会計の大きな近年の

障害となっております。そんな中で3年ごとに見直しが行われます。さらに、今では5年の経過を踏まえ、抜本的な見直しもされようとしております。

そこで問題であります。厚生労働省が介護保険への財政負担の削減を目的に、要介護度の低い部分への在宅介護サービス、これを保険から除外すること、また施設入所抑制のために特別養護老人ホームにおける入所者に新たな居住費の徴収、これはご存知だと思いますが、食事、部屋代などの徴収であります。試算では、相部屋では8万7,000円、個室では13万4,000円にも達するのではないかとされており。また、特別対策として実施されてきました低所得者対策の廃止など、基本はサービス抑制と負担の強化であります。

そこで聞きたいのは、今回大幅な値上げをされましたが、こういうことも含め、基本はサービスの抑制と負担の強化であります。こういう国の進める方向に対して、やはり市民の立場に立った介護保険制度を進めていかなければならないわけではあります。今言いましたように、本市の場合条例改正案を見ますと大幅な値上げであります。そこで、第1号被保険者は17年度で本市の場合8,372人を見込んでおられます。そのうち第1段階の老齢福祉年金及び生活保護者は42名、第2段階の市民税非課税世帯者は1,562名を見込んでおられます。とりわけこれらの方々に多くの影響を与えるわけではあります。たとえば国民年金を満額受けた人でさえ入所困難な事態が発生いたします。

いろいろ言いましたが、こういうことに関して、抜本的な国の制度に関わる問題といたしまして、市長は国に対して今後の国の改正の方向も含めて自治体として意見を申す姿勢があるかどうか。これがまず1点目の基本であります。

2点目ではあります。市独自の努力、このままでは今言いましたように17年度も、さらには18年度以降も保険料が高くなる可能性があります。その中で市の努力が私は必要だと思います。1点目には独自の保険料、利用料の減免制度を充実させること、これは現在全国多くの自治体でされておりますが、そういう考えがおありなのかどうか。2つ目は、先ほど前段に言いましたように、基準外繰り入れとしてできないと言われてましたが、私は合併の説明会等の経過からを含めば、行政が約束を守り、負担軽減のための対策を国の地方交付税算入分も含めてすべきと思いますが、この点について改めてお聞きいたしておきたいと思っております。

2点目の議第12号中主町こどもの家設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は次の議案の野洲町こどもの家設置条例の一部を改正する条例と同趣旨でありまして、一括してお聞きいたします。

今回の改正につきましては、旧中主町においては、これまで社会福祉協議会の運営、一方、野洲町では保護者会の運営でありました。こういう状況の中、保護者が安心して働くことができる、また子どもの放課後の安全と生活を保障するという本来の設置目的、これをより一層発展させるため、今回旧2町の運営を統一させようとするものであります。

その内容は、具体的には野洲町の保護者会運営方式を旧中主町で実施していた社会福祉協議会の運営方式に統一するというものであります。これは行政と長期にわたり保護者会と協議されてきまして、一定要望に沿ったものと考えます。そこで、より一層学童保育所を充実発展させる立場からお聞きいたします。

1点目でありますが、学童保育所の健全な運営に関わる問題でありますが、先に言いましたように、この4月から社会福祉協議会への運営委託となります。その中で指導員の問題でありますが、指導員は社会福祉協議会が採用されます。そこで、保護者会運営から社会福祉協議会への移行に際しまして、指導員の身分の問題でありますが、行政は十分ご承知のように、学童保育所における指導員の位置は極めて重要でありまして、はじめに言いましたように、放課後の安全と生活を保障する総合的な指導があります。自ずからこの仕事を遂行するにあたり、身分は保障されなくてはなりません。この件に関してでありますが、これまで保護者と行政で設置されておりました学童保育所の運営形態等検討委員会で繰り返し協議されてきました。この中で、協議の結果として、職員の身分、待遇は正規職員及び嘱託とすることが決められております。また、運営主体は可能な限り最大限の正規職員を配置するように努めるとも確認されているとお聞きしております。

これは、現在の保護者会運営の中で採用されている職員の身分を保障する立場もあります。ところが同時に、現在社会福祉協議会が職員募集されていると聞きますが、その内容は嘱託職員と臨時職員のみであります。これを考えますと、これまでの協議からは反していると考えます。もちろん、私自身も嘱託職員や臨時職員の皆さんが学童保育所で熱意を込めて指導されていることについて、これを何ら否定するものではありません。問題は、行政として社会福祉協議会が運営主体として責任のある運営体制を確立する立場から、6カ所の学童保育所、個々の現場において責任と継続性のある保育を確立する立場から、正規職員の配置も必要ではないかと考える、そういう意味から質問いたしております。

以上、これまで市が設置した学童保育所運営形態等検討委員会とも違う方向で職員配置

と体制が進められようとしておりますが、その理由をお聞きしたいと思います。

2つ目は、学童保育所の保育時間の問題であります。6時以降延長保育として7時まで延ばされることについては、一定要望を反映したものと考えます。この件で学童保育所の保育料であります。これも統一されましたが、それはそれでいいのであります。本来学童保育所は放課後の子どもの保育をする施設であります。一般的に保育園でも保育時間は午後7時までというのが趨勢であります。にも関わらず学童保育所は今回の場合6時から7時はさらに延長保育として、その時間の保育料を別途徴収するというのは、私は本来学童保育所の性格からそぐわないと考えますが、こういうことについての見解をお聞きいたします。

3点目には、本条例案における管理運営規則の方であります。定数はおおむね50名とするとしています。この関連で同じく野洲町の管理運営規則では、第2条において入所規模は40人までとし、上限を超えた場合は原則として分割保育とする。ただし、地域の実情により上限を超えて保育できるものとするとして、2町の定数に違いがあります。まずはじめに、それはなぜなのか。さらに、中主町の定数でも実際50名は適切な保育は困難であると思います。一方、野洲町の管理規則では、先に言いましたように入所規模は40人までとし、上限を超えた場合は原則として分割保育をする。ただし地域の実情により上限を超えて保育できるものとするとしていますが、一言で言いまして、これでは上限があつてないに等しいのであります。

例えばお聞きしますと、北野学童保育所は今80人以上になり、今年増築されましたが、来年度の入所見込みは100人を超えと言われております。増築しても、さらにオーバーになります。このような状況に対して、地域の実情ということで現状を放置されるのかどうか。障害児もいる中で、こういうすし詰め状況は問題と考えます。本規則ではどうにも解釈できることになっております。適切な学童の定数を規定することにはなっていないと考えますが、この点お聞きいたします。

4点目は、社会福祉協議会の指導員募集では嘱託と臨時ということになっておりますが、春休み、冬休み、長期休みのときはアルバイトにも来てもらうということも言われておりますが、委託後どのような対応になるかお聞きをいたしておきます。

以上、2議案についてお聞きいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 小菅議員の介護保険条例の一部を改正する条例に

ついでのご質問にお答えいたします。

第1点目の介護保険制度の財源負担及び低所得者対策に関しての国への要望についてのご質問でございますけれども、介護保険事業の健全な運営を前提とした上で、低所得者等に対して必要な対策を講ずるべきであると考えておりますことから、既に県市長会あるいは近畿市長会を通じ、国に要望しているところでございます。

第2点目の保険者の独自の対応についてのご質問でございますけれども、介護保険料の減免につきましては、現行制度の運用の範囲内で制度的無年金者、あるいは低所得者等に対して必要な減免措置を講じられるよう関係規程を整備し、既に運用しているところでございます。また、利用料につきましても、独自施策として訪問看護サービス利用者負担助成制度を整備しているところであります。また、国の要綱に基づく低所得者に対する訪問看護サービス利用者負担軽減措置が本年3月で失効いたしますことから、独自施策として引き続き必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、市町村合併の財政措置の活用についてのご質問でございますけれども、市町村合併に伴う臨時的経費につきましては、普通交付税に上乗せされ、国が一定の財政措置を講じることとしておりますが、これらの経費にあってはシステムの統一等、行政の一体化に要する経費、行政水準や住民サービス水準の調整等に要する経費を想定しており、直接介護保険料の財源としての活用を想定するものではございません。しかしながら、このたびの介護保険料率の改定につきましては、改定割合が大きいことを真摯に受けとめ、今後その分析に努めると共に、介護予防事業の充実をはじめとした給付費抑制に向けての取り組みを強化してまいりたいと考えております。

続きまして、こどもの家設置条例の一部を改正する条例の4点にわたるご質問にお答えいたします。

まず1点目の指導員の身分についてですが、学童保育所の運営におきましては、この4月から社会福祉協議会に運営を移行する予定であり、保護者会、指導員会、行政、学識経験者等と学童運営形態等検討委員会を設置し、野洲市放課後児童クラブ運営基準を作成いたしました。その運営基準では、議員ご指摘のように職員の身分として「学童保育所指導員は、運営主体の正規職員及び嘱託職員とする。運営主体は可能な限り最大限の正規職員を配置するよう努めること」となっております。ただ、運営基準はあくまでも基準原案であり、原案を尊重しながら、学童保育所の運営に関する条例や規則を改正していくことで、よりよい運営を図っていきたいと考えております。

第2点目の延長保育についてですが、今回社会福祉協議会へ運営を委託するにあたり、保育内容の一元化が必要でありますので、保育時間につきましても各学童保育所で違いがありました。しかし、仕事の関係などから、どうしても午後6時以降も保育を希望される方がおられるため、延長保育を実施することにしました。保育料につきましては、午後6時で帰る児童との公平性を保つため、延長保育料を徴収することといたしました。

次に、第3点目の野洲町の運営規則の第2条で、入所希望上限は40人までとし、上限を超えた場合原則として分割保育とするという点についてですが、学童保育の運営上、1クラス40人程度が集団活動や子どもの状況把握ができる範囲と判断し、規則に決めました。次の「ただし地域の実情により上限40人を超えて保育できるものとする」という点については、施設や職員や子どもの年齢構成などの状況を考慮して、柔軟に運営できるように定めたものであります。なお、北野こどもの家も含め、すべての学童保育所におきましては、1人当たりの専用面積は面積基準を満たしております。

次に、4点目の春休み、夏休みの長期休暇中の学生アルバイトについてのご質問ですが、春休み、夏休みなどの長期休暇などは、開所時間が長いことや季節入所の児童がいることから、入所人数も増加するため、指導員の増員は必要であると考えています。したがって、アルバイトを雇用し対応していきたいと考えております。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 介護保険料の改正であります。市長に意見をお聞きしたいということをはじめに言いましたように、介護保険制度そのものが地方自治体の努力を超える難しい部分があるのは事実でありまして、それを先ほど国に言うべきことはきちっと言うことを求めたわけではありますが、そこで先ほど地方6団体との関係も含めて主張しているということではありますが、問題は、例えば私の提案であります。現在国が25%を負担しておりますが、やはり介護保険会計が大変であるという意味で、当面この負担分を引き上げる、けれども直ちに30%引き上げる、そういう問題とか、同時にやはり保険料、利用料は負担率が高い。だから、今の定額制を改め定率制にすること、そういう中で実効ある保険料や利用料の減免制度を国としてもっと実施すること、あといろいろあるでしょうけれども、市長自身が具体的な内容をもって本市の介護保険財政を守る立場からも、そういう主張を今言ったことも含めてされようとしているのか、既にしているのか、その点お聞きしておきたいと思っております。

それと、具体的な今回の値上げ提案であります、この値上げ提案に対しまして、保険給付の資料を見せていただきましたが、例えば15年は保険給付が17億3,970万円、16年度が19億4,657万円、そして今回値上げに関連しまして見込み額、17年度は21億3,984万円、毎年億単位で伸びております。この3年間で約4億円の伸びですね。これから見ても、17年度どころか18年度以降も一層伸びは大きいことが考えられるわけでありまして、必然的に保険料の値上げもこのままいけば行われる。そういう意味でお聞きしますが、17年度すらこういう大幅な値上げ、18年度以降保険給付費がさらに上がれば大変だと思いますが、17年度、そしてこの18年度も含めてどういう推移を見込んでおられるのかお聞きしておきたいと思っております。

それと2つ目は、再々言っておりますように、いずれにしろ保険料の支払い限度は超えていると思っております。先ほど一定必要な規定は、規定の中で減免等も含めてやっておられると言いましたが不十分です。そこで、第1段階、第2段階、とりわけ困難なこの状況の中で現在の5段階制の見直しとか、あるいは第1段階、第2段階の基準額の0.5あるいは0.75の引き下げとか、こういうことも含めて具体的な低所得者層の軽減措置をやはり市として検討しなければいけないと思うのですけれども、そうでないと、低所得者層はより一層負担が高くなりますので、今言いましたそういうことを含めて検討すべきだと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

それと、学童保育であります、同じことを言うかも知れませんが、お聞きする中で学童保育所運営形態等検討委員会、これは行政と保護者、指導員等で構成されていたと思うわけでありまして、昨年12月の第11回会議で、先ほど言いましたように指導員は正職員と嘱託職員にする、そのために最大限正職員の配置を行うと。これが行政側の委員も含めて全会一致で決められたこととお聞きしているのですが、先ほどの答弁ではそれを尊重するという表現にとどめられましたが、最大限努力をする、それを職員の参加も含めて全員一致で決められたことをどう尊重されたか。この考えが変わるからにはそれなりの検討があったと思っております、その点についてお聞きしたいと思います。

それと、2つ目の定数で、さっき言いました中主町は現状50名、野洲町は40名、その違いなのでありますが、一言で言って柔軟に対応していると言われましたが、これは言葉をかえればあいまいと言うのです。先ほど言いましたように、このままでは定数がないようなもの、そういうあいまいな定数管理を続けていけば、先ほど言いましたように、例えば北野学童のように収容が事実上できない、面積は基準を満たしていると言わ

れましたが、現実には当然現場にも行って見ておいでと思いますが、北野にしても中主の学童保育所にしても、現実には大変な保育室の状況ですね。そういう意味で言いましたので、柔軟ではなくて、このあいまいさを改善してきちとした定数管理、同時にそれに基づく分割の考えを、やはり私は基準を明確にすべきだと思うのですけれども、それがなされていないと先ほど言いましたので、柔軟とあいまいと相反する考えでありますので、もう一度お聞きしておきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 介護保険に係る質問でございますが、5年前に国は見切り発車をした部分がございます。これは誰しもがそう思う内容でございますが、まさしくまた三位一体の改革ではこれに係る負担金を削減していこうではないかと、こういう思いを国は思っております。

そこで、制度上の問題なのですが、私は前から申し上げていますように、見切り発車をされた部分で給付の部分に非常に問題が多い、こんなふうに思います。例えば、先ほどもおっしゃったように生活に係る部分での給付を受けると、それに非常に高額な負担金を措置を受けた者がしなければならない、こういうような矛盾があるのです。私は介護保険料については、これは義務的にどうしても納めていただくということを言いながらも、今若干の免除措置をとっているのですが、私は給付を受けたことによって本人が負担すべきものについては、これは何らの措置を講じていかななくてはならないのではないかと。それがために給付を受けられないという実態が出てきておりますので、その辺をきちんとめていかなければいけないと。基本的には国に対して要望をしているのですか、やはりこの介護保険制度を全体的に見て、あやふやなところがあるように私は思います。だから国が申していますとおり、施設ケアではなしに地域で支えていこうと、いわゆる在宅を主に置いていこうということですね。それで、在宅を進めていただくと思うと、また在宅と施設ケアで受けた給付がバランスがとれていないという実態があるのです。その辺に非常に難しさがあるのですが、これは小菅さんがおっしゃるように、基本的にこの介護保険制度は、制度的としては恒久的な制度として立派だと思うのですが、ただ運用の内容がいまひとつ、非常にアンバランスだと。こんな思いをいたしますので、これは国に対して意見を申し上げていきたいという思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。



市民健康福祉部次長（高田一巳君） 私の方からは、第2点目の低所得者対策につきましてのご質問があったように思いますので、その件につきましては先ほども申し上げたように、野洲町独自で実施してまいりました訪問看護サービス利用者負担の助成制度につきましては、引き続き独自に必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、平成18年も保険料がという話でございましたけれども、これにつきましても老人保健福祉計画、介護保険事業計画を改めまして、高齢者が生き生きと元気に暮らせる福祉社会づくりに向けて取り組んでまいりたいと、このように思いますのでよろしくお願いたします。

それから、続きましてこどもの家設置条例の件で学童保育の指導員の件でございますけれども、この件につきましては、先ほども申し上げましたように、確かに行政と指導員と保護者との検討委員会の中におきましては正職員という話に、基準にはなっておることは事実でございました。しかし、その後社会福祉協議会との協議、そしてまた市内部での協議の中でも、指定管理者制度が来年18年4月から予定されているということもございまして、社会福祉協議会が指定管理者として引き続きこの学童保育を受けられるかどうか分からないという時点でもありますので、現段階では正職員採用は控えられたということでございます。また、社会福祉協議会で実施しておられるその他の事業、例えばデイサービス事業等の関係から、学童保育所だけ正職員化するというのは難しいということになりましたので、嘱託職員、臨時職員ということで採用されたということでございます。

それから、最後に定数の件でのご質問があったと思いますけれども、旧中主町におきましてはおおむね50人ということが条例化されておりましたし、旧野洲町におきましては定数は定められておりませんでした。この中の「上限40人を超えて」というこの1項につきましては、検討委員会の中で決められたものでございまして、それを明文化したものでございます。先ほども申し上げましたように、今後指定管理者制度の導入が18年4月からということで、今回上程させてもらっております条例は暫定条例ということでございますので、18年4月に向けては定数等も定めて一元化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 学童保育からであります。最大限正規職員を配置する云々について、尊重はするが、その後指定管理者制度との関係も言われましたが、指定管理者制度

が今後どうなるかが障害になっているという表明であれば、これは間違いだと思いますね。指定管理者制度を当初から野洲市が指定するというのも可能でありますので、基本は行政側の姿勢だと思いますね。ここら辺、これが障害といえますか、尊重しようとした正規職員を配置することにならなかったというのは、明確に間違いというか、理由にならないと思うのですけれども、それが最大の理由でしょうかね。ちょっと問題だと思うのですけれども。指定管理者制度は野洲市として募集することなく指定することは可能なのですから、行政の姿勢の問題だと思いますので、逆に言えばそういう姿勢がなかったと思いますので、もう一度経過をお聞きしたいと思います。

それで、同じことを言いますが、中主町ではおおむね50名、野洲町では今回なかったので40名とされましたが、さっき言いましたように柔軟でなくてあいまいと言ったのは、現実中主町にしる北野学童保育所にしろ、規則で定めておられる数字とは、定数とは裏腹に、現実、実態が合っていないでしょうということを言っているわけでありまして、今でも北野学童が80名ほど、来年新年度はもっと多くなるということが言われておりますが、それで現実、地域の実情ということで対応ができるのかどうか。対応どころか収容すら、学童の待機者まで出るんじゃないかと、実際これまで出ていたのかどうかちょっと知らないのですけれども、そこまで発生してしまうのではないのでしょうかね。

だから、言いたいのは定数そのものがあってないようなものにするのはではなく、やはり定めたからには定数と分割の関係を、基準をきちっと明確にして、明確にしたならばそれに基づいて行政は対応すると、こういう姿勢をやはり持ってもらわなければ、条例も規則もあたって一緒になってしまいますので、その意味からお聞きしたわけでありまして、もう一度確認というか、聞いておきたいと思います。

介護保険であります。今お聞きしますと、市長そのものも、私の思いと市長の思いは多少違うところがありますが、これまでの介護保険制度の導入と現状について問題があるということは認識しておられると思うのですけれども、お聞きしましてそう感じましたが、介護保険導入前の措置制度から保険制度にかわって、根本的には国が地方に対する、施策に対する負担を大きく減らしてきたわけですね。突き詰めてみれば、そこが一番大きな介護保険会計のネックになっているわけでありまして、そういう意味で先ほど若干具体的にも言いましたように、当面せめて国は保険給付の3割は持つべきではないでしょうかか、実効ある国としての保険料、利用料の減免制度なり、そういう具体的なことをもって申し入れあるいは主張されたらどうかということをお聞きしたわけでありまして、今言ったこ

とが市長の思いにも入っているのかどうか。一定今言いました具体的なことについてそういう立場で要望されるのか、しておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、減免制度であります。市長も言われましたが、必ずしも十分でないニュアンスのことを言われましたが、高田次長、十分でないのは認識していると思うのですよ。そういう中で今回保険料が大幅に上げられる。このままいけば17年度どころか18年度も、場合によっては私はこれに匹敵するような値上げがされるのではないかと心配しているのですよ。しからば、保険料に加えて市長も心配された利用料も含めて、本当にとりわけ第1段階、第2段階の層において支払えることができるのかどうか。現在でも限界であります。もう限界を超えると。だから、そういう意味で抜本的な減免制度、もちろん国も責任ありますが、市としても検討すべきだと思うのです。そういう意味で基準額の負担を見直すとか、5段階制を変更して、第1段階、第2段階の負担割合を減額するとか、体制的、抜本的減免制度も市として検討しなければいけないのではないかということを行っているわけですが、そういうことは検討の選択の視野に入っていないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再度の質問でございますが、給付があつて保険料を掛けなくてはならない。高度な給付をすればするほど保険料は上がりますよ。これは誰が考えても一緒なのです。それをすべて国にゆだねよと、これでは何の努力もない。やはり地方に与えられた地方分権の中からでも、地方においてそれなりのことを考えていかなければいけない。だから、私は施設ケアをすると給付が満たされても負担が多くなる。だから、今まで施設ケアであったものをこれから地域へ戻していこうではないかと。地域の中でみんな介護していこうではないかということ冒頭に施政方針の中で申し上げています。

そういうことを工夫しながら、言うなれば金のかからないような介護をみんなで目指して、みんなで助け合いながらやっていくのが将来の介護の方法ではないかと。幸い野洲市では中学校区に1つずつのケア施設ができます。それはそれとしまして、今後はやはり地域の中で支えていく、これが基本だと思います。金のかからないケアが必要だと、こういうふうを考えます。

それと、学童保育で正規の職員と嘱託の話が出ていたのですが、私は保護者代表ともお会いをしまして、お話をしました。だから、正規の職員と嘱託職員が違う、偏見があるのではないかと。それにまさる嘱託職員と出会ったらいいわけでしょう。身分の保障を、そ

れはいろんな理由があって、先ほど次長が申しあげましたけれども、そういう理由もありながらの中でも、やはりそれなりの社会福祉協議会が自らやっという、主体性を持ってやっという、こう申しあげているのですから、それはやっという、僕は申しあげましたよ。その中には指導員もおいでになりました。やっという、これは労使の関係になるのですよと。そこで話し合いをしてもらっといういいじゃないですか。今から入り口でとやかく議論するのもおかしい。それは一定偏見があるのではないかという思いも持ちましたので、お話をしました。私は社会福祉協議会を信頼しておりますので、そこできちっという対応していただきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 私の方からは、こどもの家に係ります再々質問にお答えさせていただきたいと思っいます。

何度も申しあげておりますように、正規職員、臨時職員、嘱託職員の話でございますけれども、指定管理者制度も一つの理由でございます。ご承知のようにそれだけが理由ではないという一つが、社会福祉協議会の学童保育の運営に係ります委託料というのは、補助金と使用料を除くとほとんどが市の単費の持ち出しということになります。時あたかも市役所が、市全体が職員抑制の方向にあるというこの段階におきまして、委託先であります社会福祉協議会に正規職員を即雇うというののもいかなものかという判断があっというように思っいます。

そしてまた、来年指定管理者制度が入りましたら、もっとより効率的、効果的な運営ができる団体があるのなら、それもまた一つの選択肢と考えますので、今年につきましては正規職員ではなくて嘱託職員、臨時職員ということになりました。

それから、定数のことでございますけれども、ご存知のように野洲地域の中のきたの保育所、それから祇王学童、北野学童につきましては、今年増築させていただいておりますように、住民ニーズに対応した手だてをされていると、かように思っいます。また、中主の方でも50人を若干超えたような入所申し込みがあっというように聞いておりますけれども、保育所におきまして、定数がありまして1.25倍とか少々オーバーしても入れるということも聞いておりますので、1人当たりの面積を切っというのでしたら危険も考えられまっしょうけれども、現在のところ学童保育所の運営基準、そしてまた全国の学童の基準も満たしておりますので、ご理解をさせていただきたいと思っいます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第5号から議第13号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管常任委員会に審査を付託いたします

暫時休憩をいたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第4）

議長（秦 眞治君） 日程第4、議第14号から議第25号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは、2つの予算案について質問を行います。

まずはじめに、議第14号の一般会計の予算であります。

この一般会計の予算は、行政の基本方向、同時に市長の政治姿勢を表すものでありまして、加えて合併後初めての年間予算であります。その中で、合併特例債による事業をはじめ、新市の計画に基づく内容が具体的に推進される予算でもあります。それだけに、この17年度の予算が市民の暮らしを守り新市の将来を見据えたものでなくてはなりません。この点から何点が質問を行います。

まず1点目ではありますが、市長もご承知のように、現在市政、市民を取り巻く現状は自民党、公明党の小泉内閣のもと、厳しい状況に置かれています。国民や国際世論に反してイラクの自衛隊派兵の継続や憲法改悪の推進方向、また国内政治でもこの17年度以降、年金改悪とセットの消費税増税や定率減税の縮小廃止、2段階のこの増税、さらには高齢者控除の廃止や年金への課税など、これはかつて橋本内閣が行った9兆円負担で景気と暮らしを破壊した国民犠牲に次ぐものであり、今回は7兆円もの負担増と言われています。

一方、県政を見ましても、無駄な公共事業の推進、必要性のない新幹線新駅設置の負担金約120億円を行うとしながら、一方では2005年から7年度で1,340億円の財源が不足するという理由で県民の生活の全分野で福祉、医療、教育等切り捨てを制度的に

行おうとしています。その総額は420億円とも言われております。これら国と県による負担増は、野洲市でも合わせて約1億円になるとも言われております。

以上、国や県との関わりで述べましたが、市民の暮らしを守るべき最高責任者の市長として、このような政治姿勢、県政、国政に対して意見を言うべきだと思いますが、どうなのか。同時に、滋賀県政に対しましても、野洲市に対しても市民に対して大きな影響のある補助金、負担金の削減をやめるよう主張すべきと考えますが、市長自身の見解をお聞きいたします。

同時に、これらは市民生活に大きな影響を与えるものでありまして、例えば福祉医療のすべての制度に県は一部負担を導入しようとしています。当然、これまで例えば障害者医療でも無料化でありましたが、ここにまで手を付けて県民負担を強化しているわけでありましたが、県に対してその撤回を求めることを基本としながら、現実この8月から導入されようとしている中で、その場合市民の暮らしと健康を守る立場から、市単独でこの制度維持のため市負担で制度を守るべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、この中で本市予算案を見ますと、旧野洲町や中主町で実施されていたおのこの制度、例えば市内循環バスを全市で運行されること、高齢者や障害者への介護激励金についても全市に実施されること、また先ほど言いました指導員の身分保障の問題などありますが、旧野洲町においても学童保育所の運営を社会福祉協議会に委託されるための予算等々、市民の要望を反映された施策もあります。これについては評価するものであります。

しかし、一方全体で見ました場合、暮らし、また民主主義、そして市財政から見ても問題のある内容も含んでおります。その一つは、市民への負担を強化されようとしていることとあります。先ほど来議論になっております国民健康保険税や介護保険料の大幅な値上げもそうであります。これは、2町で17年度に料金統一を行うという調整方針に基づいて行われたわけではありますが、先ほど言いましたように一般会計におきまして、地方交付税の中で2億3,600万円の激変緩和の地方交付税が算入されておりますが、先ほどでは基準外繰り入れはできないという理由でこれを還元されておりましたが、これは私は問題だと思いますので、改めて激変緩和のため特別会計に繰り出すべきだと思いますが、改めてお聞きいたします。

3点目は、民主主義の問題といたしまして、同和行政の問題であります。

本予算を見ますと、本来終結しなければならないにも関わらず予算案でも関連予算が、

基本的にこれまでの旧野洲町の事業を踏襲した事業予算が各款で計上されています。私自身は旧中主町の議員であります。旧中主町では見受けられないような団体補助事業などが多額計上され、驚いているところでもあります。なお、私どもが現在実施しております全市民に対するアンケートでも、旧野洲町の市民の多くの皆さんから、もう同和行政は終結すべきだという回答も寄せられています。これらの点から考えますと、改めて新市のスタートに際し、同和行政は終結すべきと考えます。仮に百歩譲ったといたしましても、現在少なくとも新市で同和行政をどう進めるのか、現在本市の同和対策審議会等で検討中があります。つまり、現時点では新市の方針が策定されていないにも関わらず、旧野洲町の関連事業、予算をそのまま計上、推進することはそれこそ民主主義の観点から問題だと考えます。これについてどう考えておられるのか。私はこの際同和行政の終結を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

4点目には、市財政と市民要求の問題であります。本予算案では新幹線栗東新駅の促進協議会負担金が計上されています。多くは内容を述べませんが、新駅設置についての必要性について、今や県民レベルで否定されているのは、市長自身十分ご承知と思います。県や促進協議会が明らかにした利用見込みや経済波及効果の報告は、いまや既に破綻をいたしております。野洲市民のみならず、県民の総意として必要ないという到達であります。にも関わらず、野洲市が引き続き促進協議会に加入し、駅設置を促進し、駅舎設置の負担金を出すことは、私は市民の意思とはかけ離れたものと考えます。

そこで、本予算案で計上されている促進協議会への負担金、すなわち私は促進協議会を脱退し、新駅設置の立場を改めることが必要だと考えます。先ほど言いましたように、2億7,000万円とも言われております本市の負担はしないことが必要だと考えます。これについての見解をお聞きいたします。

最後、5点目に、学校給食の問題であります。本予算では老朽化した給食センターの建て替え、とりわけ全市で中学校給食を実施するため新たな給食センターを建て替えるための予算が計上されています。この中で、中学校給食の実施がされることについては評価するのであります。合併協議に際して、当初新市の中学校での実施に、旧野洲町の教育委員会は旧中主町の私から見ると強い難色を示しておりました。この背景は、長年学校給食は教育の一環だという保護者の願いや文部科学省の方針に反して、理解できない愛情弁当論という独自の教育論を盾にされていたからであります。しかしこの間、旧野洲町では保護者の給食実施と世論の運動、また旧中主町でも、新市全域で実施されないといずれ中主町

での中学校給食が廃止されるという危機感から、強い存続の世論と運動が強まりました。

これらの要求を反映し、今回実施の方向となったわけではありますが、本予算の計上について十分な議論がなされてきたのか、ここに疑問を感じております。これまでの方向につきまして紆余曲折がありましたが、この間今後の給食のあり方について検討委員会を設置し、自校方式も視野に入れながら、地産地消の推進など、十分検討していくことをこれまで聞いておりました。しかし、この間検討委員会の議論を拝見しますと、私は十分検討した結果としてこのセンター建て替えの予算として提案されているのかは疑問に思っております。当初からセンターありきで推進されたと考えますが、この際本予算計上についての見解をお尋ねいたします。

次に、議第23号の工業団地整備等事業特別会計予算であります。本予算の中心は工業団地のイオン誘致に対する財産貸付収入、また第6ロット売払収入などが主なものであります。最大の問題はイオン誘致かと思いますが、そこで何点かお聞きします。

1点目は、本予算案ではイオンに対する借地代収入5,057万円が計上されています。問題は、この間指摘しましたように、多くは語りませんが、行政が誘致にあたり一定説明されてきましたが、地元商業対策や周辺の住環境対策等々、まだまだ不十分でありまして、関係者との理解や協議、同意は市自身として努力されておりません。同時に、この問題では市長は旧中主町地域の活性化になるとも言われましたが、この観点から有効な進出であるとも説明されていますが、これについても私は十分な検討がなされていないと考えています。以前にも言いましたように、現在全国大型商業施設は15年前から比較いたしますと2倍の売上面積になっております。その中で1平米当たりの売上額は8万円から5万円にまで減少しています。これは政府の統計資料で明らかになっております。その結果、大型店舗同士の過大な競争の果て、相次いで撤退を余儀なくされています。

今、ご承知のように大手スーパーのダイエーが撤退を表明し、近隣の近江八幡市でも大きな問題となっております。これはダイエーが出店し、その中でそれなりの地元商業やまちづくりが、そこを核に形成されていたものが、撤退でこれまでのまちづくりの基本が崩壊するという危機感が、今地元であるわけであります。

これに関して、これまで2月にありました議会の説明会で市当局は、イオンについては業績は順調と言いましたが、これは正しくありません。現在、イオンの本体事業では過当の競争の果て、この数年大幅な営業利益の減少を起こしています。そういうことも総体的に見れば、本当に将来も含めて活性化につながるのかどうか。撤退となれば、それ以前に



増してまちが崩壊することなどを含め、十分検討されていないと私は考えます。その点からの予算計上と考えますが、借地代を提案されましたが、見解をお尋ねいたします。

2点目に、先にも述べましたが、現時点で商工会あるいは周辺地元に対して、まだ十分な説明、協議をされていないと思います。支援策も大まかな概要を議会には説明されましたが、その確とした保障も見えてきていません。また、24時間営業が計画されている中で、周辺地元にはまだ一度も説明されておられません。地元の住環境や青少年問題にも大きな影響があるにも関わらず、この点での行政の方針や対策が明らかにされていないし、地元の説明などがされていない。これは甚だ疑問であります。この件に関しまして、2月10日の議会説明会で、私の責任で2月中に決断したいと市長は表明されましたが、その後トーンを下げられましたが、基本はこの予算案に見られますように、イオンありきで推進に変わりはありません。イオンへの借地料を計上し、既成事実を積み上げているように感じますが、一貫性もなく基本的な検討もなく、と考えています。今述べましたこれらの指摘についての見解をお尋ねいたします。

3点目に、具体的な内容であります。今言いました歳入の財産貸付収入は5,057万円です。これまでの説明ではイオンに借地として貸し付けする場合は、工事期間中は半額、オープンからは満額とされています。その場合、今回提案されています5,057万円は17年度のいつから貸付期間を開始しての金額なのか。また、工事期間中は何カ月と見込まれているのか等を含めて、算出根拠についてお聞きしたいと思います。

以上、2議案についての質問といたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、小菅議員の議第14号平成17年度野洲市一般会計予算に対するご質問、まず総務部関係について私の方からご回答させていただきます。

まず第1点目の県の補助金、負担金の削減をやめるよう主張すべきではないかとのことですが、今回の補助金等の削減に限らず、国、県の補助金、負担金に関しましては、機会あるごとに要望しているところでございます。確かに、ご指摘のとおり今回の補助金の削減について、本市の予算編成に少なからず影響があったところでございますが、合併に伴う財政支援措置により、財源手当てを行うことができました。しかしながら、本市の今後の財政運営を考えますと、県としての財政事情があるものの、補助金に限らず施策面において要望を行っていきたいと思っております。

続きまして、第2点目の市町村合併の財政措置の活用についてのご質問でございますが、

議員のおっしゃるように、先ほどの議第 11 号でお答えしていますように、市町村合併に伴う臨時的経費を交付税に上乘せし、国が一定の財源措置を講じることとしております。これらの経費にあつては、先ほどもお答えしましたようにシステムの統一等行政の一体化に要する経費、また行政水準や住民サービス水準の調整等に要する経費を想定しております。直接国民健康保険税や介護保険料の財源不足を補うための繰り出しは考えておりません。

続きまして、第 3 点目の同和行政の終結についてであります。1996 年に地域改善対策協議会が意見具申を出されております。その中で、特別対策の終了すなわち一般対策への移行が同和対策の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない、また国及び地方自治体は一致協力して残された課題解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があると明記されております。このため、国、県におきましても、同和行政そのものが終結したわけではございません。本市では、同和問題の早期解決を市政の重要な施策と位置付けまして、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。なお、現時点では新市の方針は策定しておりませんが、合併協議の中で、事業内容にはこれまでの取り組みの経緯により旧 2 町において相違するものがあり、急激な統一は困難なことから、それぞれ現行制度を存続するという確認、合意を得ております。また、野洲市の同和対策審議会にもこの件をお諮りいたしまして、新市の計画が策定されるまでの間は旧の計画を継続することとして承認を得ておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、第 4 点目の東海道新幹線（仮称）びわこ栗東駅設置促進協議会負担金につきましては、新幹線新駅だけではなく、滋賀県南部地域の大きなまちづくりを議論する場所でもありますことから、本協議会の脱退は考えておりません。

以上が、総務部関係の回答です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 私の方から、第 1 点目の中の福祉医療についての質問にお答えいたします。

県では、財政の危機的な状況を回復させるため、昨年 12 月に地域の自立と協働の自治への転換を目指して、改革基本方針が定められたところであります。その財政プログラム改定案の中の一項目として、ご指摘の内容、「福祉医療のすべての対象者に一部負担金（通院 500 円 / 入院 1,000 円）を導入する」が含まれております。しかし、この内容に

つきましては、現在県議会の方で条例改正と共に予算審議が行われている最中であり、正式な決定には至っておらず、市といたしましては県の動向を見守っている状況にあります。なお、これが決定された折には、近隣市町の状況等勘案しながら、早急に対応策を考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 最後に、5点目の給食センターの件でございますが、学校給食センターの建設につきましては、合併協議会でのご意見、また新市まちづくり計画を踏まえ、あるいは昨年の6月議会でもお答えいたしましたとおり、現在の両学校給食センターを統合し、衛生管理基準や環境に配慮した新学校給食センターの建設を進めています。したがって、自校方式は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、学校給食センターの食材として、地元産の米はもちろん、他の食材の利用についても、地元で生産された食材を提供できるよう、地産地消に成功している先進地の情報も取り入れながら、また検討委員会などで意見をいただきながら、よりよい学校給食を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、私の方から議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算の小菅議員の質問にお答えさせてもらいたいと思っております。

まず第1点目の乙窪工業団地へのイオンの商業施設出店の受け入れに関してでございますけれども、副都市地域の活性化を推進する中核施設になるものと考えております。大規模小売店舗がまちづくりに与える影響につきましては、大規模小売店の出店により周辺地域を含めた活性化が図れるよう考えていきたいと思っております。

大型商業施設の売り場面積が15年前と比較して2倍になっているとの点につきましては、消費者ニーズに対応した時代の流れであると考えておりますし、1平方メートル当たりの売り上げが8万円から5万円に減少している点につきましては、全大型商業施設の平均であろうと思っておりますが、成熟した業界におきましては、企業間の競争は当然のことでございます。好調な企業もあれば不調な企業もあると思っております。

イオンの経営が順調でないとのこと指摘でございますけれども、イオン株式会社の2005年2月期の中間決算におきましては、売上高、売上総利益、営業総利益とも増加してお

りますことから、営業利益の減少は販売費及び一般管理費の増加が原因であると考えられます。

続きまして、2点目の地元商工会や地元説明についてでございますが、地元商工会との協議につきましては、2月22日に市長と商工会会長との協議の場を持たせていただきまして、今後の進め方等につきましても意見交換を行っております。近隣住民への説明につきましては、これから実施することとなりますけれども、地域の活性化、さらには利便性の向上を目指す政策としまして、ご理解を賜りますよう努めてまいり所存でございます。

続きまして、3点目の財産貸付収入の内訳についてであります。積算の内容といたしましては、開店後の賃料といたしましては3カ月分、工事期間中の賃料といたしましては5カ月分を想定させてもらっています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄議員。

30番（小菅六雄君） 一般会計予算であります。はじめに、先ほど聞き漏らしたかもわからないのですけれども、具体的に国の、あるいは県の削減の影響額、先ほど言ってもらったのかな、もう一度お願いしたいと思います。正確にどれぐらいなのか、予想される影響額をお願いしたいと思います。

それと部長が答弁されたのでしたかね、8月から、さっき言いましたように福祉医療一部負担が導入されます。正式決定でないとはいえませんが、言いたいのは、もし一部負担が導入されたら、例えばこれまで野洲市が、旧野洲町も旧中主町も子育て支援という立場から若い保護者の支援策を行うという意味で乳幼児の医療費の無料化の拡大を県制度プラス市独自制度としてつくってきたわけですね。問題はより弱い立場の人たちへの一部負担が導入されれば、私は福祉医療全体の整合性が保てないと思うのです。同じ福祉医療で片や優良、片や無料というのは整合性が保てないと思います。そういう意味で、責任のもとには県にあるといえども、一部負担が導入されればやはり福祉医療全体の整合性、施策として負担を検討するのは当然だと思っております。そういう立場からお聞きしたので、まだ正式決定ではないというのではなく、事実上もう決定方向で進んでおりますので、決定後じゃなくて現時点でどう認識され、どうされるのかを今、本会議の場で明らかにしてほしいと思います。

それと、同和行政の問題であります。これまで聞いておりますように、今部長も答弁されましたように、急激な統一を避けるという問題とか、当面2町の施策を今予算では継

続するというのはこれまでお聞きしたわけでありますが、その関連で先ほど部長も言われましたように、1月20日に開催されました人権施策審議会、ここで現在の野洲市の基本計画が未策定であることから、策定されるまでの間、旧野洲町の計画を継続し、推進していくことについて了承を得たんですね。先ほどの答弁とちょっと違うわけでありまして、急激な統一は避ける、それはわかりました。しかし、まだ方針が決まっていないから当面2町の施策を継続する。先ほど答弁されましたが、しかしここでは未策定であることから、策定されるまでの間、旧野洲町の計画を継続し、施策を推進していくことについて了承を得た、こう書かれていますよね。2町とは書いていませんよね。これは先ほどの答弁とは合わないですが、どうなのかですね。お答えいただきたい。

問題は、加えてもう一点言いますと、とにもかくにもまだ策定されていないのに、既にもう策定されたのごとく、今回は野洲町中心かもわからないですけれども、それを既成方針のように推進予算を計上するのは、これはこれで私はやっぱりおかしいと思いますね。やはり、人権、民主主義の問題と言うなら、それこそ民主的な協議をして決定をした上で事業を推進すべきだと思うのですね。例えば、道路に穴があいたから本復旧までとりあえず穴に、アスファルトに何かを埋め込もうと、仮復旧したらいいという性格のものではないわけですね。やはり、重要な問題については基本方針をきちっと策定した上でやるのがあなた方の言う民主主義ではないかと私は思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

その関係で推進の方法がもう一つおかしいと思うのは、今回これまでも言われていますように、今度旧中主町地域でも生活実態意識調査を354万円かけてやられますが、金額の多さにも驚くわけでありますが、問題はその内容でありまして、例えば旧野洲町のこれを見せていただいたのですけれども、15年度実施された、全部読ませていただいたわけなのですけれども、結論的な方向で、調査から見える今後の課題という項目で、解放運動への参加と期待ということが書かれているわけでありまして、こう書かれているのですね。部落解放同盟への参加は調査対象の15歳以上の男女の各年齢層に見られるものの、男性で30歳以上、女性で40歳以上で半数を超えており、年齢が上がるほど組織率が高い。若年層の組織率自体の低迷は全国的な傾向であることが見受けられており、部落解放同盟の課題である。組織体自体が若年層の活躍できる機会をふやしたり、若年層にニーズの高い取り組みをするなどの努力及び工夫が求められている。若い世代に受け継ぐことができなければ運動の弱体化は免れない。これは行政がした調査で、特定の運動団体を分析し、

今後の運動方向、課題をここで記入されているのは極めて異常であって、本来あってはならないことだと思うのですね。加えて言いますと、行政の調査で思想、信条の調査につながる運動団体への参加の有無をアンケートでされていたというのであれば、二重に問題だと思うのですけれども、言いたいことは、こういう背景でこれまで旧野洲町ではやられていたようではありますが、今度中主町地域でもされますが、本当にこういうことが、この調査がいいのかどうか。先ほど指摘しました問題も含めて、ご見解をお伺いしたいと思います。

それと、給食の問題であります。もちろん自校方式を進めるというその立場で求めているという思いはありますが、先ほど質問したのは協議が民主的というか十分にされたのかをお聞きしたのであって、直接自校方式云々を言ったわけではないのでありますが、質問していないことまで答えていただいたわけではありますが、肝心なことは答えてもらっていないのですけれども、検討委員会なるものの審議状況が見えてこない。議論不足なのか、それとも検討委員会の議論に関係なく推進されているのか、あるいは給食運営委員会と検討委員会の関係、その中で双方の意見の反映、共有がきちっとされているのかどうか、そういう立場で進める観点があるのかなのか、ここが見えてこないと私は思っているのですね。例えば、2月2日開催の給食運営委員会でしたでしょうか、その結果を見せていただきますと、委員の皆さんからもいろいろ意見が出ておりまして、これまで中主町地域で実施していたリザーブとかバイキング給食、全学校で実施したらどうかという意見が出ております。しかし、これに対して野洲の現在の大規模センターでは難しいという行政側からの答えをされていますが、しからば、こういう要望がありますが大きい全市のセンター1個になればそういう実施は当然難しくなりますよね。これは、今例えば一つの例を言ったわけではありますが、この点一つを見ても、どのような給食を実施していくのか、問題点や課題が残っていると私は今判断するわけでありまして、そういう意味で議論をし尽くした上で今回提案されていると思えないのですよね。そこが見えてこない。その点についてお聞きしたことでありまして、もう一度答弁していただければと思います。

それと、工業団地の問題であります。これはイオンに限らず大型店がどこかの民地を購入して進出しようとしているのではないのですよね。今回の場合はイオンが市有地を、市の土地を借地として事業を展開しようとしているのですね。それだけにより一層行政の責任は大きいのですね。市民にきちとした責任が持てるかという問題なので、そういう観点での認識が私は弱いと思います。先ほどの答弁をお聞きしまして、大型店の店舗間競

争、これは時代の流れ、競争は当然、そういう認識で進んでいけば、近江八幡のダイエーじゃないが、イオンといえどもいつ撤退するかわからないですよ、そんなことは。先ほど言いましたように、イオンは順調に営業している企業と2月10日の説明会で言われましたが、今また答弁されましたが、04年8月の中間決算、対前年度68%も営業利益がイオン本体は減少しているのですよ。経常利益も16%の減収、先のことはわからないと言えればそれまでであります。最大大手と言われるイオンでもこういう状況なのです。そういうことを踏まえて本当に検討しているのか。それを一言、時代の流れ、店舗間の競争は当然、それで片付けていたら、本当に市民、市財政のことを考えているのか疑問に思いますので、その認識をもう一度、部長ですか、市長ですか、お聞きしたいと思います。

それと、借地代も今計上されましたが、5,057万円、全体としてこれまで議論がありましたように、やはり余りにも企業誘致がなされないために、とにかくイオン誘致ありき、イオンに期待するという立場から、イオンに優遇されたものと私は感じるのです。この借地料もしかりであります。敷金も約5,000万円弱予定されておりますが、これ一つ見ましても、私はイオンから見ればいかにも安い保険料ではないかと思えます。この約5,000万。これで本当に行政が期待する長期営業ができるのかどうか。撤退を容易にしやすいようなイオン優遇策では、やはり市民の立場、財政の立場からもっときちんと言わなければだめだと思います。その点についてどうなのか。

3点目に、そういう全体のことも含めて、やはり地元商業対策や住環境対策が見えてこない。先ほど答弁されましたように、もう予算を提案、計上されているにも関わらず、まだ地元周辺には住宅がいろいろありますが、とりわけ最も隣接している錦の里団地に対しても、一言もまだされていない。そんなのは絶対問題だと思うのです。その点についてどう考えておられるのか。それと、地元商業対策についても一定2月10日のときには説明されましたが、これも漠然としたものでまだ協議が途上と聞いております。そういう中で新聞記事報道等も含めて、その後話も持たれて、先ほど言いましたように市長は若干トーンをダウンさせた。しかしながら、今回提案されているのです。方針に一貫性がない、そう思うわけですが、商業対策、住環境対策、地元にはまだ一度も説明していない、そんなことが許されるのかどうか。そういう中でこのまま提案していいのかどうか、改めてお聞きしておきたいと思えます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 第14号議案で何点が、市長の見解を求めるが6つか7つあ

るのですが、すべて部長が答えてくれたことは市長の見解ですので、ご理解いただきたいと思います。十分な打ち合わせをして答えさせていますので。

ただ、冒頭申されましたように、滋賀県が2005年から2007年までの3年間に134億の金がなくなると。非常に早くから知事さんはこれを宣伝されました。そのことによって、県下の市町村が、迷惑と言っては言葉が適当でないと思うのですが、やっぱり苦慮したのですね。県がそこまで減る、市も町村も減るのですよ。そんなことは住民の皆さんに言うことが住民の皆さんに不安感を与えることになりますから、そのことを行政がどう補完するかというのが我々の仕事ですから、このことは私は非常に残念に思いました。そこで420億からの影響が出るだろうということもわかっていました。そこで、私は当時町村会である部会の会長をやっておりましたので、県にかなり厳しいご意見を申し上げました。その部会でいろんな意見を出して、先ほど新聞に載っていて、新聞の記事がないのですが、県と市町村のそれぞれの代表が寄って、そういう県の制度を変えるときには十分な話し合いをしましょうということで、パートナーシップのあり方検討協議会、こういう協議会をつくったのですね。それぞれつくって出たのですが、結論は地域の課題は市町村が優先でやり、県は補完が原則であると、こう言っているのですね。その中で、私はこれはもう10年はちょっといかないですか、個人でできることは個人でやろう、個人でできないことは団体でやろう、団体でできないことは行政が補完していこう、そのことを今新聞に載せているのですが、その言葉を読みますと、自助、互助、公助と3つにまとめているのです。

こういう一つのセクションを経て、県の制度の改革は県民の皆さんに理解を得てからやっていこうという仕組みなのですが、先ほどおっしゃるように、障害者医療の問題もばんと出ましたし、我々は寝耳に水なのです。何も知りませんでした。そこで、これは大変だと、野洲町の福祉医療については、こういうものが根底にありながら就学前の医療は無料にしようということで、議員の皆さんの深いご理解をいただいてやってきたのですね。その根底にあるものがつぶされようとしているのです。おっしゃるとおりです。これは私も小菅さんの意見に賛成します。

だから、私はこれを前向きに取り組もうとすれば予算も必要ですから、野洲市で3,000万円ぐらい必要なのです。だけど、これは何としても野洲市の福祉を後退させるわけにはいかないと申し上げていますので、これはそれが出たときから私は何らかの対策を講じなければいけないと、こんな思いはいたしておりますので、これは皆さんにご理解を得



ておきたいと思います。

それと、ほかに市長の見解をと出ておるのですが、同和対策につきましても、部長が申し上げたとおりなのです。私はあらゆる差別がある限りその施策を進めますよと、こう申し上げていますのでご理解いただきたいと思います。

それと、新幹線の問題ですが、これは非常にいろいろとマスコミ等を通じて出ておりますが、我々は一切お聞きをしていません。小菅さんの属される団体では市民の皆さんにお配りされましたね。どこで根拠を持ってお配りされたか知りませんが、私はまだ聞き及んでおりません。もっと具体的に言うならば、14日の6時半からこのことについて会議がございます。そこで明確にされるであろうということはわかっていますが、ただ我々が聞いているのは、県の考え方を我々に示されただけでございますので、ご理解を得ておきたいと思います。

給食センターの審議会、これも私は若干、教育委員会と意見が合わないところがあるのかわかりませんが、私は米食でセンター方式でやるなら中学校やりましょうと、こう申し上げております。野並さんはよく聞いていて下さると思うのです。合併協議会の中でもそう言いました。センター方式で米食の給食をするなら、野洲の2つの中学校もやりましょうと、こう申し上げておりますので、出発点が違うのです。ご理解いただきたいと思いません。

それと、いわゆるイオンの問題なのですが、今ここで小菅さんがなぜそんなことをおっしゃるのですか。マイナス要因ばかりおっしゃっているのではないですか。何で我々に提言をいただくならプラス要因の提言をしていただけないのですか。それだけお願いしておきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の再質問にお答えします。

先ほど市長の方が県の削減額が130億と申しましたが、1,340億でございますので訂正させていただきます。

そして、小菅議員の再質問の中でございました国、県の今年度の影響額でございますけれども、私ども財政の方で把握しておりますのは9,500万円でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 給食センターの件でございますが、先ほども市長がお答えをいたしましたとおりでございますし、先ほど私も答弁いたしましたように、協議会あるいは新市まちづくり計画に基づいてセンター方式で実施という考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、検討委員会につきましては、その考えのもとにそれぞれ給食のあり方ということで、検討委員会には地産地消部会と食育部会というのを設けております。そうしたことで、今後学校においてどのような給食がいいのかというような給食のあり方について検討をいただいておりますので、ご了解いただきたいと思ひます。いずれにいたしましても、両学校給食センターが現在しておりますよいところを精査いたしまして、新しい給食センターについても子どもたちに喜んでもらえる給食を供給していきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 先ほどの小菅議員のご質問の中で、1月20日人権施策審議会の開催があつて、野洲町の基本計画を継続するというところでございました。これは人権施策審議会でございまして、合併の協議のときに人権施策基本計画については野洲町の例によるということで継続していこうということで、この審議会でもご了承いただいたものでございます。同和対策審議会につきましては、先ほど部長が申しましたとおり、合併協議の中で両町の違いがあります。それをそのまま継続する形での承諾をいただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、策定されたがごとくするのはおかしいということでございますが、先ほど申しましたように、そのように継続をさせていただきたいということで合併協議、あるいは審議会の中で了承を得ておりますので、その形で要求をさせていただきました。そして、また本議会におきまして、この補助金等につきましては当然予算審議をされるものということで計上してあるものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、同和問題を解決するための実態調査でございますが、これは当然行政の主体性を持ってやったものでございますので、北比江において実施する場合には、また地元の方々のご意見も踏まえながら、どのような内容にするのかということも考慮しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 小菅議員さんの再質問でございますけれども、まず1点目のイオンの2004年8月期の営業収益の認識についてのご質問ございましたけれども、2004年8月期につきましては、営業総利益につきましては、前年中間期よりも増加しておりますが、経費であります販売費並びに一般管理費が約155億円増加した関係で営業利益が減少したものと思われま。

そして、敷金の関係のご質問があったと思っておりますけれども、敷金につきましては敷金が低いのではないかというような話であったと思っておりますけれども、敷金につきましては借地の面積がそれぞれケース・バイ・ケースというようなことで異なりますので、単純に比較はできないというふうに考えております。一般的には、大きく借地するほど安くなるというふうに考えております。それと、当初イオンとの交渉の過程の中で、敷金につきましては3カ月分というようなことであったわけでございますけれども、その後の交渉の中で5カ月分というふうにしていただいたという経過がございます。

それと、地元の説明の件でございますけれども、現在確かに近隣の住民への説明会というものは開かせていただいておりますけれども、商工業者、地元商工会等と合わせまして、早急に説明会等をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 小菅議員。

30番（小菅六雄君） それでは、最後要望も含めて若干簡単にしたいと思ひますが、市長が県の今回の方向に対してそれなりの意見等、それなりの福祉医療についての認識、多くの部分で同感だと思ひますので、そういう立場で今後推進していただきますようお願いしたいと思ひます。あえて言ひますが、自立、自助等そういう関係では意見の合わない部分もありますので、それはそれで論じておきますが、それが1つ。

それと市長、イオンの問題ですけれども、あなたが私に対してマイナスのことばかり言うと言われましたが、そうじゃないのですよ。結果として行政の方はイオンありきであります、逆に言葉を返せば、私は必ずしもイオン反対ありきじゃないのですよ。ただ、一番はじめに言ひましたように、行政が市の土地を借地にして実質イオン誘致をするからには、あらゆる想定リスク、今後のまちづくりも含めて十分検討するのは当然でありまして、そこで危惧される問題についてどうなのかというのは、こちらからの質問というか意見と

いうのは当然じゃないのでしょうかね。それをマイナス材料ばかりという、そういう認識を持っておられる市長自身が私は問題だと思えますよ。この際反省を求めておきたいと思えます。これが要望と私のお願いです。

それで、先ほど言いましたように1点目の予算の福祉医療に関する面については、市長の意向に基づいて担当課はご努力をしていただきたいと思います。

それと、国の合併補助金2億3,000万円ほどでしたでしょうか、それ以外には使えないとおっしゃいましたが、一つはそういうことは説明会では説明していなかった。同時に法的、制度的に使えないのかどうか。そうではないと私は認識しておりますので、絶対使えないのかどうか、どういう場合だったら使えるのか。これは大事なことでするのでこの場で確認しておきたいと思えます。

それと、同和行政の問題ですけれども、これも細かいことは避けませんが、最後に言いましたように、従前野洲町でやられていたこういう調査を基本に同じことを中主町でも繰り返すのであれば、私は問題だと思えますので、行政が特定の運動団体を総括で評価してこうあるべきだと、こんなのはちょっと考えられないし、行政が思想、信条の調査につながる運動団体の参加の有無をアンケートに取り入れるなんていうのはちょっと考えられないので、そういうことはだめですよという意味から質問されたので、先ほど若干答弁されましたが、基本はやめなさいという立場ですよ、私は。こういう調査はしなくてもいいという立場なのですけれども、これを反省材料として認識されておられるか、その点も確認しておきたいと思えます。

イオンの問題であります。先ほど市長が言いましたように、マイナス要因ばかり言っているのではなくて、新市のために、あるいは市民の立場、商工業者の立場から質問しているつもりなので了解していただきたいと思うのですけれども、とどのつまり将来に対してどうするか、あるいは当面地元に対して、商工業者に対してどうするかというのは、それがたちまち具体的な問題では私は見えてこないと言っているのですよね。本当に市長自身、市民全体に対しても、また周辺の住民に対しても、商工業者に対しても理解を得られた、得る、そういう立場で予算を確信を持って提案されたのですかね。あなたの思いと実際の今の動き、市民の意思と認識のずれがあると思うのですけれども。大ざっぱに今お聞きしましたけれども、その点について、私は先ほどあなたが言ったことについて反論をしますので、マイナスのことばかり言う、そうではないので、逆にあなたこそ、ありきで進めていることについてマイナスにならないか心配しておりますので、総論的に最後にお伺

いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） どうも言葉じりを拾われたようですが、その前になぜ私にと、こう言いましたよ。その言葉を解釈して下さい。小菅さんは賢明な頭をお持ちですから、そこは解釈していただければわかるでしょう。なぜ私にと、こう言いましたよ。

それと、商工会の話が出ていますので、申しあげましたとおり2月22日、商工会の幹部の皆さんとお会いをしまして、お話をしました。冒頭1年間の凍結をしてくれと、こういう話でした。1年間経ってもいきますよと。だったら時間の無駄です、今からいきますと。しかし、商工会の中でいろいろと意見があるから、協議する必要もあるので、だったら6月には定例議会があります。それまでには商工会の意見をまとめて下さいと、こういう話をしたのであって、いくことには問題ないのですよ。問題ないというより私の考えでは。だけど、おっしゃるように、これはややもすれば平行線かもわかりません。しかし、何の施策を我々が講じるか、商工会の皆さんに、あるいは個人商店の皆さんにどういう施策をもって対応するかは、これは商工会の皆さんとお話し合いをしていきたいと思います。そのことを6月までにまとめまじょうと、こう申しあげています。だから無視しているのではないと思いますよ。ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市町村の財政措置の活用で、市町村合併に伴う臨時的経費の件でございますけれども、再三再四お答えさせていただいておりますように、介護保険料、また国保税についてはこの対象ではないというのが考え方でございます。そもそも極端に言えば、介護保険料の値上げの要因、国保税の値上げの要因、これは合併要因ではございません。医療費をもとにはじいて、そのまま合併しなくても、旧2町で存在していても国保料の改定は自ずから要るわけでございますので。そして、介護保険についても、介護の利用度、どれだけ使われているかによって額を決定しておりますので、合併要因ではございません。そのために言われるのは、合併要因において旧町どちらかに急激なものが出てくれば、それは一つのこの対象、検討しなければならないと思うわけですが、その辺は住民福祉部の方が当初お答えしましたように、この件について住民福祉部から財政担当の方へご相談がございまして、その中で十分検討し、また県にも確認する中で、合併要因ではないという結論の中からこの財政、財源を使わなかったということをご理解いただきたいと思ひます。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 実態調査の件ですけれども、先ほど申し上げましたように、内容につきましては当然地元の方々に説明会等しなければなりませんので、その辺は十分配慮しながら、地元と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えとします。

議長（秦 眞治君） それでは暫時休憩をいたします。1時から再開させていただきます。

（午後12時00分 休憩）

（午後12時59分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番 三和郁子君。

7番（三和郁子君） 平成17年度野洲市一般会計予算中、教育費について端的にお尋ねいたします。

まず、清掃委託料の詳細、2点目に清掃委託料の予算措置の理由を求めます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、三和議員の小学校管理費及び中学校の管理費の清掃委託についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の清掃委託料につきましては、便所のおいをなくし、清潔さを維持するため、小中学校におけるトイレ清掃委託料業務の予算であります。清掃委託業務の内容といたしましては、清掃作業を原則として月2回とし、ただし12月、1月、3月は月1回の実施で、8月は学校が休みのため実施しておりません。

次に、第2点目の清掃委託料の予算措置の理由につきましては、学校教育の一つとして、児童・生徒は校舎内外の清掃はもちろん、トイレ清掃も行っておりますが、特に児童・生徒の手が届きにくい大便器、小便器のひどい汚れの箇所を、塩素系の液剤で汚れを落とさなければなりません。そうしたことから、この作業を児童・生徒にさせることは危険で無理だと判断し、最小限の範囲内で業者に業務委託しているものでございます。なお、新年度からは旧中主町の学校においても実施するため、小学校6校で148万4,000円、中学校3校で43万円の予算を計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

7番（三和郁子君） 旧中主町、野洲町のトイレの掃除委託の実態はどうであったか。まずこれを1点お尋ねいたします。

そして、今予算の学校配分、これについて2点目お伺いいたします。

そして、幼稚園等の清掃についての委託はどのようになっているのかお尋ねいたします。

それと、今ご答弁いただきました。まず家庭のトイレに故障があった場合、工事を頼まれますが、掃除は家庭では皆さんどのようにされておられるのか。今答弁された方のご回答をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 三和議員の再質問でございますが、幼稚園につきましては子どもが小さいということで用務員、そしてまた園舎等、そう規模が大きくございませんので、用務員さん等にやっていただいております。

そして、私の家庭でございますが、トイレ掃除につきましては妻に任せきりで私はやっておらないのが事実でございます。

そして、学校での清掃でございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、これは最小限の、汚い分をトイレ掃除するということで、おおむねほとんどは子どもが先生と一緒にトイレ掃除をしているのが実態でございますので、ご答弁といたします。

学校配分につきましては、清掃委託を一括ということで、小学校の6校で148万円、そして中学校3校で43万円ということで、それぞれの学校の実態も少し変わりますので、その予算内で、それぞれ業務委託を契約する計画をしております。

以上、お答えします。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

7番（三和郁子君） まず学校別の配分ということでお尋ねいたしましたら、一括で小学校6校で148万4,000円計上されているということですが、野洲小学校につきましては、今年新設されましてどこも、今から汚れていたら大変ですよ。その回答は私は今のところは納得はできないですね。

それと、旧中主町の場合、小学校も中学校も児童・生徒が行っておりました。旧野洲町の場合は、清掃委託をいたしまして今年で4年目です。当初、私は2001年6月議会で、子どもたちの学校教育のあり方について質問をさせていただきました。そのときにご答弁

いただいたことは、しっかり私も覚えておりますが、先生方にトイレ清掃のノウハウや指導能力が不足しているのを、清掃の専門家に委託し、先生に学んでいただくことをねらいとしているということで、2001年6月にこの清掃委託料が発生いたしました。このとき現場の先生にお伺いしましたら、先生方は家でトイレの清掃をちゃんとしている、ノウハウの問題ではないという声がほとんどです。それで、今部長の答弁にもありましたが、家庭で妻がしておられると。業者に頼んでおられないですね。子どもの道徳心、公德心、これはどこで学ぶんですか。私は自分で使ったところは自分で責任を持って、来たときよりも美しくして帰る、これが大人が子どもに指導する基本的なことだと思います。ゆとり教育のねらいの中に、自ら学び考える力を育成する、そして基本、基礎、しっかり身に付けさせる。これが私たち大人が子どもたちに与える教育かと思います。たかがトイレ、されどトイレです。学校教育現場において、汚れたところを業務委託するのではなくて、そこで発見し解決するのが教育の根本であろうかと思えます。

そういう意味で、この4年間、200万円近い清掃委託料を計上してまいっておりますが、1年目に教育を受けた小学生の子はもう4年経っております。その子たちに何を教えてきたのでしょうか。そして、中学校にも清掃委託料が計上されております。43万1,000円、3校にです。旧中主町では自分たちでちゃんと清掃しております。こういう政策、清掃委託料は計上させておりません。教育の中でこれは後退する考えではないかというふうに私は非常に残念に思っております。教育の根本は何なのか。学校の現場の先生の声をしっかり聞かれて、この清掃委託料の200万円を計上されたのか。4年前のこの言葉を思い出していただきたいと思えます。野洲が付けていたから旧中主町に清掃委託料を同じく付けた。この考え方、後退する考え方、これは教育にとって非常に残念なことです。

まず4月から、事前掃除の実施は今からでも間に合います。いかがでしょうか。今お尋ねした中で、再度の回答をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 再度のご質問にお答えいたします。

先ほど、申しわけございませんでした。小学校6校と言いましたが5校で、野洲小学校の分はみておりませんので、これは訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

そして、先ほど三和さんがおっしゃいましたように、子どもの清掃の姿勢ということで、それが大切だということは痛感しております。先ほども答弁いたしましたように、このト



イレ掃除についても毎日ではございません。特に、子どもではどうしても手の届かない、そうしたところを業者委託ということですので、月2回、12月については1回というようなことですので、先ほども答弁いたしましたように、子どもにつきましても、その他についてはトイレ清掃はもちろん、あるいは校舎内全体の清掃も教師と一緒に学んでおるといふ姿勢でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 次に、第18番 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 議案第23号の標記についてお尋ねします。

第23号議案で「工業団地等整備事業」と記されています。平成16年度第3回中主町議会定例会において、第76号議案で「土地の取得目的の変更につき議決を求めることについて」が提案され議決されております。内容は取得目的「中主町工場団地等整備事業用地」を「中主町工場団地整備事業用地及び商業用地整備事業用地」に変更するとなっております。どういう手続でもとに戻っているのか明らかにしていただきたい。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 森田議員の議案名の標記についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の特別会計の名称についてでございますが、平成16年第3回中主町議会では、土地の取得目的の変更の議決によって、取得目的を変更いただいたものでございます。

旧中主町時の特別会計の名称は、商業用地も含め工場団地等整備事業でございましたが、工業団地の名称の方が一般的でございますので、合併協議のすり合わせ等議論を踏まえ、新市における特別会計の名称を、平成16年10月1日に専決処分により工業団地等整備事業に名称変更し、10月に暫定予算、11月には平成16年度予算として認定をいただいたものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 森田議員、どうですか。はい、どうぞ。

18番（森田貞雄君） わざわざ議会を開いて集まってこのことについて相談するのだということやってあって、まだ具現化していないのにもとに戻ってでもやれるのだから変えたと。いったいこれは何だと言いたいですよ。この根拠は何ですかね。もともと最初から「中主町工場団地等」によって事業を進めてきたし、進めることはできるわけですよ。だけど、それをわざわざ議会に諮ったというのは根拠があるわけですからね。そのことも

きちんと説明もないままに、すり合わせてやったのだと。私は説明も、決まっていること  
ですけれども、専決で決まったということですから、納得はできませんね。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 1 6 分 休憩）

（午後 1 時 2 1 分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 森田議員の再質問でございますけれども、旧中主町のと  
きから商業用地もございました。そうしたことから「等」を付けさせてもらっております。  
また、「工場」を「工業」に変更いたしました件につきましては、運輸業関係の企業も可能  
というようなことでございますことから、一般的な「工業」というふうに変更させてもら  
ったということでございますので、よろしくお願ひします。

議長（秦 眞治君） 森田議員。

18番（森田貞雄君） 違う。わざわざ読んで今言っている野洲市工業団地、それはこ  
の名前のとおりでいいと思いますよ。だけど、提起しているのは中主町工場団地整備事業  
団地及び商業用地整備事業用地という名前になっているのを何で変えたのかと聞いている  
のですよ。何の根拠があって議決まで求めた内容を変えたのかと聞いているのですよ。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 2 3 分 休憩）

（午後 1 時 2 6 分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいまご質問ありましたように、経過を踏まえまして、そ  
の時期にこういうふう呼んだ方がいいだろうということで変わったということなのですが、  
今のところはそういうことをご理解いただきまして、その経過については一遍調査し  
まして、皆さんにご相談申し上げないままに変わっているのか、ご相談申し上げて変えた  
のか、それが確かでございますので、ちょっと猶予をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長（秦 眞治君） 次に、第 26 番 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております一般会計予算について、若干の

質問をさせていただきます。

17年度の予算は野洲市が発足して初の当初予算案ということで、新市まちづくり計画等に沿って緊急性の高いものから順次予算化されております。歳入の部で予算規模は187億9,200万円ということで、それにつきましても特例交付金や合併特例債を入れ、また財調の取り崩しを14億9,000万円ということで行い確保したもので、大変ご苦労された予算編成だと私は思っております。

また一方、歳出面につきましても、それぞれ先ほど申し上げました緊急度の高いものから予算付けされておりますことにつきましても、敬意を表したいと思っております。

そこで、若干説明をいたしますが、まず最初に地方債でございます。平成17年度現在高の見込み額といたしまして、246億9,549万6,000円という数字で上がっております。普通債の中で9項目ございますね。またその他の補てん債といたしましても4項目、ちなみに地方債が平成17年度末現在高で公債費率がいったいどのように推移していくのか。そういう部分と歳入、歳出を見ていまして、市債が占める部分が15.6%というような比率にもなっておりますので、今後ますます住民の要望等が複雑多様化する中で、地方債における推移をどのように分析していかれるのか、1点お尋ねしたいと思います。

それから、次に学童保育所運営の委託実施でございますが、これも午前中条例の方で小菅議員からかなり質問がありまして、それなりに私も聞いておったわけでありまして、それはそれといたしまして、学童保育に関しましては、例えば北野学童保育所の件につきましても、立ち上げのときから私は関わっている者の一人でございます。私は午前中の質問とは別の形で、今野洲で5カ所の学童保育がございますが、その中で先ほど申しましたように、立ち上げ時点から非常にご苦労されていた指導員の方がいらっしゃいます。その方たちが社会福祉協議会委託ということになってきますと、その方たちの身分保障はいったいどうなっていくのだろうと。せっかく今まで苦労してここまで持ってこられた方たちの労をどのような形で考えておられるのか。そして今後身分保障をどのような形で行っていくのか。聞くところによると、社会福祉協議会の方では指導員さんなりその他の方を雇用するために一般募集をされているというようなことも聞いておりますので、その辺も踏まえて身分保障の関係をお知らせ願いたいと思います。

次に、給食センター新築工事でございますが、これも私も議員生活を送らせてもらっている中で、中学給食に関しましては再三再四議会の方で質問した経緯もございます。その

中ではいろいろと理由があって、今日まで学校給食ができていなかったというのが実情でございます。おかげさまで、合併によりこうして学校給食がいよいよ動き出してきたということについては、関係者の皆さんに敬意を表するように私も思っています。

しかるに、センター方式ということで私も確認はいたしておりますが、例えば幼稚園、保育園の乳幼児に関する手だて、それと給食というのはあくまで学校教育の中の一環ということですね。食文化、食育ですね。そういうものをどうのように考えておられるのか。私は特に大事なものは食器文化ですね。ただ新しいいい給食センターができてオートメーションで物すごく衛生的な場所でフル生産で7,000食できていても、やはり何といたっても使うのは子どもたちですね。食べるのは生徒です。そういう生徒たちに教育するような食文化についてどのように考えておられるのか。私が申し上げる食文化というのは、ちなみに食器関係、さまざまなものがありますね。食器によって食文化をどうのように、日本独特の文化をどのようにもっていくとか、そういうことも考えていかなければ、今一番便利なのはやはり何と申しましても、FRPとかプラスチックとか、そういうものがほとんど主流を占めておりますね。そういうものから逸脱して食器文化というものを新しく創造していただきたいということを私も考えておりますので、教育委員会としてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

続きまして、第9回全国義民サミット実行委員会の補助200万円でございますが、私たちのまちにも土川平兵衛さんという大変立派な方が天保時代にいらっしゃいまして、野洲郡、甲賀郡の農民を守るために命をかけて闘ってきた人だと私も確信しております。ちなみに、全国サミット実行委員会という名称でございますが、どのような内容になってくるのか、どういう方面から義民という立場で来られるのか、そういう細かい部分についてお伺いしたいと思います。

次に、防災行政無線の整備についてでございますが、これは地震や台風などのライフラインが切断される大きな被害でも、市民に情報を迅速に伝えるという意味合いのもとで、4億6,347万の経費をかけて行われるものでございますが、果たして内容はどのようなようになっていくのか。例えば広域的に連携をとってその中で対応されていくというような思いもございしますが、やはり直接被害を受けるのは我々一市民であって、市民が一步外へ出ればそれは自治会であって、自治会から一步外へ出ればこれは市であるというような社会構造になっておりますね。ただ行政だけの無線のバリアだけでは、これはまた一般市民の情報がかかなり不足すると思うわけですね。どこまできめ細かな防災無線を設置されるのか、

その辺をお伺いしたいと思います。

次に、一般会計中の委託料でございますが、今までから議会の中ででもかなりの高額な委託料を出していても、実現不可能なものがたくさんございました。例えば、最近では富波甲の経田地区の委託料800万でしたか、400万でしたか、金額は定かでないですが、それも水の泡と消えてしまっている。また、それ以前にJR東海道線の南北につながる地下道の調査、あれも委託業務として出しておりましたね。そうしたさまざまな委託業務が絵にかいたもちどころか、せっかく莫大な金額を投資しながら、それが何ら具現化されていないということが多々ありましたので、今回一般会計予算中の委託料、特に今回まちづくりのために行われる国土利用計画策定、あるいは都市計画マスタープラン、あるいは総合計画策定に係る各業務の基本的な考え方についての委託料をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の第14号議案平成17年度野洲市一般会計予算に対してのご質問で、私ども総務部に関係する部分についてお答えをさせていただきます。

まず第1点目の地方債でございますが、先ほども議員ご指摘のように、地方債は旧中主町、野洲町の時代より地方自治法並びに地方財政法の定めに従いまして、適正な事務処理のもと、各年度において必要な額を起債させていただいております。旧町の債務については、野洲市がすべて引き継いで、その償還計画に従い今後処理させていただくことになるわけでございます。

当初予算で市債の一般会計における公債費率は15.6%でございます。あくまで17年度末の見込みということで、お手元の予算書の最終ページ、392ページにお示しさせていただいているわけでございますけれども、何分年次間における一般財源、決算に対する割合になってきますので、その辺でどう変化するかということについて、具体的数値に基づいて説明ができないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、償還額よりも借入額が17年度多くなります。そのために、当然公債費率、繰り上げ償還を大きくすれば年度末の決算時に公債費率は下がるわけでございますけれども、今現在のところ繰り上げ償還できるような状況ではございませんので、当然公債費率等は高くなるわけでございます。

そして、また公債費率の今後の動向についてのご質問でございますけれども、前回の12月議会で他の議員からのご質問の中でお答えさせていただいておりますように、やはり

今後どう行財政を改革し、安定した自治体運営に変えていくかというところ辺を、当然公債費率、また合併特例債等の関係がございまして、総合計画、またその他の計画等の中できちっと将来的な財政に関するシミュレーションをつくり、お示ししたいと考えておりますので、今現在で推移がどう具体的に動くということはお示しいたすことができません。

続きまして、防災行政無線の整備についてのご質問でございますけれども、まず整備内容についてご説明させていただきます。まず、親局を本庁舎2階に設置を予定しております。そして、各避難所や自治会等に設置する屋外拡声受信装置、いわゆるスピーカーにより災害情報などの伝達を行います。屋外拡声受信装置には電話機機能が設置してあり、その電話機によりまして、無線により避難所や自治会などの災害情報を親局に伝達できるようになっております。また、いろいろご要望がございました中で、要援護者などの災害に弱い方々、また消防団の詰所等には戸別受信機を設置する予定でございます。そして、視覚障害者の方には戸別受信機の文字放送型を今のところ計画しております。戸別受信機につきましては、親局からの情報を受信するだけということでございます。

そしてもう一点、一般会計中委託料についてのご質問でございますけれども、学童保育の委託を除きました総額につきましては、来年度予算23億7,423万4,000円、総件数につきましては、全部の委託をピックアップいたしましたので342件でございます。一つは議員ご指摘のように過去委託をして、調査の委託とかさまざま形態があるわけでございますけれども、委託を発してその後具現化というところ辺に問題があるというご指摘をいただいているわけですが、この委託料については清掃委託、すべての委託を含んでおりますのでこういう額になります。特に今回、17年度予算につきましては、国土利用計画策定、都市計画マスタープラン策定、総合計画策定に係る各業務委託がございまして、その基本的な考え方ということをお尋ねになっておりますので、お答えさせていただきます。

野洲市におけるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針といたしまして、野洲市総合計画及び国土利用計画及び都市計画マスタープランを、平成17年度から18年度の2カ年をかけまして策定する予定をしております。委託内容につきましては、各計画書の委託内容につきましては、2カ年にわたりますので年次に分けてするわけでございますけれども、業務を委託する方が効率的、効果的であるアンケートの実施、そのアンケートの分析、また冊子の製本等でございます。さらにまた、専門的な知識が必要とされる土地区分利用の動向分析、将来人口フレーム設定にあたっての基礎調査を主な経費として来

年度計上させていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 私の方から、第2点目の学童保育所運営の委託実施と指導員の身分についてのご質問にお答えいたします。

学童保育所の運営委託料につきましては、6つの学童保育の人件費と運営管理費等約8,200万円を予算計上しております。指導員の雇用につきましては、社会福祉協議会が嘱託職員、臨時職員で雇用されるところでございます。ただし、指導員の雇用につきましては、子どもたちの生活環境に及ぼす影響を考え、また議員ご指摘のように立ち上げ時からご苦労いただいている指導員もおられます。そしてまた、子どもたちが慣れた指導員でというお気持ちもよくわかりますが、そのようなことを考慮する必要があることはよくわかりますが、採用は運営主体である社会福祉協議会が行うものでありまして、公平、公正に広く人材を求める観点から、一般公募により採用し、試験結果により雇用の決定をされるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 私の方からは、鈴木議員の3点目、4点目のご質問にお答えさせていただきます。

給食センター新築工事につきまして、特に食文化に関わるご質問にお答えいたします。

食にまつわる文化には、食材、調理法、食器、外食産業といったさまざまな物事のあり方が含まれてまいります。また、現代では食文化は均一化の方向に向かっている反面、議員ご指摘のように固有の食文化を大切に作る気運も生じてきているように思われます。

そういう中で、昨今の子どもの食生活を取り巻く状況といたしましては、朝ご飯をとらない朝食欠乏とか、あるいは一人きりで食べる孤食の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取等、問題が指摘されておりまして、その結果、将来の生活習慣病の増大が懸念されております。

そういった状況をとらえまして、食は家庭が中心ではございますが、学校給食を生きた教材として、食に関する正しい知識とそれを実践する食習慣を身に付けさせることが非常に重大な課題となってまいります。その課題解決のために、完全給食を実施することによって食育の推進をしてまいりたいと思います。特に議員がご指摘されました食器についま

しては、種類とか材質、大きさなど、学校教育上も大事な視点だと考えておりますので、早い時期に検討してまいりたいと思います。なお、給食センターの建設にあたりましては、現在両給食センターで実施しているよいところを取り入れ、よりよい給食が提供できるように検討委員会など、意見をとりえて取り組んでいる現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、第4点目の第9回全国義民サミット実行委員会補助につきましてのご回答をさせていただきます。

全国の義民顕彰事業の関係者が一堂に集まり交流を深める第9回全国義民サミットを、11月19日、20日に本市で開催しようとするものでございます。具体的な内容といたしましては、記念講演、シンポジウム、交流会、史跡見学会などを予定しております。全国の義民顕彰団体の関係者と住民が相集い、今後の顕彰活動に向けて情報交換を行い、将来のまちづくりを考えることには大きな意義がございます。また、一揆に関わった野洲川流域の甲賀市や湖南市にも参加を呼びかけ、顕彰や交流の輪を広げていく機会にしたいと考えております。つきましては、実行委員会を組織し、開催に向けて準備を進めるため、県から100万円の補助を受けまして、200万円を補助しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木議員。

26番（鈴木市朗君） どうもご回答ありがとうございました。それでは再質問させていただきます。

まず、地方債の関係からでございますが、私は平成17年度末の見込み高ということでお尋ねをしたわけでございますが、ちなみに平成16年度の公債費率が15.6%という報告をお聞きいたしました。平成17年度においては、16年度というとちょっと現状では旧野洲、旧中主ということもございまして、17年度のある程度の見通しというものを、そこそこ立ててもらっていると私は思うのですよ。そうでないと、17年度末の現在見込み額というのが恐らく出てこない。当然決算ということもありますが、やはり何と申しましても、旧野洲町の財政構造改善計画の中でうたわれているのが、これは随分前のことなのですが、期間が平成15年度からということになっておりますが、公債費率の目標数値が10%以内というような形で上がっておりますので、やはりそういう部分を考慮していくと、17年度末現在というのはいったいどのように推移していくのかという思いをして



おります。きちっとした数字を私は出せとは言っておりませんので、予算組み立て上、必ず必要となってくるものでございますので、わかる範囲内で結構でございますので、246億9,549万6,000円に対しての公債費率というのがどのようになっていくのか、わかる範囲内でもう一度お答え願いたいと思います。

次に、学童保育所運営の委託実施、今次長の方から大変行政としては血の通っていない、事務的処理で社会福祉協議会に委託したらいいわ、今まで立ち上げて一生懸命努力した人の思いも一つも考えられない、みじんも考えられない、本当にこんなもの血の通った行政と言えるでしょうかね。それは、一般公募、公平、公正の原理でわかりますよ。わかるけれども、そこで行政が血を通わせたときにはどういうことになるということぐらいはわからないのですか。一から立ち上げた人の気持ちにもなってあげて下さい。そういうような血の通っていないような施策を講じるから、皆行政不信を招くのです。あなたたち、立場が逆だったらどう思うように思われます。もう一度回答願います。

次、給食センターでございますが、いよいよ給食が始まる前段ということで、今年度から予算も付けられて進んでいくわけでございますが、何と申しましても今現在、教育次長、よく聞いておいて下さいよ。例えば私の家庭でコーヒー1杯飲むのでも、今の子どもたちは、例えばマイセンとかデフルトとかウェッジウッドとか、そういういいコーヒー茶碗でお茶を飲んでおるのですよ。わかりますか。ところが一步学校へ行けば、食器はプラスチックだ、FRPだ、それだけの格差があるのですよ。学校給食の什器備品にウェッジウッドとかそういうものを使えと私は言っていないですよ。やはり、せめて焼き物ですね。そういうものを何らかの形で取り入れて展開していただければ、落として壊れるという発想というか思いを、子どもたちが自然と体に付けてものを大事にする、そういう気持ちが自ずと生まれてくると私は思うわけでございます。その辺についてのご見解をお伺いしたいと思えます。

次、第9回全国義民サミット実行委員会でございますが、私どものまち、土川平兵衛さんという方が天保義民ということで、1800年代に活躍された方でございますが、この方の思想は陽明学、中江藤樹を師とする陽明学、この陽明学にはかなりの方が関わっているわけですね。熊沢蕃山、大塩平八郎、吉田松陰、そういう方たちが学んだ学問なのですね、陽明学というのは。幸いにして100万日、土川平兵衛さんが検地を勝ち取っていたのも、やはりこうした陽明学という思想のもとで働かれたから、そういうものが達成できたと私は思っております。非常に立派な方です。

今、私がサミットの件についてお尋ねをしている中で、義民ですから、義民サミットですから、どこの地方のどういう義民のサミットをここでしてくれるのかなというのを聞きたいのですよ。ただ、実行委員会がここで開かれるから、県が100万、市が100万ということではなしに、どこの地方からどういう方が来られて、そこにはこういう義民伝があるという歴史の証、そういうものをお聞きしたいと。それによって、我々もまた勉強していかなければならないという思いで質問いたしておりますので、その辺をよろしく願いたいと思います。

次に、防災無線で、概略をお聞きしたのですが、なかなか今聞いていてぱっと、複雑な何で頭の中には浮かばないのですが、かなり大がかりなものだということも金額的に見てもわかりますが、やはり自治会単位で、この防災無線によってどの程度情報が得られる、そういうものを何らか示していただくことはできないのですか。例えば、この防災無線を使って、今、四ツ家自治会が今水が付いてきて大変だということを、道路を寸断され電線も切れている中でこういう防災無線を使って本庁へ連絡ができないのかとか、そういう相対効果ですか、そういうものが図れる無線なのか。だからそういうことも考えていただきたいとか、例えば消防車に付いている無線なんかは、あれは受信だけなのですね。そういうような形のものなのか、こちらから発信できるものなのか、さまざまな形態がありますので、そういう部分をお願いしたいと思います。

それと、一般会計の委託料の中で、特に私が興味を持っておりますのは、国土利用計画策定、都市計画マスタープラン策定、総合発展計画の策定の業務なんか、私が質問させてもらっている本旨なのですが、例えば我々でも平成12年でしたか、第4次総合発展計画を策定したのが。そのときに、野洲町がしかるべき将来像に向かっての総合発展計画が策定されているわけなのです。それは、どういう形で策定されたといえば、ほとんど旧野洲町民の皆さん、あるいは大学の有識者、そういう方たちで自らの手で作り上げた総合発展計画なのですね。その中には、当然土地利用計画、人口フレーム、福祉、教育、さまざまな部分で第4次総合発展計画が示されております。それだけ立派なものが、今現在旧野洲町にはあるわけですね。だから、そういうものをどのように総合発展計画の中で応用していくのか。そういう部分についてお伺いしたいのと、例えば都市計画マスタープランの作成も同時に行ったわけなのですが、今野洲市の土地形態で用途区域を見てもみると、よその市より圧倒的に市街化区域が少ないのが野洲市でございますね。

そうした中で、今後この計画を策定する中で、それぞれの障害となるものが出てきます

ね、土地利用に関しては。例えば一つ申し上げますと、野洲川関連の制約がございますね。だから、そういうものを一つずつ規制緩和、規制を外して計画を策定していかなければならない野洲の土地で、そういう規制に関してどのように考えて、この策定事業に臨まれるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

難しいことは言っていないので簡単に頼みます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、地方債17年度末、先ほど正確な数字がつかめないということで、今現在の見込み額から算定しますと、大体16%に推移いたします。先ほども申しましたように、今年度当初15.6から0.4ポイント今年度中に上がる。もう一つ、今まで出ている、シミュレーションをやっている中では、合併協でやりましたシミュレーションで、18年ぐらいがピークになるということも出ております。そういうようなことを踏まえまして、これもあくまでシミュレーションでございますので、先ほどお答えいたしましたように、総合発展計画、これからどう投資していくのか、総合計画、都市計画マスタープラン等々の大きな計画がございますので、その辺を十分にらみ合わせながら、そして総合計画の中でどう行財政を確立していくかと。

過去、旧野洲町において公債費率を10%以内という目標値を立ててそれに努力したわけでありましてけれども、やはり何%ぐらいが適正であるかという議論も、旧野洲町の状況と新市の状況が違いますので、その辺は十分総合発展計画の中で議論をしていきたいと思っております。

そして、防災関係で一つ大きなのは、今の防災行政無線の大きなねらいというのは、やはり避難勧告をすべての市民の方に知っていただくための即時の速報、これが従来旧野洲町、旧中主町でとれておりませんでした。それを整備するというのが一番大きなねらいでございますし、先ほどお答えさせていただきましたように、拡声器の下に、それと一体になっているのですけれども、電話機、NTTの電話じゃないのですけれども、付いております。それが無線で本部に、そこから情報が入ってくる。その辺、今設計の委託を出しておりますして、3月末に設計が上がってきますので、また発注していくわけですけれども、十分自治会の方、またどのような利用方法がいいのか。今現在聞いているのは、一定その機械が付いている部分については情報が本部の方へ伝達できる。それ以外の戸別機については情報伝達だけというような形で、何分大きな予算が要りますので、その辺どうい

う活用方法があるか検討してまいりたいと思っております。

そして、最後のご質問で、鈴木議員がご指摘いただきましたそれぞれの旧町の持ってありました総合発展計画、当然それをベースにし、また新市まちづくり計画も委託を出してあれだけのまちづくり計画をつくっておりますので、そういうのを踏まえながら総合計画、また都市マス、国土利用を策定していきたいと思っております。そういう中で、いろいろ課題が、今まで議員の皆さんからご指摘いただいている課題等々もございます。それをどうクリアしていくかというのを、また知恵を絞りながら、具体的には行政だけがこの計画を策定するのではなく、過去の策定の経緯を踏まえまして、できるだけ市民の方々の知恵等々を活用しながら作成してまいりたいと思っておりますし、そして過去にない一つの要素としては、この中に行政評価、先ほど出ています財政の問題がございますので、その辺の市民合意を取り入れていくという手法の中で進めますので、いろいろ出発点についてはまだまだこれからその他問題点を抱えると思うのですけれども、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 学童保育所の指導員の雇用につきましての鈴木議員の再質問にお答えいたします。

鈴木議員の方から大変冷たい行政というふうなご批判をいただきましたけれども、私は非常に冷たい対応ということをしているつもりはございません。今回の一元化におきましては、保護者の皆さん、それから指導員の皆さん、当然行政の私も一緒に参加をして、本当にもう夜、私は最終電車で間に合うかなと思うぐらいのところまでぎりぎりに、いろいろ話を重ねてまいりました。その中で、やはり鈴木議員さんがおっしゃるように、指導員の先生方は各子どもたちを我が子のように慈しんで指導をしておりますので、その点につきましては十分私も承知をしております。しかし、社会の一つのルールということがございますので、その点は先ほど次長が答弁をしたとおりでございます。しかし、採用結果を私は本当に心配して待ってございましたけれども、大體現在働いていただいている方がほぼ採用されたと聞いておりますので、本当に安堵をしたという状況でございます。新しい方向で進みますけれども、どうか皆さんのいろいろなお力をお借りしまして、新しい学童保育の出発に向け頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

給食につきまして、和食器についてでございますが、和食や郷土料理を大事に伝えましょうという献立を考えておりますことから、陶磁器の食器なども考えには入れたいと思いますが、あとは配送の関係や議員ご指摘のように割れ物というあたりの安全面のことなどを含めて、今後の検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、義民サミットにつきましてですが、これは17年に第9回ということで、8回までの義民サミット、関係者が全国におられます。全国といいましても九州から東北にかけて、やはり議員ご指摘のとおり一揆の関係者と自治体関係でございますが、教育関係的には子どもたちに「郷土の人」というような小冊子などをつくりまして、土川平兵衛さんあたりの偉大さを伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解下さい。

議長（秦 眞治君） 鈴木議員。

26番（鈴木市朗君） さまざまなことを申し上げましたが、やはり何と申しましても平成17年度の野洲市始まっての当初予算でございますので、慎重にこの予算を履行していただきたいと思っております。地方債におきましても、今後ますます住民の要望が高まるばかりで、地方債の額というのは年々ふえるものだとも思っております。さまざまな部分で行政の皆さん、英知を出して健全な財政に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

次に、学童保育の件で今部長から報告がありましたが、その話を聞いて若干私も安心したようなことでございますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

給食センターの関係も検討課題ということでございますし、全国義民サミット実行委員会、私たちのまちでもそういう立派な方がおられて、全国からそういう方たちが来られても、サミットに恥じない、そういうような委員会にしていいただきたいという思いでございます。

防災無線につきましても、今設計に出しているというところですね。住民のニーズに応えられる、今何と申しましても防災、防災、世を挙げて防災という感じにもなっておりますし、テレビや一般のマスコミでもそういう部分についてはかなりシビアに報道しておりますので、ぜひとも住民の期待に応えられるようなシステムづくりをしていただきたいということです。

また、一般会計の予算中で委託料の件でございますが、新市発足して地域間競争という

のが全国どこでも激化してまいっておりますので、そういうことをかんがみますと、やはり我が野洲市がよそに立ち遅れないような立派なものをつくり上げていかなければならない。それは一つのものに固執してはならない、一つが突出してもならない。福祉、教育、すべてのものが足並みがそろそろような新しいまちづくりをしていかなければならないという思いがありますので、そういう部分についても十分注意しながら進めていってもらいたいという思いで、私の質問を終わります。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第14号から議第25号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

議長（秦 眞治君） 日程第5、議第26号から議第30号までを議題といたします。

各議案に対する通告による質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ただいま議題となっております議第26号から議第30号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託いたします。

（「議長」の声あり）

1番（藤村洋二君） 議事進行につきまして、議長に希望を申し上げます。

今、5名の皆さん方から質疑をいただいております。提出議案に対しまして質疑をするということにつきましては非常に重要なことで、私も大賛成でございます。ただ、規則で申しますと、議案質疑につきましては、あくまで委員会に付託が予定されているものについては、質疑はあくまで総括的、大局的な質疑にとどめ、詳細は委員会で行うようにすべきであると。また、発言については賛成、反対という立場を明確にしないような、自分の意見を言わないというようなこともございますので、十分その辺を配慮した運営をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時19分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第6）

議長（秦 眞治君） 日程第6、議第31号から議第52号までを議題といたします。

各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） 議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

平成16年度決算は、中主との合併に伴い、4月から9月までの半年の決算です。半年といえども当初予算で指摘しました内容に変わりはありません。

まず第1点目は、国言いなりで住民の声を聞かない行政、その最たるものが合併であると指摘いたしました。現在日本共産党が取り組んでいますアンケートでも、合併についての意見を聞いていますが、水道課などが分庁舎に移って自転車では大変という声や、現時点では車に乗っていけるが、高齢になればとても行けない、バスも直通はなく乗りかえなければならず、一日仕事になるという声もございます。旧中主町の方々からはもっとたくさんの課が本庁に来たことによって、大変不便を感じておられます。また、きめ細かな施策がなくなってサービスが悪くなったという声が多いです。そのため、分庁舎での市民窓口を残してほしいという声は8割以上と圧倒的です。

このようなことは、当初からわかっていたことであります。町民にはサービスは高い方に、負担は低い方にとということばかりを発言されてきました。合併しなければ財政的にやっつけられないシミュレーションを出して、合併の是非を聞く住民投票もせず、強引なやり方で進められました。この体質は10月からの新市のやり方にも踏襲されています。十分な議論もないまま、また地元住民に事業説明もないまま、イオンの誘致を前提に新年度予算が作成されています。このように、住民の声を聞かない行政運営についての考え方を、市長、お尋ねいたします。

第2点目、当初予算で税金の使い方を指摘いたしました。今回の決算は9月で打ち切り決算であるため、全体的な税の使い方を分析することはできません。しかし、この半年間の税金の使われ方は、ふるさと創生基金1億円で小中学校のコンピューターを購入しました。この問題については多くの議員から、3カ月で古くなるコンピューターはリースにすべきという声がありましたが、強行されました。今すべきことは、野洲中学校のトイレの

抜本的な改修である、教育環境の整備のために使うべきだと私も発言いたしましたが、聞き入れられませんでした。みんなが喜ぶ税金の使い方を求めましたが、かなっていません。しかも、合併前後は住民を翻弄させました。

三上保育園を廃止し、三上幼稚園で預かり保育を行う。9月議会で問題点を指摘し、保育園の廃止は撤回されました。また、幼稚園の3年制は三上、野洲、篠原は17年度から、北野、祇王幼稚園は18年度からと、一般質問でもそういった答弁がされていたのに、突如17年度から北野、祇王も行うと保護者に説明があり、保護者から工事をしながら3年制保育は不安という声が上がリ、全園一斉に3年制にすることは撤回するなど、そのために住民は右往左往しただけでした。

議会や住民の声を大事にするのではなく、トップダウンのやり方について、当時町長であった山崎市長の見解を求めたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算認定についてのご質問の中で、まず第1点目の行政運営のとらえ方の件でございますが、特に合併に関しては住民の声を聞かずというご質問内容でございましたが、平成13年10月から旧野洲町、旧中主町で延べ60回にわたりまして住民懇談会や出前懇談会を開催して、また住民の方々の合併に対する意見を直接聞かせていただき、住民の声を反映させていただきました。

また、地元住民への説明とイオンの誘致を前提とした新年度予算についてであります。商工会や地元住民の協議、説明の進め方について、商工会長や自治会長と現在協議しております。しばらく待つてほしいとのことでありますが、一日も早く協議、説明の場を持ち、理解を得たいと考えております。また、このため新年度予算においては、イオンの進出計画や財政事情等を勘案いたしまして計上したものでございます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 2点目のご質問にお答えいたします。

まず、学校の情報機器の整備でございますが、コンピューターにつきましては古い機種で、学習備品として機能しなかったため学校の授業に支障があり整備をしたものであります。

次に、三上第1保育園の件でございますが、平成17年度に廃園する計画で、三上幼稚園での預かり保育を実施する予定でありましたが、地域の自治会の役員さん、あるいは保



護者との話し合い、また預かり保育等の条件整備が整わず、次年度以降に見送ったものがございます。

次に、野洲幼稚園、三上幼稚園、篠原幼稚園の3園は平成17年度から、北野幼稚園、祇王幼稚園は平成18年度から3年保育を実施するとの方針を決定しましたが、その後教育委員会といたしましては、公平性の観点から、全園で同時に実施するとの考えから保護者に説明に回ったところでございます。しかし、保護者から施設の整備が整うまで入園を待つという強いご意見、ご要望が多くありましたので、北野幼稚園と祇王幼稚園につきましては、3年保育実施を1年見送ることにしたものでございます。このため、3年保育の施設をできるだけ早く整備するため、平成16年度の12月議会におきまして、祇王幼稚園の建設費及び北野幼稚園の実施設計費をお認めいただき、平成17年度当初予算では北野幼稚園の建設費を計上させていただいております。こうしたことから、平成18年度の3年保育実施に備えるものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、ご答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） それぞれ部長が答えたとおりでございますが、合併について非常に厳しいというよりも、私から言えば、今そんなことをおっしゃるのという言い方をしたいですね。4万9,600人の新しい市民の皆さんは、希望と夢を持って合併に賛同いただきました。今、新しいまちづくりをするために、それぞれの立場で一生懸命お取り組みをいただいているのですよ。そういう中で、そういう話を今されるということになりますと、思い出しましたけれども、野並さんが属される党がコミセンきたのでシンポジウムをお開きになりましたね。そのときに私は要請があって行くと手を挙げたのですよ。大方の人たちは行くなとおっしゃったのですよ。しかし、それをあえて私は行きました。そして私の意見を申し上げました。その中で、住民投票はできませんと、はっきり申し上げました。合併について決めるのは首長が決めるのだと、こう言いました。それには住民の皆さんに深いご理解と認識を持ってもらって、説明責任を果たします、こう言って合併したのですよ。そのとき、皆さんお集まりの中で一部の方から、拍手をいただいた方もありましたよ。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 野並議員。

29番（野並享子君） 部長からの答弁で、平成14年から住民懇談会を開いたという

ことをおっしゃいましたね。しかも、北野のコミセンでシンポジウムを開いた。これは守山・野洲郡の合併のシンポジウムだったのですよ。中主との合併に関しての出前講座というのは60回も開いていません。各学区単位の、学区の説明、そして出前説明をします、します、5人でも6人でもしますとおっしゃいましたけれども、そんなにたくさんの申し込みはありませんでした。60回というのは最初からの、守山からのトータルと違いますか。野洲・中主だけの懇談会、合併の説明ではないでしょう。そこら辺ちょっとはっきりさせておいて下さいよ。野洲と中主の合併に関してどれだけの説明をしたのか。そこです。ここがほとんどできていないと思うのですよ、私。そういう意味で、守山・野洲郡の合併に関してのシンポジウムなど、そういう部分はある一定いろいろとあって、地域の皆さん方からも声がいっぱい出ていたと思います。しかしながら、中主との合併に関しては、ほとんど本当にもうなかったと言っていいに等しい状況ではなかったでしょうか。この点、もう少しきっちりとした答弁をお願いいたします。

今、私が言っている住民の声を聞かない行政ということについて、今の市長のご答弁ではそういうようなことをやっていないような、どういふ私の質問に対してのお答えなのでしょうかね。やっていると言うのだったらこういうふうに行ったということをおっしゃってもらったらいいいのですけれども、私はこのイオンの問題にしても、もう予算の中にありながら、それまでに本来聞かなければならないことを聞いていないのにやっている。それは次の2点の税金の使い方も同じですね。保育園の廃園、幼稚園で預かり保育をするというのは、行政がもうそういうことをするというので地元に入っている。本来、地元の皆さんとどうしましょうかと言って議論をされることから始めるべきだと思うのですよ。このときの説明では、住民福祉の関係はそれぞれの保護者のおうちを全部回らせていただきました、ほぼ皆さん了解していただきましたということで、もう、さも決まったような形で了解していただきましたと言って、全員協議会の際の説明だったのですよ。もともとの発想から、やり方が本末転倒なのです。住民に聞いて住民の声を大切にするというところではないのですね。根本的な行政の姿勢が反映した状況で、来年度にも反映しているということで、私は16年度決算は半分の打ち切り決算ですから、数字的にどういふことができるので、やっぱり行政姿勢を問わなければならないと思ってこの質問をさせていただきました。

結局はトップダウンなのです。幼稚園のときも本当に、3歳の保育がしてもらえるとということで、一時3歳児を持っているお母さんは喜ばれたのですよ。幼稚園に行けるのかな

と。もう1カ月もしないうちに「やめます」でしょう。そこで本当に翻弄させたのです。行政の公平性ということと言われるのだったら、当初予算のときからそれで出発すべきだったのですよね。9月の土壇場になってこんなことを言い出すなんていうのは、本当に住民サイドに立ったやり方ではない。合併間際のドタバタ劇を見まして、余りにもひどい、住民がないがしろにされたやり方だったということを感じますので、この点についてのきちとした思いを持っておられるのか。ここの反省がない限り、17年度だって結局トップダウンで、市民の皆さんの声を聞いてなんて口先だけで、行政サイドで物事が進められるのではないかという思いがするので、この問題に対してどうであったのかというのがトップの責任であろうかと思えますので、あと部長やらが三上の子どもたちの家を回られたというのは、それはもう行政の指導のもとですからね。部長が勝手に回るのと違いますから、方針のもとに部が動かされたという状況ですから、やはり一番の責任者は町長であったという意味では、きちとしたご答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 出前講座を何回開いて何回行ってどうしゃべったという、しゃべった記憶はございますけれども、何回開催したか、どこへ行ったか、合併の事務局をやった職員にお答えをさせます。決して行っていないとは申しませんので。

三上の保育園の問題については、これは私よりもやはり部長なり、教育長から答えてもらった方が実があります。最高責任者は私なのですが、最後の決断はそういうようにしようと、1年間混乱を招くためにやめようということは相談は受けましたけれども、内容、手段は私は関わっておりませんので。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野並議員のご質問にお答えいたします。

先ほどから、トップダウンという言葉が気になっているわけでありましてけれども、コンピューターの件にいたしましても、十分教育委員会の事務局で検討いたしまして、そして決定をしたわけでございます。あるいは幼稚園の3年保育につきましても、当時の町長と相談をさせてはいただきましたけれども、最終教育委員会に諮りまして決断をしたわけございまして、これは教育委員会が主体性を持って進めてきたことでございます。今後その主体性を大事にして教育行政に努めてまいりたい、このように思っております。

どうぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 野並議員の再質問で、先ほど私が答弁いたしました平成13年10月からとはっきり日時を申しておりますので、議員が言われる1市2町の合併協議会の部分を含んでおります。それで延べ60回でございます。

議員も既にご存知で、当時はじめ1市2町で合併を進めるということで精力的に各地域に合併の意義、またなぜ合併という一つの社会状況になるのかということをご説明させていただきました。そういう中で、ご存知のように守山市との合併協議会が廃止になりましたのが11月30日で、そしてもう翌月12月2日に中主・野洲町合併協議会が発足しております。そういう中で、合併についての旧野洲町、旧中主町のとらえ方というのは、守山市との、その前に中主、野洲で研究会を始めましたところを合併の住民研究を始めたというとらえ方をしていますので、その一連の中で住民の方々に説明をさせていただいたと。

そして、野洲・中主になりまして、ご指摘がありました、ほとんどやっていないのではないかとございませぬけれども、年明けまして14年11月末、年の瀬に協議会を設立しまして、引き続き先ほど言いました考え方の中で、15年2月、3月にかけて再度学区で住民懇談会を行っておりますし、その後また老人クラブ、それぞれの各団体、また自治会もございませぬけれども、要望があればそこに班編成をいたしまして、旧野洲町でございましたらグループに分けて、3班編成で順番に要請があれば出ていくということで行わせていただいております。

そして、新市将来ビジョンが出てきました段階でタウンミーティングということで、また学区ごとに回らせていただいているという中で、私どもとしては十分なところまで行きませぬけれども、旧野洲町でございましたら区長会の学区懇談会で、10月に行われました各学区の行政懇談会の中で合併の具体的な状況について、説明等々もさせていただいております。そして、またその中でも自治会単位でお呼びがあれば、先ほど言いました出前講座ということで、それぞれの自治会へ、先ほど言いました班編成の中でそれぞれ行っております。そういう中で住民のご理解を得て、この合併が成立したという考え方に立っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の三上第1保育園の件についてお答えをいたします。

三上第1保育園の問題につきましては、ご存知のように非常に乳幼児の数が減少しております。この三上学区は保育園のど

ういうあり方かというのは、私が部長をしておりました平成12年、13年におきましても、一つの保育行政の課題でございました。県からもその点につきましては検討するようというようなことを受けている経過がございました。2年ぶりに私が返りまして、前任の部長からも、この件についてはずっと前年からの課題であるので検討するようという形で取り組んでまいった状況がございます。

今回、三上第1保育園を廃園するということを断念いたしました大きな理由は、保護者とも非常に話し合いました結果、保護者の方は預かり保育、長期休暇の間の保育を幼稚園でしていただければ、ほほいけるというような回答をいただいたわけですが、今回いろいろ教育委員会と調整の結果、預かり保育は可能であるが、長期の休みの保育は、17年については困難であるというふうな検討結果をいただきましたので、これでは住民の方の要望に応える返答ではないということ判断いたしましたので、17年度引き続き三上第1保育園を開園する予定をしております。ちなみに、17年度の三上第1保育園の入所予定人数は16名と聞いております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

29番（野並享子君） 教育委員会が主体性を持ってやったという、その主体性のもとで住民が右往左往したというのが現状ですね。ということは、やはりもっと見通しを持ったことをやらなければならないというのを教訓とされるのかどうか。土壇場で物事を判断される、それが進むのんだったらいいのですけれども、机上の論理で現場や末端の人たちのそういった意向も聞かないがために、結局どんでん返しになってしまう。こういうような行政をやっていただくと、本当に住民の不信が広がってきます。行政がいつ、どうひっくり返るのだろうと。そういうような問題はやはりつくってはならないと思います。

ですから、16年度の決算にいたしましては、先ほども言いましたように、打ち切り決算ですので、途中の中途半端な状況になっていますから、今現在その残りが進行している状況であります。ですから、17年度に問題をきちっと教訓として反映をしていただきたいと思います。とかく指導力があるということを思われるかもわかりません。トップダウンというのは結局そうなのですよね。だっと進んでいく、強引にでも進んでいったらよくやってくれているみたいな、指導力が発揮されたみたいに思われるかもしれませんが、そうではなくて、やはりいろんな方々の意見を聞いて進めるというのは非常に時間がかかります。時間がかかるけれども、それが一番ベストなやり方であろうかと思っておりますので、そ

ういう形で進んでいただきたい。

16年度の中身におきまして、問題とするべきことは野洲の同和行政もそのまま踏襲をされていますので、決算のときならば、全部の決算のときならばそういうような点も指摘をいたしますが、今回打ち切り決算ですので、このぐらいの質問にさせていただきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） それでは暫時休憩をいたします。

（午後2時46分 休憩）

（午後3時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

第30番 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは最後、第31号の16年度の中主町の一般会計決算認定について若干質問いたします。

先ほど話がありましたように、本決算は昨年10月の合併に伴いまして6カ月間の決算であります。同時に、新市に移行しまして、旧中主町の決算ではありませんが、旧中主町行政と財政を検証し新市に生かしていく上では重要なものでありますから、この観点から何点かお聞きいたします。

まず1点目ではありますが、この16年度は小泉内閣が三位一体の改革、いわゆる財政改革の初年度でありました。これは地方自治体や国民が期待した内容とは裏腹に、この内容は地方交付税の削減、負担金、補助金の削減、また政府が約束した税源移譲なるものはほとんどされず、中主町でも対前年度比で2億5,000万円も削減され、予算編成に困難をもたらしました。

これに対して、当時の中主町長は地方自治の存立を揺るがしかねない、地方自治の発展を阻害する、怒りすら覚えると厳しくこの小泉内閣の三位一体を批判し、財源確保を政府に申し入れることを議会で表明いたしました。これは野洲町でも同じだと思います。公立保育園の補助廃止などに見られますように、大きく影響を受けました。

そこでお聞きいたしますが、今後こういう国の財政方向は新市財政運営についても大きな影響を与え、同時に市民犠牲の推進にもつながるものであります。旧野洲町も含めてですが、この中主町決算も含めて、今後この国の方向をどう総括され、また国との関係も含めてどう対応されるのかを市長に見解を求めます。

2点目には、こういう旧町での財政状況でありましたが、16年度におきましては中主

町においても乳幼児医療費の無料化の拡大、また長年の懸案でありました広域斎場の諸問題解決をする上で、地元に対する地域活性化交付金など、前進面として評価できる予算もありました。しかし、全体としてはこの16年度で前年度の15年度も含め、財政改革プランと称して2カ年で自治会への備品事業やごみ集積場補助金、また町内各種団体補助、さらに農業関係補助など広範囲にわたり、補助・負担金の削減、縮小を行いました。その総額は約1,000万円にも達しています。これは、合併を前に2町間の事前調整というねらいもあったと思われます。

私は、暮らしが大変な中このような市民、住民犠牲の上に立った財政債権は許されなかったと思いますが、本来の行政のあり方として、このような運営についてよかったと認識されているのかお聞きします。

3点目についてであります。先ほど来合併の問題がありましたが、結論的には市長が答弁されましたが、私は総論としては議論不足、同時に合意は不十分、そういう認識をいたしております。住民への説明会、あるいはその中でのメリット、デメリットを十分明らかにして、その上に立って合併は住民が決めるという民主主義の基本、これは不足していたと私は考えております。そういう意味で、合併後現在において住民の皆さん、市民の皆さんから不便になった問題、また今回公共料金の値上げが提案されておりますが、こういうはずじゃなかったという意見も今多々出ております。だから、そういう意味で先ほど言いましたように、住民への説明、その中でのメリット、デメリットを十分明らかにした上で、その上に立って、合併はどうであったかという住民投票等も含めた手法が不足していた。そういう意味で問題であったという立場から、この合併についての総括といたしますか、市長の見解を改めてお聞きいたします。

最後に、具体的な施策の問題について1点だけお伺いいたします。

旧中主町では母子家庭への福祉施策として、町営住宅家賃補助制度を実施しておりました。これは、母子家庭の自立支援策で町単独の施策であります。当然16年度の当初予算にも実施のための予算が計上されておりました。ところが、この補助は制度があるにも関わらず16年度、つまり4月から9月までの間、補助が実施されていません。行政としての補助制度が要綱にもあるにも関わらず実施しないのは許されません。この件で、確かに要綱の規定では交付決定期日が翌年1月を起点にしている。そして、この1月を前に既に合併しているから補助ができなかったという説明もされておりますが、これは極めておかしな論理でありまして、そもそもそういう事態は行政としては知り得ていたわけでありま

すから、要綱の補助目的の趣旨を生かし、実施するのは、そのために改正すべきは当然容易であったはずであります。

加えて問題なのは、この家賃補助は、当時町議会でも、本町独自の制度であり町営住宅でなく母子家庭支援は町全体に関わる問題であること、またこの制度は町の財政改革プランでも廃止の対象でありましたが、母子家庭への支援制度としての必要性から、議会の議論で存続を決めた制度でありました。にも関わらず実際は要綱があって補助制度があるにも関わらず、16年度上期は事実上廃止された。より一層問題なのは、にも関わらず議会には全く報告されていませんでした。このことは、予算を提案し、その承認を受けておきながら実際の財政運営が違ふという、あってはならないことであります。こういうことが許されたら、予算の信頼性が根底から崩れてしまいます。新市の今後の財政運営上も重要であります。この顛末について当局の見解をお聞きいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定についてに関しての小菅議員のご質問、総務部に關係するところを私の方からまずごお答えさせていただきます。

1点目の三位一体改革についてお答えいたします。

平成16年度の三位一体改革は、補助金1兆円の廃止縮減等を行うと共に、地方の徹底的な抑制を図り、地方交付税を1兆2,000億円減額し、当面の措置として所得譲与税を創設して4,200億円の税源を移譲するといった内容でありました。景気の低迷による税収の減収にあえぐ地方にとりましては、非常に厳しい結果となりました。

このような状況を受け、地方6団体の一員として、平成17年度予算編成にあたって、平成16年度の轍を踏まぬよう、国は誠実に対応し、国は理不尽なことは憤み、国と地方の信頼関係の構築に努めるよう要請してきたところでございます。

昨年11月26日の政府与党合意としまして、平成17年度及び18年度予算において、国庫補助負担金改革については、3兆円程度の廃止、縮小等の改革を行うこととなりましたが、一方税源移譲はおおむね3億円規模を目指し、平成17年度は暫定措置として所得譲与税による税源移譲が実施され、平成18年度では税制改正において個人所得割の税率をフラット化することを基本といたしまして実施し、あわせて国、地方を通じる個人所得課税のあり方の見直しを行うこととされております。このことについては、一定評価をしているところでございます。



2点目の旧中主での財政改革推進プランの実施についてお答えいたします。

旧中主町では、平成15年度1月に中主町財政改革推進プランを策定しており、人件費や物件費の削減、補助金等の見直しを行ってきたところであります。なお、プランの推進にあたっては、行政改革懇話会や区長会等に説明し、理解を得た上で実施してきたところでございます。市民の犠牲の上に立った財政再建は許されなかったとご指摘でございますが、極めて厳しい財政状況にかんがみ、この難局を一刻も早く脱却する手法を模索した結果であったと認識しております。

3点目の民主的な手続を経ず合併推進をしたとのご質問にお答えいたします。

先ほども野並議員にお答えしたのですけれども、平成13年10月以降、旧野洲町及び旧中主町におきまして、延べ60回にわたり学区自治会、各種団体に出向いて、住民懇談会や出前懇談会を開催し、率直な住民の皆さんのご意見をお聞きし、意見交換をさせていただきました。また、先ほど市長もお答えしたのですが、平成14年2月24日には日本共産党主催によります合併シンポジウムが開催されまして、当時旧野洲町長の山崎町長が合併協議会会長として、パネラーの一人として登壇し、会場の参加者や他のパネラーの皆さんと多様な意見交換を行われました。

このように、多様な場面で行政の考え方をお示しする中で、旧両町住民の皆さんとの活発な話し合いを通じて、民主的手続を経ました上で、最終的に市民の代表であります議会にご判断をいただいたという経過でございますので、ご理解をお願いいたします。

また、その後合併協議会だよりやメルマガなどによる情報提供をはじめ、合併シンポジウムや出前懇談会の開催等、多様な方法を通じて住民のご意見をお聞きしてまいりましたので、合併に関しては民主的な手続を経て今日に至っていると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

税源移譲を先ほど3億円といったようでございますので、3兆円規模を目指し税源移譲されるということでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 最後のご質問であります4点目の中主町母子家庭等町営住宅入居助成金支給についてのご質問にお答えさせていただきます。

当事業につきましては、母子家庭の支援を図るため、町営住宅に入居されている母子家庭等に対して、家賃の2分の1を補助する制度でありました。実施にあたりまして、要綱には受給資格として毎年1月1日において町営住宅に住所を有する次に掲げる家庭に支給

するとしており、1月1日時点の住所地の状況で把握し、年度末に当該年度分を支給していたものであります。

当該制度につきましては、合併協議会調整方針により新たな母子家庭等の自立支援策を合併時まで検討するとしており、平成15年度限りで廃止することになりましたので、平成15年度の事業実施時には、支給を受けておられる方に対しては、本事業については今年度で終了する旨の周知をしたところでございます。予算的には1年間の予算で計上しておりましたが、合併をしたことにより合併協議会の調整方針のとおり減額いたしました。新市では当該制度にかわる制度として、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業と母子家庭高等技能訓練促進費事業を母子家庭の自立を促進する事業として新たに創設し、母子家庭の福祉の向上を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ご質問の中に2点、市長の見解をと書いてありますので、またお答えしないと、3回目と言われてから出るのも何ですので、先に出てお答えを申し上げます。

三位一体の改革については、16年度にある日突然のようにわいてきたわけなのですが、田中さんおっしゃるように、地方自治の存在を揺るがしかねない、地方自治の発展を阻害するという、怒りを覚えると。これは当時、町長さんは町村会長をなさっていたと思いますので、それと歩調を合わせながら県なり国に要望したことを覚えております。

ただ、私は三位一体の改革については、これは反対するものではございません。むしろ、これは地方のあり方、地方分権のあり方について非常に地方の力量を試される一つのいい方法であろうと、こういうふうには総体的には感じるのですが、ただ国は手段を間違えた。その怒りを持っておりまして、税源移譲もしないまま交付税を削るとか、保育園の国庫負担分を削ってしまうとか、野洲町で当時6,000万円ぐらい影響があったのです。そういうことについては、やはり怒りを覚えておりました。国は18年度にはとってくれるので、それを期待しながら、新しい野洲市の財政の構造計画を練って行って、初めて基盤ができるのではないかと、こんなふうにも考えております。

それともう一点、見解をお聞きしたいとおっしゃるのは合併の問題なのですが、合併については先ほど野並さんにお答えをいたしましたとおりでございますので、あえて繰り返すはいたしません。ただ合併したらよくなるであろうという住民、市民の皆さんの期待

はあると思いますが、これから17年度予算を審議いただいて、4月1日から新しい予算を使うのですから、それからがいいか悪いかの判断をしてもらわないと、先ほどおっしゃるように、決算は半年の決算で半年予算が残っている。これは旧来の方法をそのまま移行しようということなのですね。だから、今即合併してどうこうということではなしに、17年度に期待をしていただきたいと思います。

それともう一つ、国保税や介護保険料が大きく上がった。これは合併して上がったのではないのですよ。野並さんは国保の運協の会長をお務めいただいていますので、そういう内容は十分わかっていると思うのですが、これは合併して上がったのではないですね。医療費の高騰、あるいは先ほど小菅さんから出ていましたように、介護保険の給付面に非常に高度な給付をしていかなければいけないようになってきた。あるいは施設が多くできて、住民、市民の皆さんが非常に、1週間に3回も4回もデイサービスを利用いただいていると。このことがやっぱり反映してくるのですよね、給付に。だから、野並さんはいつも税とか保険料の方ばかり言われるけれども、給付の方は全然無視したまま、上がる、上がるとおっしゃるのですが、給付も上がっていますからね。給付も上がってこそ保険料、税金を納めないといけないのですからね。

そういうことでございますので、私は合併して大きなきれいな大輪の花は市民の皆さんの不断の努力と高い志によって咲かしてもらうのだと。私はその土壌をつくるのだと、こう言って選挙にも出てまいりましたので、その辺をご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは簡単に再質問いたします。

最後の町営住宅家賃補助であります。先ほど財政改革プランのことも質問いたしましたが、このプランそのものは理解を得て実施したと言われましたが、その中でも母子家庭の支援施策、町営住宅家賃補助はプランにも当初あったわけなのですけれども、削ってはならないということで議会の意見も含めて存続を決めた制度なのですよね。にも関わらずこれを、要綱があるにも関わらず、また当初予算で提案しておきながら事実上の廃止、議会にも報告せず廃止されていたと、そういうことが行政のあり方として問題にしているわけなのですね。

要綱を見せていただきますと、この要綱が平成15年3月11日から施行し、14年度の助成金から適用すると。15年3月から施行、それならそれ以前はどうだったのかというと、そもそも要綱すらなかった。根拠規定のないまま補助していた、そうお聞きしたの

ですよね。それも問題なのですけれども、逆に言えば要綱もないまま必要な施策、必要な制度として出していたほどの制度であれば、1月1日が起点ならば、要綱の改正は容易であったと思うのですよね。それもなさらず、廃止の報告も議会にもせず、議会が存続を認めた制度にも関わらず補助をしなかった。これは行政の瑕疵というかミスというか、明らかに問題だと思うのですよね。それはそれで認めていただかなければ納得できませんので、単にこの要綱が1月1日起点だから補助できなかったというのは、これは行政の怠慢だと思いますので、中主町時代の話ですが、それはそれとしてやはりきちっと答えていただきたいと思います。

それと市長、現時点では当然合併になっているのですよね、当たり前のことですけれども。だから、私というか議会全体も職員の皆さんも市民の皆さんも、そういう中でよりよい新市をつくっていく、これは何ら、だれも異論のないところですよ。そのためにも、やはり当時15年、16年度はどういう進め方であったか、あるいはその中で教訓を導き出して、それを新市に反映させるという観点から今検証させてもらっているわけなのですよ。全国の多くの合併住民投票で、行政の思いとは裏腹に、住民投票で否決されているところ、自治体が多いですね。駆け込み合併で否決されている場合も多いかもわからないですけれども、やはり議論すればするほど問題点、矛盾もあったと思うのですよ。

市長は、先ほどこれからと言われましたが、実際はもう10月1日から新市は発足しております、事実私どものアンケートの中でも不便になったと言われる方もありますし、これはかなり多いのですよ。旧中主町の市民の皆さんからは、多くの場合市民窓口だけでは対応できない、あるいは野洲の本庁舎にいかなければならない。そういうのは一定説明にあったかもわからないですけれども、十分徹底されていないまま合併がなされた。そういう問題、あるいは介護保険料あるいは国民健康保険税、これは合併があるなしに関わらずこうなるものだと言われましたが、しかし、しからば合併がなかったとしたら、旧中主町あるいは旧野洲町、介護保険料、国保税、幾らの試算になるのか、今この場で明らかにしていただきたいと思います。それが今提案されているものより高くなるのか安くなるのか、一定判断材料になりますので、当然試算されていると思いますので、担当課の方から明らかにしていただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 今質問をなさって、合併しなかったら旧町でどういう値になるのかという計算をしると、これはやめた方がよろしいわ。いや、本当ですよ。そうした

ら、保険料だけ言っておられますけれども、それなら町民税はとこうなってきたらどうなるのです。だからこれはしない方がよろしい。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 最後の町営住宅の入居助成の件でございますけれども、先ほども申し上げましたように、支給の対象者につきましては、平成15年度の支給申請時に今年度で終了する旨の通知をいたしております。そしてまた、議会には合併特別委員会におきまして、合併までに調整する事項ということについての報告の中で、この件についても報告させていただいたというふうに記憶をしております。そして、要綱を改正して前倒しでというお話でございますけれども、もうそのときにおきまして、合併を目前にして要綱を変えて前倒しして払うことの方が、合併を目前にした中では合併のパートナーであります野洲町さんに対して信義誠実に反するのではないかというふうに考えます。よってそのまま、もし合併がなければ、1月1日現在でこの要綱に基づき支給していたところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 合併のパートナーの野洲町に、なぜ信義に反するのですか。9月までは中主町の自治体でしょう。旧中主町が独自に主体性を持って施策を実施すればいいのじゃないですか。なぜ9月までの補助を出すと野洲町との信義に反するのですか。これは絶対納得できないと思うのですけれども。なぜそんなことを言われるのかお聞きしたいと思います。

それと、あえてこんなことは言いたくないのですけれども、そもそも平成15年度3月までは要綱もなしに補助金を出していたのですよ、根拠規定もなしに。それを今いい、悪い等を議論するつもりはありませんが、それほど行政執行をしておられたのに、要綱を変えて市民の要望に応じて9月まで補助を出すことは何らやぶさかではないし、野洲町との信義に全然反することもない。中主町独自の主体性を持ってやっている施策だったでしょう。10月からは別ですよ。先ほどの答弁にちょっと納得できませんので、きちっとお答えいただきたいと思います。

市長、もう余り多くは言いませんが、市長が合併のあるなしに関わらず国保税、介護保険料はこうなったと言われたのだから、それなら私は逆にしなかったらどうかとお聞きしたわけでありまして、しなかった場合高くなるのか安くなるのか。市長がそう言われたからこっちもお聞きしているわけでありまして、それは明らかにする義務があるのではない

ですか。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 最後の母子家庭等の町営住宅の入居助成のことでございますけれども、先ほども申し上げましたように、もしその時点で合併がなければ1月1日現在で把握して支払うとなっておりますので、そのようにしていたと思います。そして、10月1日からは新たに合併協議の調整方針の中で新たな母子家庭等の自立支援策を合併時まで調整するという方針に基づきまして、10月1日からは先ほど申し上げました2つの事業を、自立支援策を新市全体で実施したと、こういうことからご理解いただきたいと思います。

前回の議会でも申し上げましたように、個人給付から就業を柱とした自立支援へ変えていこうと、こういった趣旨のもとで事業内容を変えたということでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ただいま議題となっております議第31号から議第52号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、通告による発言は終了いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ないようでございますので、関連質疑を終了いたします。

（日程第7）

議長（秦 眞治君） 日程第7、議第53号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案に対する通告による質疑はございません。

ただいま議題となっております議第53号議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり産業土木常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第8）

議長（秦 眞治君） 日程第8、議第54号から議第58号までを議題とし、各議案に対する通告による質疑はございません。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第54号から議第58号までの各議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第54号から議第58号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第54号から議第58号までの各議案につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第54号滋賀県自治会館管理組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第54号滋賀県自治会館管理組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議第55号滋賀県市町村研修センター規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第55号滋賀県市町村研修センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議第56号滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第56号滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議第57号野洲川 - 1地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の協議に関して議決を求めることについては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第57号野洲川 - 1地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の協議に関して議決を求めることについて

は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 58 号野洲川 - 3 地区基幹水利施設管理事業の事務の受託の協議に関して議決を求めることについては、原案のとおり可決することの賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 58 号野洲川 - 3 地区基幹水利施設管理事業の事務の受託の協議に関して議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

(日程第 9)

議長(秦 眞治君) 日程第 9、請願第 1 号から請願第 3 号までを議題といたします。ただいま議題となっております請願第 1 号から請願第 3 号まで、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 10)

議長(秦 眞治君) 日程第 10、代表質問。

これより会派代表質問を行います。

質問通告書が提出されておりますので、順位は豊政会 河野 司君、野洲市民ネットワーク 山本勇作君、コミュネット野洲 鈴木市朗君、以上通告の順によりまして発言を願います。

それでは、豊政会 河野 司君。

25 番(河野 司君) 第 25 番、河野でございます。

議長のお許しをいただきまして、私は山崎市長の施政方針に対し、豊政会を代表して質問をさせていただきます。

昨年 10 月 1 日に野洲市が誕生しましたが、私たち豊政会は真の自由主義、また民主主義を育て、新しい野洲市が生き生きと、そして市民一人ひとりが野洲市民でよかったと実感できる市民の政治を、私たちの住む野洲で実現をしていこうという思いで結成された会派でございます。先の市長選挙におきまして、山崎市長もそのことを人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会の実現という言葉で、市民の皆さんに強く訴えられました。そのため、私たちの会派も山崎市長に市政の運営を託したものでございます。

これまで、日本を支えてきた政治経済、社会システムが制度疲労に陥り、その改革が焦眉の急の課題となっております。地域分権をはじめ、多くの課題の解決は明治維新や戦後の民主的改革に匹敵するような大胆な発想の転換と改革で進めることが、今日各自治体に



も求められております。

私たちの野洲市は、合併より大きく変貌しようとしております。私たちの会派は今後の我が町野洲のあるべき姿を思い描きながら、この４年間で取り組まなければならない課題を着実に実行していかなければならないと考えております。そうした立場に立って、初代市長として初めての予算編成を迎えられ、平成１７年度の市政運営にあたる施政方針でありますけれども、残念ながら、中長期的過ぎていったいどの方向に、またどのように向かうかが伝わってきておりません。市長施政方針を補完する意味から、以下何点かについてご質問をさせていただきます。

昨年１１月１７日の野洲市第２回臨時議会の市長施政方針では、スリムな行政の実現を取り上げておられましたが、行財政改革を進めるためには、職員の意識改革が一番重要でございます。市役所に民間サービスの実現を求めています、それは職員が民間人になるということではなく、民間の発想、そしてコスト意識を持ってほしいということでございます。民間では、お客様からいただく収入から経費を使い、利益を出すために骨身を削ってコストの削減に取り組んでいるところでございます。予算を使うことは市民の税金を使うことであり、市民の視点を持ち、コスト削減の意識を持っていただきたいと思っております。

これまでは市税が堅調に推移し、堅実な財政運営で黒字財政を堅持してきましたが、全国の自治体を取り巻く財政状況は、合併した野洲市であっても三位一体改革や景気の低迷が続く中で非常に厳しいものがございます。合併課題をはじめ、取り組まなければならない行政課題は増加する一方であり、安心して暮らせる福祉の課題、また教育、文化等の事業では、国、県の指導はありましても、財源的裏付けのないものが多くあります。今後の市財政の健全化は、野洲市が地方分権の中で生き残る基本となりますけれども、企業誘致や観光振興による地域の活性化による自主財源の増収策、一方人員の削減、人件費の抑制、指定管理者制度の導入などによる経費の削減による効率的な財政運営の両面からの市長の積極的な取り組みを期待しております。そのような考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、人事行政についてお伺いをいたします。

個々の人を評価した適材適所の人事管理や、職員を人材として生かし、やりがいを持てるような人材育成策がより重要になってくると同時に、一方では公共サービスの質をより高めることが求められております。職員の一人ひとりが常に野洲市の行政課題を念頭に置

き、そのフィルターを通して自らの仕事を実践する訓練の実施や、目標管理の導入など、まだまだ実践すべき課題は山積しております。そのためには、組織の活性化とやりがいを持つ人材を育成するためのシステム構築が重要な課題と言えます。

今回の機構改革で3室が設置されましたが、ショッピングセンターでの市民窓口の設置等、あわせて図書館、体育館などを含めた年末年始や土曜、日曜などの開業日増加も必要でございます。このような視点に立った全般的な行政改革やシステム構築が求められますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、交通網及び野洲駅周辺の整備と活性化についてお伺いをいたします。

野洲は古来から交通の要衝であります。近江を制する者は天下を制するとも言われ、往來の盛んなところでございます。JR琵琶湖線、新幹線、国道8号線、また名神高速道路、今では湖周道路も大動脈として野洲市内を走っております。

JR野洲駅は新市野洲の玄関として整備が必要でございます。乗降客数の多い駅でありながら、乗降客は単に通過点として利用する人が多く、地域商業の活性化等には結び付いていないのが現状でございます。駅周辺地域の整備と活性化については、過去にも多くの質疑、また提言がございました。そこで、将来は湖南地域の中核市の玄関口にするとの確信と勇気を持って、野洲市の玄関にふさわしい風格ある野洲駅前広場の開発に向け、早急に土地所有者との協議を進めていただき、他人任せでない自主的な開発案の検討を進めていただきたいと思います。当面の課題でございますC地区、D地区の開発についても、広場が狭隘で朝夕のラッシュ時間の車両がふくそうし混雑している状況の改善と共に、商工業の振興、また市民の交流の場として、早急に土地有効利用を図られたいと思います。また、野洲市のアイデンティティーとしてのモニュメントの設置も考えていただきたいと思います。展望と考え方をお尋ねいたします。

道路の整備は交通渋滞とまちづくりのために積極的な取り組みを行うべきであります。国道8号線バイパスの建設についても、三上周辺の渋滞解消の解決策の一つであり、地元協議を進め、早急なバイパスの完成を図るべきであります。また、県道野洲甲西線、近江富士団地から8号線間の渋滞解消策、野洲川橋西詰交差点の安全対策についての信号機の設置など、それらの状況についてもお尋ねいたします。

また、まちづくりの観点から、交流を支える交通基盤の整備計画である県道野洲中主線を竜王インターへ延長する（仮称）湖南東近江広域幹線道路計画の策定、さらに観光客の増加や野洲甲西線のバイパス機能を備えながら、希望が丘の再生と一体化を図るために、

野洲駅正面より希望が丘への道路計画についてもその展望をお尋ねしたいと思います。

次に、新幹線栗東駅の負担区分について県が明確にしてきたところでございます。事業費234億円のうち約200億円を県、また栗東市が負担をし、残りを大津市を含めた周辺市が負担する案がまとまりつつあります。当初の事業費の3分の1を周辺市が負担する案からは、負担金額も大幅に減少しそうでございますけれども、湖南地域の広域的な発展からも前向きな意見と、また新駅効果に疑問を持つ意見とが交錯している現状でございます。市長としての考え方をお伺いいたします。

次に、昨年は災害が相次いで日本列島を直撃し、多くの方々が犠牲となりました。慎んで哀悼の意を表すると共に、一日も早い復旧を願っております。

災害はいつどこで起こっても不思議ではございません。昨年の台風では、大畑地先河川公園の堤防の一部が損壊する被害も出ておりますし、日野川では避難勧告も出ていました。また琵琶湖西岸断層帯地震や東南海・南海地震もいつ起きても不思議ではない状況となっております。そのため、緊急の課題として市民の生命、財産を守るため、防災と防犯の整備に取り組まれているところでございますけれども、新設される消防防災室の役割と今後の防災計画をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。また、防災行政無線の具体的な活用法についてもお聞かせいただきたい。そして、緊急災害時に対応し、地域で安心して暮らせるため、自主防災の組織づくりについて伺います。特に女性の視点で地域防災や助け合いができるネットワーク、さらに災害に弱い立場の人たちの声が届くための仕組みについてどのようにお考えか、お聞かせをいただきたい。

近年の犯罪は都市化の影響も受け、凶悪化する傾向にあると共に、振り込め詐欺などの巧妙な手口の事件が相次ぎ、安心して暮らすことができない状況になっております。安心、安全の保障がなければ、人々はまちから離れ、まちは衰退していくのが必須でございます。新設の生活安全室の役割と警察や関係機関との連携について、どのようにされていくのかお聞かせいただきたいと思います。

また、昭和50年前後に建設された市内各団地におきましては、駐車スペースが1台分しかない住宅が多く、そのため路上駐車が多く、緊急車の進入などが確保できていないケースがあり、大変心配なところでございます。このため、警察では駐車違反の取り締まりの強化を進め、緊急時の安全確保に努めているところでございますが、団地内には空き地もなく、物理的に路上駐車をなくすことは難しい状況であります。昭和50年代前後の開発の団地は住民も徐々に高齢化をしており、駐車場問題は若者が団地にとどまらない一ツ

の要因にもなっております。その対策をお聞かせ願いたいと思います。

次に、イオンの進出をはじめ、商業の振興と活性化、観光振興についてお尋ねをいたします。

イオンの誘致につきましては、中主地域の活性化を図るため、民間活力を生かした副都心としての発展のため、誘致をしていきたいとの思いを聞かせていただきました。我々は一定の理解をしたところでございますけれども、消費者からの歓迎の一方、地元近隣商業者からは死活問題との嘆願書や、中主商工会が原則反対の姿勢もございまして、我々豊政会といたしましては、住民、近隣商業者、また両商工会との間で説明責任が果たせるよう、建設的かつ十分な協議を尽くされたいと市長あてに要望書を提出したところでございますが、その回答らしきものもなく、日もまだ数日しか経たない中で、このような新聞発表が出たのは皆さんご存知のところでございます。ここにはもう年内着工ということで、イオン出店受け入れと、第一面に大見出しで京都新聞が出されたところでございます。これを受けて、我々も憤りを感じ、また地元商工会、そして地域の商業者も大変な憤りを感じられたところでございます。

また、野洲地域の商店もデフレや大型店の影響もありまして廃業も多く、また活気や元気が失われているのが現状でございます。そして、地元商店での購買率は年々下がる一方であります。その対策として、商工会との連携による町おこしや、山手、そして中心地、湖周辺を機能的に結ぶ観光開発の実現により、購買人口をふやし、地域消費につなげていくことが大事であります。商工会の一元化も積極的に指導し、一過性のイベントを繰り返すだけでなく、人を引き付けるものをどうそろえていくか。駅前整備や駅周辺の商店の活性化と関わって行政の課題と考えます。考え方をお尋ねいたします。

次に、観光振興についてお尋ねいたします。

野洲市は日本最大の銅鐸の出土地として、古代ロマンを求める人々や三上山登山、そして希望が丘、マイアミ浜オートキャンプや水泳など、多くの人々が訪れているところでございます。今回の合併により、三上山、希望が丘、マイアミ浜、あやめ浜、また野洲川、日野川の三角州の上辺、下辺として一体化したことは、多くの観光客の増加が期待されるところでございます。また、野洲市には有力な企業の立地も多く、ビジネスの来訪者も多くあります。商工会と同様に、一過性のイベントに頼るのではなく、速やかに観光物産協会の法人化を実施し、民間との協働による観光開発、観光振興が必要であります。

また、豊かな自然を持つ野洲市では、景観保全は観光面やまちづくりには欠かせません。

将来を見越した計画や展望の中で、特色ある景観や環境が保全されます。NPOなどの里山保全や森林、また松林保全、そして中山道の町並み保全など、市民の意識も変わってきております。当局の考え方をお聞きします。

次に、福祉についてお尋ねをいたします。

安心、安全の福祉のまちづくりは、誰もが暮らしやすい野洲のまちを実現することであり、交通バリアフリー構想の実現により、さらに福祉の充実が望まれております。

少子高齢社会の到来により、年金の不安や老後の不安が増大しております。平成12年に発足した介護保険制度は、介護サービス利用者の大幅な増加により、保険制度維持のため制度の改正が検討されているところでございます。介護保険制度の見直しの前提として、現行の制度の問題点をどう把握されているのかについてもお聞きをしたいと思います。

来年度から具体的な検討が始まる今回の介護保険制度の改正では、要支援、要介護1の段階の家事援助などを、筋力トレーニングなども含めた新予防給付に切り替えていくという方向が出されております。身体能力を維持することは確かに要介護状態になることを予防することができますが、身体的に筋力トレーニングが受けられない方、また家の中で何とか歩いているけれども、買い物やごみ出しなどは難しい方などに対しては、それだけでは不十分でございます。今まで以上に、本人に合った適切なケアプランの作成がポイントになります。介護予防という観点から、そのような点についてどのようにお考えかお示しをいただきたいと思います。

少子化は日本のあり方を決める最重要課題であり、国力、経済、年金、福祉など日本の将来を大きく左右します。市民の将来不安を取り除き、出生率の向上策、子育て支援策等々を図り、持続可能な社会保障制度を確立すると共に、男女共同参画の理念を正しく理解しなければならないところでございます。また、子育て支援の充実と共に、幼保一元化の早期実現が望まれるところでございます。現在までのこの取り組みと考え方についてお聞きしたいと思います。

最後に、教育についてお伺いいたします。

先日の寝屋川の小学校内殺傷事件を受けて、学校を本来の安全な場所に戻さなくてはならないと、多くの公立小学校で警備員を配置する方針が出ております。民間整備会社などに依頼し、各学校に警備員を一人ずつ派遣、また児童の下校まで校門に立っていただくなどして、不審者の侵入に対し目を光らせる現状になってきました。

学校の安全は警備員がよいのか、また地域の保護者、学校が連携をとりながら安全対策

を実施するのがよいのか、早急な対策が望まれておりますけれども、教育委員会として今後の計画をどのようにするのかお伺いしたいと思います。

また、中学校を含めた学校給食の完全実施に向け、給食センターの用地取得が予定されております。給食センターの構想と食育、地産地消についての考え方をお聞きしたい。あわせて、平成18年度より栄養教諭制度が導入されますけれども、その考え方もあわせてお伺いしたいと思います。

以上、質問といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいまは、豊政会を代表されまして河野議員の方から、非常に多岐にわたる質問を含め、励ましの言葉も取り入れながら提案をいただきました。大変ありがとうございました。非常に多くの課題がございますので、ゆっくりと丁寧にお答えをいたしますので、ご理解いただきたいと思います。

まず1点目の行財政運営に関するご質問でございますが、本市では健全な財政運営のもと、新たな課題に積極的に取り組むために、優良企業の誘致による自主財源の確保等を目的に条例化を目指し、今議会においてご審議をお願いしているところでございます。

また、これらの動きと並行して、不要不急な事務事業の見直しを進めると共に、市民の貴重な税金を預かっているという自覚に立って、職員のコスト意識の醸成を図ると共に、財源の確保に努め、従来にも増して最小の経費で最大の効果が上げられるように努めてまいります。

さらに、市民とのパートナーシップによる役割分担やNPOへの支援、さらには民間経営の基本的な考え方であります企画、実施、評価のマネジメント・サイクルを取り入れると共に、指定管理者制度の検討、導入を進め、市民本位の質の高い効果的な、また効率的な行財政運営を目指してまいります。

次に、2点目の人事の問題に関わっての市民サービスの拡大に関する質問でございますが、今回の組織機構改革は、市民本位の自治体運営を進めることと、市民の安心・安全の確保を図ることを目的といたしております。最小限の組織機構の再編を行おうとするもので、ご質問いただいておりますとおり、ショッピングセンターでの市民窓口の設置や、公共施設の年末年始や土曜、日曜、また祝日などの開業、開設につきましては、調査、研究を十分にしながら、まず体制を整えてまいりたいと考えております。

3点目の交通網及び野洲駅周辺の整備と活性化についてでございますが、JR野洲駅周

辺は、新市町づくり計画の中の拠点整備方針で、新市を代表する都市拠点として位置付けられており、行政機能、居住機能、商業機能などの高度化を図らなければならないと考えております。

議員ご指摘の諸課題を解決するため、平成17年度に調査、検討を行いながら、C地区、D地区の開発のみならず、周辺の自主的な開発案や土地利用案、さらにはご提案のモニュメントの設置を含め、一定の具体的な方向性を出していきたいと考えております。

4点目の道路整備に関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり道路の整備はまちづくりのためには欠かすことのできない要因の一つであり、市民生活に不可欠なもので、地域発展の基盤となるものでありますが、その道路が地域停滞の一因となっていることは、単に地理的条件などではなく、まさに道路行政に課された喫緊の課題であると受けとめております。

それでは、ご質問の道路整備の推進状況についてお答えをいたします。

まず、国道8号バイパスにつきましては、平成12年に都市計画決定がなされて以来、その事業推進に向けて関係自治会等と協議を重ね、鋭意取り組んでまいりましたが、残念ながら環境面や用地の問題により、全面的な同意を得るまでには至っておりません。しかし、このバイパスの整備は、野洲市はもちろんのこと、近隣市町の発展、また道路行政の推進にも重要かつ早急に解決しなければならないものでありますので、早期の全面同意取得に向けて、なお一層の努力をいたしたいと思っております。

また、県道野洲甲西線の渋滞解消策につきましては、三上小学校前交差点及び御上神社前交差点の改良を、道路管理者であります滋賀県当局に対し強く要望をいたしているところであります。また、次善の策といたしましては、三上小学校前交差点の信号の定周期から時差信号への改良を、守山警察署を通じて県公安委員会に強く要望しているところでございます。

また、野洲川橋西詰の交差点については、県道、市道、野洲川の管理道が複雑に交差しているため、交差点改良や信号機設置について、関係機関と協議、調整を図っており、現在のところ公安委員会からの意見聴取を経て、河川管理者との協議段階に入っております。

以上が進捗状況でありまして、これらの道路整備が一日も早く実現できるよう、より強力に取り組んでいく所存でございます。

次に、交通基盤の整備計画でございますが、まず県道野洲中主線を竜王インターへ延長する（仮称）湖南東近江広域幹線道路計画の策定につきましては、本市の基幹道路である

と認識しており、近隣市町と共に県に強く要望いたしているところでございます。

また、野洲駅正面から希望が丘への道路計画につきましては、現在のところ都市計画決定を含め、新市まちづくり計画の中の交通基盤整備にも上げられておりませんので、現時点では計画等は考えておりません。ただ、希望が丘文化公園に至る道路につきましては、現在都市計画道路市三宅北桜線を、市道野洲中央線から国道8号までの間整備を進めているところであり、その先線については今後十分検討が必要であると考えております。

5点目の新幹線栗東駅に関するご質問でございますが、新幹線の新駅設置と周辺整備は、滋賀県南部地域の発展には必要なものであると考えておりますし、また野洲市にとっても波及的効果も見込めるものと思ひ、新駅の設置費用を154億円とすることや、仮線も含め全体費用234億のおおむね2分の1を負担することなどが滋賀県より示されたことを受け、今後栗東市が負担額を明らかにし、周辺市の負担が示された場合には、議論を重ね慎重に判断をしていきたいと考えております。

次に、6点目の防災対策に対するご質問でございますが、昨年相次いで日本列島を直撃しました台風や地震により、甚大な被害が全国各地で発生しており、本市においても防災対策を緊急課題と位置付け、さらなる市民の安心、安全の確保を図るため、4月より総務部総務課内に消防防災室を設置し、積極的に施策を推進していきたいと考えております。また、地域防災計画の策定は市の重要課題として位置付け、子どもや高齢者、障害者などに視点を置き、自治会と行政が連携して地域の人々が共に支え合い、助け合えるということの基本とした計画づくりに着手をいたしております。さらに地震や台風などのライフラインが寸断される大きな災害でも、市民の方に情報を迅速的確に伝えることが大きな役割であり、このため防災行政無線を新たに設置し、災害時に災害情報を迅速に伝達することにより、自主避難の呼びかけや避難勧告、また災害状況を的確に把握するために活用していきたいと考えております。

緊急災害時には、市民や自治会の協力により、初期消火や安否確認や救助、救出活動等が重要な役割を果たすものと考えられますので、現在各自治会による自主防災組織の結成をお願いしているところであります。自主防災組織とは、地域の防災活動を効果的に行うために役割分担を定め、規約、防災計画等を作成し、それに基づき活動を行う市民による自主的な防災組織であります。災害に弱い立場の方につきましては、市と消防署が連携して災害福祉ネットサービスを実施しており、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方を支援することにしております。しかし、大規模災害は消防や行政では十分に対応できな



い可能性があり、こうした自主防災組織において災害に弱い立場の方を守り、助け合うことも大切なことであると考えております。

次に、防犯対策等に関する質問でございますが、まず本年4月から市民健康福祉部市民課内に新設いたします生活安全室につきましては、近年市民の生活を脅かす振り込め詐欺や、全国各地で発生している小学生の誘拐事件などに対して、より一層の市民の安心、安全の確保と市民の防犯意識の高揚を目的に設置するものであります。

当然のことながら、これらの問題につきましては、本市だけでの対応では不十分でありますことから、警察署はもとより、関係機関との連携を密にして対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、駐車場の問題につきましては、基本的には個人の問題であります。購入時には必ず車庫証明が必要であり、駐車場を確保されております。しかし、不法駐車、迷惑駐車が多いために交通安全運動期間中に警察、市役所、住民が連携して、夜間に警告指導に回っておりますが、このような不法駐車が後を絶たないのが現状であります。こうした啓発も必要であります。1世帯当たりの車の保有台数は増加傾向にあり、これらの対策も必要であると考えております。今後は集落近くに空き地等があればこれを駐車場として利用することも可能でありますので、地域の方々と十分協議をしてみたいと考えております。

8点目の商業振興に関する質問でございますが、豊政会よりイオン株式会社の受け入れに関する要望書をいただいた以降の取り組みにつきましては、2月21日に中主町商工会長と幹部の方を含めまして協議の場を持ち、今後の進め方に意見交換を行っております。今後は近隣商業者には商業支援策を交えて説明いたしますと共に、商工会からも対応策の提案をいただきながら、話し合いを進めていきたいと考えております。また、近隣住民への説明は地域活性化、さらには利便性の向上を目指す施策としてご理解賜りますよう努力してまいり所存でございます。

次に、商工会の一元についてでございますが、現状は合併に係る検討組織の設置はされておられません。しかし、今後の商工会のあり方や事業の連携について、市制移行前に数回、正副会長及び事務局長の合同会議を持たれております。また、事業の連携では市制移行後、各部会長会議を開催されていると聞いております。いずれにいたしましても、合併は公益法人である各商工会の自主的判断によるものであります。行政といたしましては、会員のサービス低下にならないよう合併を願っており、今後も側面からではございますが、支

援をしてみたいと考えております。また、にぎわいを生む商業機能の強化を進めるためには、関係団体との連携を図りながら、野洲駅整備や駅周辺の商店の活性化への取り組みが重要であると考えております。

9点目の観光振興についてでございますが、観光振興によって地域経済の活性化を図り、雇用の創出につながることは非常に大切であると認識をいたしております。本市では社寺仏閣等の見学やPRはもちろん、例えば近江富士花緑公園の桜や兵主大社庭園の紅葉など、四季折々の魅力が感じられる観光施設などを積極的にPRし、一年を通じて市内のいずれかの施設に来訪者があるよう、通年型観光を目指しております。その中でも季節に応じたイベントなどのソフト事業を、野洲市観光物産協会や民間業者、市民の皆さんと共同実施し、誘客促進に努め、一人でも多くのリピーターがふえるように日々努力をいたしております。今後、よりきめ細やかなサービスの実施、あるいは公益性をも考慮した運営ができるよう、組織づくりのためにできるだけ早く現在の野洲市観光物産協会を社団法人化するよう支援をしてみたいと考えております。

10点目に、現行の介護保険制度の問題点についてでございますが、本制度は介護に対する老後の不安を解消するために、社会保障制度として制度化され、高齢化社会に欠くことのできない安心のための基盤となるものでございます。

現行制度の問題点の認識についてでございますが、本制度はご承知のとおり、平成12年度に施行され、質より量といった視点からサービス供給量の確保に力点が注がれた結果、利用者の希望に沿ったサービスの提供が可能となりました。しかし反面、保険者の財政の圧迫につながる事となったことから、制度の安定した運営が重要な課題となっております。

今回の介護保険法の改正でございますが、主な改正である介護予防への転換といった視点においては、介護保険制度の維持存続を図り、安定した制度運営を図る上で重要な問題であると考えております。

次に、本人に合ったケアプランの作成については、国が示しております地域包括支援センターを整備し、取り組んでいく考えでございます。

11点目の幼保一元化のご質問でございますが、国におきましては、平成9年に当時の文部省と厚生省の共同で、幼稚園と保育所の設置の共用化等に関する指針が示されたところでございます。この指針では、多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設、運営の共用化や職員の兼務などについて、地域の実情に応じて弾力的な運用を図

り、就学前教育の質的な向上を推進し、有効利用が図られることを目的としているところでございます。

旧野洲町においては、有識者の協力を得ながら、平成11年に幼児教育の今後のあり方の提言や、幼稚園教育振興計画を策定いたしました。また旧中主町においても、平成11年に保育園・幼稚園園舎整備計画を策定し、その中で両町とも幼稚園と保育園の一体化について検討してまいりました。さらに、平成15年には野洲町乳幼児保育検討プロジェクトチームを組織し、乳幼児保育のあり方について検討を重ね、新市で使用する幼稚園と保育所の統一カリキュラムを作成いたしました。

現在、内部で組織しております野洲市乳幼児保育のあり方ワーキンググループにおいて、保育所と幼稚園のあり方や福祉行政と教育行政の連携強化、施設整備等の検討をしておりますが、4月からは学識経験者や公募市民等で組織する野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会においても、多様化する保育ニーズに対応できるよう望ましい運営や施設のあり方等について検討していただき、幼保一元化についても一定の方向性を見出していきたいと考えております。

以上、河野議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 豊政会を代表されました河野議員の教育に関するご質問にお答え申し上げます。

まず第1点目に、学校安全についてのご質問にお答えをいたします。去る2月14日に17歳の少年が母校の小学校で教職員に切り付けるという衝撃的な事件が大阪府寝屋川市で起こりました。大阪府池田小学校の惨劇を思い出させる事件であり、学校の安全をどう守るかが問われております。教育委員会といたしましても、この悲劇からできるだけ多くの教訓をくみ取り、早急に今後の対策を講じてまいりたいと考えております。

そこで、学校の安全対策についての今後の計画についてお答えをいたします。本市といたしましては、昨今の児童・生徒を取り巻く危機環境にかんがみ、学校、家庭、地域がさらに連帯する中で、安全対策を図っていききたいと考えております。

具体的には、1つ目に小中学校児童・生徒の保護者への防犯ブザー等のあっせん及び貸与、2つ目に学校支援ボランティア等への協力体制の確立に向けた啓発、3つ目に保護者による自転車での巡回パトロールの輪を広げるためのアプローチ、4つ目に効果的な防犯講習会、研修会の実施に向けた学校への情報提供並びに支援、5つ目に地域住民に対する

子どもの安全を守るための啓発活動などの取り組みを考えておりますが、現段階において各校への警備員を配置することは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、学校給食についてのご質問であります。旧野洲町においては、長年の懸案であり、合併の調整方針に基づいて事業を進めています。中主学校給食センター及び野洲学校給食センターは、築26年、30年が経過いたしまして、施設の老朽化による建て替えを迫られております。また、0-157の発生以後、特に学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生的な調理施設への転換が必要とされております。また、懸案でありました野洲中学校、野洲北中学校の完全給食や幼稚園3年保育への対応による増食分の対応もあわせて、新センター建設を行おうとするものでございます。

昨今の子どもの食生活を取り巻く状況につきましては、朝食欠食率や一人で食べる個食の増加、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取等の問題が指摘されておりました。その結果、将来の生活習慣病の増大が懸念されております。そのため、食に関する正しい知識とそれを実践する食習慣を身に付けさせることが非常に重要な課題となっております。学校給食は食に関する指導の生きた教材として、重要な位置を占めるものであります。また、新鮮で低農薬の米や野菜などを食材として扱い、地産地消の考えも取り入れてまいります。学校給食が果たしている食育は、同じ食事をする楽しみを増したり、相手のことを考え、量の加減をしたり、地産地消として農産物を食する中で、郷土への思いを強めたりすることにもつながり、児童・生徒の学校生活を彩り、潤いのあるものいたします。

これらのことから、市立学校園のどこでも楽しい給食があり、心身のより健全な成長が期待できる学校給食の市内全校園実施を早急に実現していきたいと思っております。

また、栄養教諭につきましては、学校教育法の一部改正によりまして、義務教育諸学校に置くことができると明示されました。現在は給食センターの栄養士が担任と共に食育を進める形で取り組んでおります。栄養教諭の導入につきましては、今後前向きに検討してまいります。

以上、河野議員の教育に関する代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 河野君、どうぞ。

25番（河野 司君） ただいま、市長並びに教育長から代表質問に対する答弁をいただきました。

大変多岐にわたっておりますので、答弁たくさんいただいて、総じて評価いたしますと、

前向きな回答であったかなと、このように感じているところでございます。代表質問ということで再質問は避けましても、2点ほど申し上げておかなければならないと思いません。

ただいま、イオン誘致の件に関しまして答弁をいただきましたけれども、私が申し上げたいのは、この発表でございますね。我々会派として要望を出させていただきました。十分な協議を重ねられ、それから決断をしていただきたいと、このような要望書を出したわけなのですが、残念ながら早々にこのような発表が出たわけでございます。これによりまして、地元商業者の皆さん、また商工会は大変なショックを受けられた。ということは、市政に対し、また議会に対しての不信感が増幅したと、このように私は考えるところでございます。このような中で、今後誘致に対しての説明を地元、また商業者の皆さんにされていくということでございますけれども、大変危惧はされるという、このような不信感の中で説明をされていくことは本当にタイミング的にも悪かったなと、このように思うところでございます。この点、やはりどこに問題があったかなということを我々も考えていかなければならないし、また同時に副都心である中主地域がよりよく発展していただくということもあわせて考えていくものでございますけれども、とにかく市民との融合といえますか、市民との信頼関係を再度求めていかなければ、今後の市政運営に大きく支障を来すものではないかと、このように危惧するところでございますので、ぜひともこの件につきまして十分な説明と地元との協議、また関係者との協議を早急にされたい。このように要望をしておきます。

また、もう一点でございますけれども、給食の問題に関しまして、やはり地産地消、また食育と、このような観点から農政問題に関連するわけでございます。この際申し上げておきますけれども、環境経済部としての今後の取り組みですけれども、農業問題でございます。本市は農業従事者の後継者不足や高齢化問題が大変深刻な状況でございます。農業者が安心して持続的農業経営ができる早急な環境整備を、またそういう施策が求められているところでございます。また、副業的農家が増大する中、集落営農のさらなる発展と多様な地域農業に対応した担い手の育成対策への取り組みを強く求めておきたい、このように思います。

以上で、豊政会を代表しての質問は終わりますけれども、市長に対する住民の期待は大変大きいものがございます。どうぞ市政の展望を明らかにされ、先ほど答弁されました前向きな姿勢で新市まちづくりにチャレンジされることを期待いたしまして、質問を終わります。

ます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、野洲市民ネットワーク 山本勇作君。

27番（山本勇作君） 27番、山本勇作です。市長、教育長の施政方針について質問をいたします。私は市民ネットワークを代表いたしまして、施政方針について幾つかの点に質問をいたします。

野洲市も昨年10月に合併して早5カ月が経過しました。数々の課題が合併の法定協議の中で大まかな事項のみが合議されてきたように感じます。そのため、山崎市長を先頭に、関係部課、市職員がきめ細かく検討され、市民の地位向上のためにご努力されていることに対しまして、心から市民の一人として敬意を表します。

さて、戦後丸60年がたち、国は戦争の絶えない国際社会にあって、幸いにして他国と戦に及ぶことはなく、憲法の戦争放棄の精神により、平和を願って歩んできました。先の大戦当時の敵味方を問わず、幾多の戦争犠牲者を念頭にして、再び過ちは繰り返しませんと誓ったたまものだと思います。しかし、敗戦後から戦後復興期、そして高度経済成長期からバブルの崩壊以降、ここ10数年の世の中の姿を見て、これが平和な国家、国民の姿であるかと、心底より思えるでしょうか。人心の荒れようや犯罪や自殺者が増加しています。政治が悪いだけでなく、人間の心の内側から家庭の中までが崩壊しつつある今日ではないでしょうか。こうした中で、山崎市長施政方針では、自立を軸にあらゆる政策を人権、環境、協働の基盤を通して、ほほえみ、ときめき野洲市を創造していこうとされました。また、野洲市合併の理念は、小さくとも自立する新市の創造とも言われていますが、地方分権化の加速でのまちづくりに、直接自分たちの意思が反映されるという自己決定権が確保されるということですが、具体的にどのようなことになるのか説明を伺います。

次に、17年度政策で前段述べました合併協議での議論は、未解決事項があります。今回は、緊急の課題として新規拡充事業のみの解釈をいたしております。この平成17年度の野洲市予算案の市長コメント、この中には安全、安心、あるいは市民協働、環境、人権尊重、市民生活、福祉、健康、土地利用、交通基盤、教育、野洲市の将来像ということと一緒にあわせて、共感、改善、そしてそれに対する活力ということをキーワードに出されております。これらの中身を十分に分析いたしまして、私は私なりの、私たちの会派で勉強させていただきました。

その中で、特に市民生活に欠かすことのできない事項を積み残しております。それは商

工業者の育成指針がこのコメントの中には計上されておりません。さらにまた、大型店舗中心の市を目指しておられるのか。さらにもう一つは、労働行政では何を目標しているのか、あわせてお考えを伺います。こういった点が何一つ出ておりません。

次に、予算の歳入では、市民税の中で法人税の入りか13億円と予測されています。平成16年4月から10月までの法人税、旧中主町、旧野洲町合わせますと20億円となりますが、大手企業より見込み確定しないのか、市長はどう考えておられるのかという点をお伺いいたします。さらにまた、基金の取り崩しや合併特例債、起債で賄う予算でなく、健全財政を目途にされるのか、今後の方針についてお伺いいたします。

次に、新市の土地利用や市街化構想の理念と同時に、市内の企業跡地の活用等の考え方はどのようにされるのか、考え方を伺いいたします。この企業跡地につきましても、当市におきましては薬品会社が3社、既にもう閉鎖をされておりますし、あるいはまた野洲大字西町のトキワ精機さんの前の広大な土地、吉身地先が、これも放置されたままです。こういった考え方が、先ほどの工業振興施策とも絡みがございますけれども、こういった点の考え方はどのように思っておられるのか、お伺いいたします。

次に、協働を、自治体運営のまちづくり基本条例の制度をこの野洲市の最高法規ということで施政方針に位置付けられておりますが、どんな考え方をされているのかお伺いいたします。

次に、防災対策についてでございますが、防災と防犯体制の整備を緊急の課題とされ、施策とされておりますけれども、これの組織の体制のあり方はどのようにされるのか。聞くところによりますと、各自治会単位でのように聞いておりますが、どのような方策でやるのかお伺いいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。

近時、各所で学校教育現場において殺傷事件等があり、大変痛ましい事件が発生しております。先ほどの河野議員と同じ内容でございますけれども、当市ではこうした関係者のお力添えによって、何ら事なきに至っているというのは大変うれしく思います。けれども、昔の学校は人間形成のために晴々して、そしてほがらかに楽しくする憩いの、そしてまた学びの場でございます。それを今、現状におきましては、学校に網を、フェンスを張って、入り口にピンポンを入れて、それでないとドアがあけてもらえないと、こういうような大変情けない状態になっていることは十二分にご存知です。そのことが、先ほど私が申し上げました人心の荒廃であるという意味でも考えております。子どもが大変かわいそう

です。この点についての考え方を、安全面について教育長はどう思っているのかということについてお伺いいたします。

次に、スポーツ関係でございますけれども、旧野洲町ではスポーツ振興審議会、スポーツ災害条例が存置されておりました。これが10月1日合併をした途端に、何もなしにこれが政策指針が変わったというように聞いておりますが、こういったことについてはどのようになっているのかお伺いいたします。体育関係につきましても、審議会は昨年は1回開かれただけです。けれども、合併をしたらこれは社会教育委員会議に付託するという話でございますが、こういったことの内容についてはどうされているのかという点をお伺いいたします。

最後に市長に申し上げます。厳しい財政環境下で、今こそ市長の自治能力を試される時代になっております。私が前段申し上げました、人心の不安定なときこそ多様化し、また市民の要望も多く、市長の責務は大変大きいと思います。市民の期待に沿うように力いっぱい頑張ってくださいことを期待いたしまして、会派の質問を終わります。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま、野洲市民ネットワークを代表されまして山本議員から質問がございました。お答えを申し上げます。

まず1点目の地方分権に関する自己決定権の確保についてのご質問でございますが、地方分権は国と地方の役割分担を明確にするものでございまして、国に集中をしておりました権限や財源を県や市町村に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決めようといういわゆる自己決定、自己責任の原則に基づいた自立的な行政システムを構築することにあると思います。

一方、本市においても身近な行政参加の場などを確保するという地域内の分権化を模索することが重要であると考えております。例えば、本市では現在コミュニティセンターを拠点として自発的、自立的な地域活動が展開されております。これまでのこうした組織の役割と実績を踏まえ、小学校区単位の住民自治組織をつくり、一部権限や財源を移譲し、地域に身近なことはそこで自己決定していただく方法が考えられます。このように、できる限り行政のスリム化と公共サービスの提供が小さな単位でできる仕組みと考えております。

私がかねがね思っておることは、地方分権は、あるいは権限移譲は、行政団体が受ける



ものでなく、市民がすべてを受け取るものであるのではないかという思いを持っておりまして、それを我々行政が集約して一つの施策として生かしていく。これが地方分権であるのではないかと、こんなふうにも考えております。

次に、2点目の商工業の育成に関する質問にお答えいたします。

まず商工業者の育成指針についてであります。地域を支える活力を生むまちづくりに向けましては、にぎわいを生む商工機能の強化や工業の振興への取り組みが必要でございます。そのためには、商工業者の育成を図ることは不可欠であり、この重要性につきましては、平成17年度予算資料では主な新規・拡充事業や費目別事業一覧の中で詳細に説明をさせていただいております。今後も商工業者の育成につきましては、関係団体との連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、大型店舗に関する質問でございますが、大型店舗の受け入れは新市まちづくりの計画にある中主町地域の副都市化を促進し、強力な集客力を生かした商業基盤の強化を進めるもので、大規模店舗と小規模店舗との共存を目指しつつ、住民の利便性向上を図るものでございます。

さらに、労働行政に関しましては、本市の労働行政の一つとして、平成17年度から就労支援対象となる障害者、同和地区住民、ひとり親家庭等の就職困難者等の就労相談窓口を労政の所管課に設置する予定でございます。さまざまな機関や団体と連携、協力しながら相談業務を開始し、安定就労を目指してまいりたいと考えております。また、ハローワーク、湖南地域の草津市、守山市、栗東市との連携も図り、就労に対する情報のネットワーク化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の平成17年度予算に関するご質問にお答えをいたします。

まず法人町民税の見込みについてでございますが、旧町の平成16年度当初予算では、合計で約12億8,000万円を見込んでおりましたが、決算につきましては大手法人の税収が大きく落ち込んだことから、平成16年度は旧町の決算額を含めまして、約7億円程度になるうと思っております。

また、平成17年度当初予算につきましては、景気動向が不透明ではあるものの、主要大手法人の業績に関しては特記すべき要因が見当たらないこともあることから、積極的に加減すべきではないと判断し、通常の業績が見込まれるものと想定して、約13億5,000万の予算を計上したところでございます。しかし、法人市町村民税は長期的な景気動向はもとより、短期的な景気動向による影響も大きいことから、長期的な予測が難しく、

特に野洲市の場合は収入全体に占める法人市民税収入の割合が高いという構造的な特徴があることから、各法人の決算が確定するまでは法人市民税収額が大きく変動する可能性を否定できないのが実情でございます。今後長期的には、法人市民税にかわるような安定的な自主財源の確保に努めることも肝要であります。まずは財政調整基金などにより過去の実績などから見込まれる年間最大減収額に対応できるよう備えることが現実的ではないかと思えます。

次に、健全財政への取り組みについてでございますが、平成17年度以降策定を予定しております野洲市総合計画の中で、将来の行政需要や長期の財政シミュレーション等の検討を進めると共に、あわせて財政構造改革を策定していく予定をしており、その中で財政健全化への取り組み方策について検討していきたいと思えます。これも三位一体の改革の確定に合わせた取り組みとしていきたいと思えます。

また、基金の取り崩しや合併特例債への依存についてでございますが、合併直後の現時点におきましては、合併に起因する早急に解決すべき行政課題がまだまだ多く、短期的には予算規模が膨らんでまいりため、結果的にはこの飛び出し部分については合併特例債や基金の取り崩し等により対応させていただいているところでございます。今後、中長期的には、合併によるスケールメリットも最大限に生かせる努力をすると共に、合併特例債をはじめ、地方債に過度に依存することがないように留意してまいりたいと思えます。

続きまして、4点目の市内企業跡地の活用等の考え方についてでございますが、企業跡地につきましては、空き地、空き工場や民間開発による工業団地も含め、新たな企業進出が進まない状況であります。企業立地を推進するための施策としまして、また新市のまちづくりでも主要施策に工業の振興を掲げているとあり、今議会におきまして工業振興条例による助成制度を提案いたしております。

次に、5点目のまちづくり基本条例に関するご質問でございますが、まちづくりにつきましては、地域を構成する市民、企業、行政のそれぞれの主体が、その役割を見定め、互いに補完し合いながら推進していくということが原則だと考えております。つまり、協働のまちづくりということになります。このことを具体的に動かすためにはどの主体が何をなすべきかなどのルールづくりが必要でございます。これを明記したものがまちづくり条例だと考えております。今までは、このことを口で、理念、理念と申し上げてまいりましたが、これを法制化していこうということで、市民の皆さんの理解も得てきたということで法制化をしてまいりたいと、こういう思いをいたしております。また、この条例に

最高法規性を持たせる意味には、地域全体に共通するルールになるということでございます。内容的には情報の共有化をどうするか、市民参加の保障、協働の基本的な仕組みをどうするのかなどが中心になると考えております。

最後に、6点目の防災対策に関する質問にお答えをいたしたいと思っております。

大規模災害発生時には、公共機関自らの災害等も考えられ、公共機関だけでは十分な対応ができなくなる可能性がございます。市民や自治会の協力により、初期消火、安否確認や救助、救出活動が重要な役割を果たすものと考えております。阪神淡路大震災等からいきますと、先例もございますが、人命を救出、救助したのは自衛隊でも警察でも消防でも行政でもなかった、地域の皆さんが協力して命を助けた。そのために一人も死人を出さなかったという集落もあるようでございます。このため、いざというときに備えまして、日ごろから自分たちの地域は自分たちで守ろうという意識のもと、自治会活動の一環として防災について話し合い、防災活動に取り組むことが大切であることから、現在、各自治会での自主防災組織の結成をお願いしているところでございます。災害時には自治会と行政が連携し、地域全体で守り、助け合うということを基本にした市民と行政の協働による防災まちづくりに取り組んでまいりたい、こういう考えをもっております。

以上で、山本議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野洲市民ネットワークを代表されました山本議員の教育に関するご質問にお答えいたします。

先ほど豊政会の河野議員にお答えしました学校安全につきましては、重なる部分がございますので、少しだけそこへ付け加えたいと思っております。まず、実態でございますが、今すべてのPTAとはいきませんけれども、PTAの会員の皆さん方が自転車に乗るときに、かごに「安全パトロール」というような啓発のものを付けていただきまして、それを日常的にみんなに見えるように、そういうような取り組みをさせていただいております。巡回パトロールと申しますかね。それから、もう一つは、今行政の方で宣伝カーを出しまして、そして子どもたちの交通安全も含めまして、子どもたちの安全パトロール、これを計画的に今始めたところでございます。そのほかに、野洲市青少年育成市民会議におきましては、これは非行防止が主ではありますが、子どもたちの安全ということも意識して取り組みをいただいているところであります。そういうような例が市内に幾つかございまして、それを私は今課題と思っておりますのは、その皆さん方の取り組みを組織的にまとめていくと

いいですか、そしてパワーアップをしていく。それが課題ではないかなと、このようなことを考えております。先ほど山本議員が学校に高い塀をして、そういうような取り組みについてはどうかと、全く私も同感でございます、むしろ学校を開放していく。そして多くの市民の皆さん方が学校に来ていただくことによって、そういうような事件が起こらない、そんな取り組みができないかなという思いでいっぱいでございます。

次に、2点目の質問にお答えをいたします。スポーツ振興審議会及びスポーツ災害補償についてのご質問でございます。

まず、スポーツ振興審議会につきましては、旧野洲町にはありましたが、旧中主町にはありませんでして、全国的にも審議会を設置している市は少ない状況にあると、こういうことでございます。このような現状から、合併協議を進める中で、公民館運営審議会と共に、社会教育委員会議に集約することを、第13回合併協議会で協議いただいたところでございます。こういうことになりましたので、私は社会教育委員会議がスポーツ振興審議会の機能を十分に果たしてもらえるように強く働きかけたいと、今のところはそうように思っております。また、スポーツ災害補償につきましては、万が一のけがなどの事故に対応する民間制度が十分でなかったために、旧2町とも制度を設けておりました。しかし、現在では自らの責任においてスポーツ活動でのリスクを回避するという考え方が中心になりまして、民間のスポーツ安全保険が定着すると共に、補償内容も充実してきましたことから、民間の保険制度に移行することになったものでございます。

以上、山本議員の教育に関する代表質問にお答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

27番（山本勇作君） ただいまご答弁ありがとうございました。

本予算の事業内容につきましては、やはり市民生活に欠かすことのできない事柄でございますので、まだまだ私が申しましたように、合併の法定協議の中身のすり合わせということが今後の大きな課題であることは事実でございますので、これを一つの課題としてやっていただきたいと思います。二、三質問をしたいと思ったのですが、時間の関係もございしますが、2点だけ申し上げます。

商工業者育成でございますが、昔、近江商人は三方よしと言いまして、売ってよし、買ってよし、世間よしということわざで、近江商人は繁栄をやっていったということでございますが、今日ではこの野洲市内で各所において生鮮食料店が皆閉店をしております。ご案内のように、近江富士から三上、七間場、大畑、野洲、四ツ家、行畑、万葉台、ほとんど

ございません。それを今多くの高齢者の皆さん方が何とかそんなものはないだろうかというお声でございます。私はそのことによって今取り上げたのでございますが、農業施策におきましては、転作とかとも補償とかいろいろな形で国においては補償しております。しかし反面、商工業者には貸付金であってもお金の補償は、補助はありませんということでございますが、このようなことが、県におきましてはこの17年度予算では、元気な滋賀の経済基盤づくりの一環に、商店街基盤施設等整備事業1億8,000万上げています。これは商店街かもわかりません。これはやっぱり市長、新しい、小さくともきらりと光る野洲市と言うなら、そういうようなことの小さな商売屋さんにも、補助金を月に3万ぐらいを渡すというような形にするとか、そのような補助をしてやるような施策をしないと、ますます商工業者は減っていきますし、本当にみじめなまちの姿になっていくと思います。この点の考え方を十分にお考え願って市長の考え方を、ただああいうようなフレンドマーに任すのではなくして、大型店舗でなくして、みんなが親しみ合える昔のそういうものがならないだろうかということの声が、我々70代の高齢者の方たちから、自転車に乗れない人、あるいは歩けない人、そういう人たちからの声があります。これはやっぱり市長の大きな課題であると私は思いますので、その点の見解についてお伺いをいたします。

それからもう一点ですが、防災対策について自治会でいろいろと組織をしてもらおうと、防災事業でございますけれども、やはりこれも過去は旧町におきましては、自警会とか若い人たち、18歳から25歳の方たちが義勇団といって組織した時代がございましたが、こういうものが今ほとんど崩壊してしましまして、その自治会の隣組長さんが防災の、いわゆる消防団員をしているという実態でございます。そこへまだそういった組織をつくるうという考え方は、なかなか私は至難のわざではないかと思うのですが、そういう点の見解をお伺いしておきます。

2点で集約しておきますので、よろしくお願ひいたします。市長の考え方。

議長（秦 眞治君） では、お諮りをいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定によりまして午後5時までとなっておりますが、議事の都合によりまして、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問の中で、特に生鮮食品について非常にお年寄りがお困りになっていることは、これはつぶさに私も経験をいたしております。いろんなご意見を聞いております。そうしたことについては、今までの経過の中では若干そういうことが置き去りになって、消費者自身も悪かったことは確かなのですね。そのために店が縮小されたということでございますが、これは何としてもやっぱり高齢化が進むまちの中では、何らかの施策が必要だと受けとめておりますので、今担当の課ではそうしたものを含んで施策を考えようということで取り組んでおりますので、ご理解をいただければと思います。

それともう一点、自治会の組織の中で、いろいろと個人の情報の面で非常に厳しい規約があって、隣に誰がお住みになっているかわからないという部分もあるわけなのですが、そうしたことは別に置きまして、やっぱり隣の人、みんながそれぞれのまちをつくり上げていくのだということで、自分たちの命と財産は自分たちで守るのだという意識も必要でございますから、その辺の連携は日常の生活の中でお取りいただかなければならないと、こんな思いもいたしますが、これはなかなか至難の問題なのです。名前一つわからない、名前を聞くことによって個人情報のどうたらこうたらということになりますが、その辺はうまく文化、スポーツその他の面から、地域の中でそうしたものを生かしながら、そして交流を深め、そういうことからお互いに助けるという気持ちを涵養していく必要があるのではないかと、こんなふうにも思いますので、これには若干の時間もかかるでしょうが、そういうまちづくりをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

議長（秦 眞治君） 山本議員、どうですか。

27番（山本勇作君） どうもありがとうございました。

いろいろと合併後の課題もあり、また17年度予算につきましてはまた我々も積極的に協力し、また市長の市政についてもああやこうやとご注文を付けながら頑張っていくということで、これによって代表質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明 11 日は午前 9 時より本会議を再開し、本日に引き続きまして代表質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでございました。（午後 4 時 58 分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年3月10日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署名議員 辻 藤 雄

署名議員 森 田 貞 雄